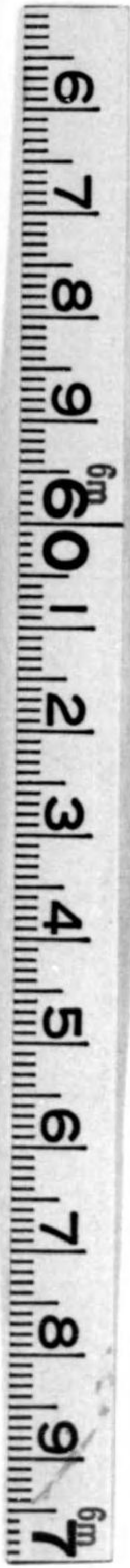


334.7-N17ウ
1200500738329

334.7
N17
Ⓢ

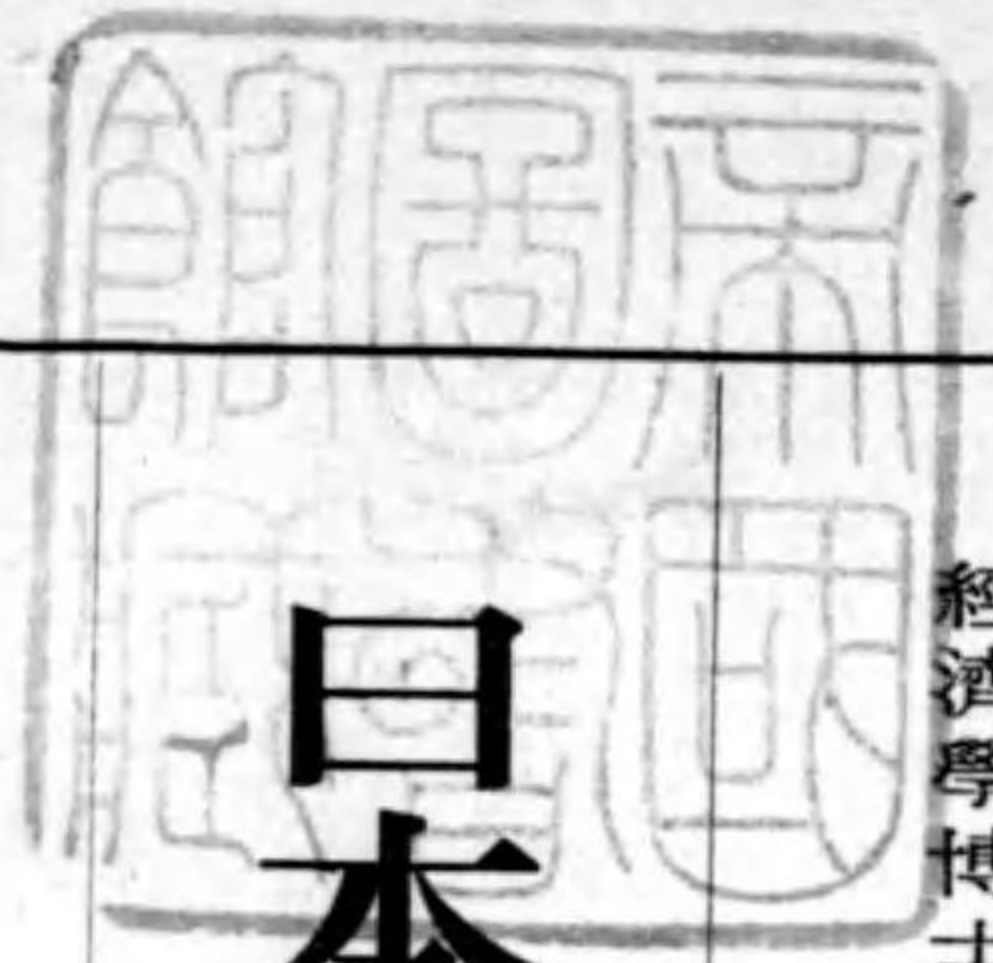


始



32.1 23

334.7
N 17
④



經濟學博士

永雄策郎著

日本植民政策の動向

東京書肆有斐閣



988
105

飛行機のとびたつおもひこの著書を國うむわざに
ささげまつらむ

序

私によれば、所謂植民政策學は大地域國家、即ち大領土を領有するか、又は大地域に對して指導性乃至支配性を樹立する國家の創造保持發展に關する學問である。經濟學とも關係あるが、決してその一分科ではなく、寧ろ經濟と政治との兩學にわたり、高度國防國家創造の學に屬する。それ故に刻下日本の植民政策學に於て、日本は何故に大東亞共榮圈を建設せねばならぬか、而して又その爲に、何故に米英を對手として、國運を賭して戦はねばならぬかは、是非とも取扱はれねばならぬのである。

昭和十六年十二月八日大東亞戰爭は勃發したのであるが、戰爭は日本の歴史的勝利を以て進展し、今日の廣大なる占領地域は、半ヶ年

序

にして略々確定した。無論私は國民の一人として、無限の欣喜と、感激とに浸つた。そこで私は、昭和十七年の春より秋にかけて、東京都中に於てのみか、大阪その他にも出張して、幾度か日本の植民的發展につき、連續講演を試みたが、就中、五月十五日より六月九日にかけて、東京都國民學校第三區有志教職員諸君に對して、日本植民政策の動向と云ふ題下に、二時間宛十回十夜、瀧野川第四國民學校に於て、連續講演したのは、最も纏つたものであつた。即ち書物にする積りて、此の十回の連續講演を、速記させたのであるが、講演のことであるから、重複又脱線、聽講者諸君は固より、速記者を苦しめたこと、少しとしかつた。

私は相當多忙の生活を送つて居るが、速記が出来ると、時節柄御奉公であるから、勉強した。出來た速記を或は抹殺し、又は加筆し、結局講演内容を、三四倍に擴張したのが本書である。

本書の要約は書末總結論に掲げてあるが、初校を終へて、更に第三者的の立場に於て客觀視するを得て、簡単に、その特徴を補足列舉すると、

(1) 云ふまでもなく本書は、日本植民政策原理の理論的、歴史的、現實的、基本政策的の研究である。

(2) それ故に又、日本が大東亞共榮圈を建設せざるを得ざる所以と、その建設を妨害する讎敵が米英なる所以とを、植民政策的及植民史的に詳説して居る。

(3) 私は書中に於て、少くも現代に於ては、精神的意味の大國家の外形は、必ずや大地域國家ならざるべからず、それ以外に存在し得ずと斷定して居るが、此の斷定より、大國民及大國民教育即ち興亞教育の意義を明にし、滿洲農業移民及滿蒙開拓青少年義勇軍の性質をも、詳説して居る。然れば本書は見方によつては、日本の興亞教育論とも

云ひ得る。

序

四

(4)本書はその所論の進行に於て、絶えずスイレーの英國膨脹史論を援用批判し、大英植民帝國の長所と短所とを明にして、スイレー如何に雄辯なりとも、大英植民帝國は、總ては滅亡すべき弱點を包藏して居つた。それ故に今や滅亡に瀕して居ると主張し、日本をして英國の轍を踏まざらしめんことを期した。即ち本書は又、日英兩國膨脹比較史論とも云ひ得る。

本書の特徴は以上の如くであるが、本書の種子となつた講演は、去る昭和十七年六月九日を以て、終つて居る。併し聴講者諸君の前に立つて居る積りで、所論と關係あるその後の重要事件にも、出来るだけ論及した。それでも終に、昨十八年十月三十日締結の日本國中華民國間同盟條約、及十一月六日の大東亞宣言、即ち宣言に所謂(1)共存共榮の原則、(2)獨立親和の原則、(3)文化昂揚の原則、(4)經濟繁榮の原則

(5)世界進運貢獻の原則には、觸れることを得なかつた。これは致し方ないことであるが、私は書中に於て、大東亞共榮圈諸地域のうち、植民地は將來日本の本國となる筈である、又日本によつて新に獨立を與へられたる地域は、修交敦睦を加へるに従ひ、將來日本と無國境的となる筈であると主張して居る。此の私の主張に考慮すれば、大東亞宣言は、正に當然の宣言であり、修交敦睦の爲に、眞に慶賀に堪えざる次第である。併しそれにしても、日本は何處迄も、東條首相の所謂日本を核心とする大東亞共榮圈を創造せんと欲して居るのであり、日本を核心とせざるが如き、單なる大東亞共榮圈を創造せんと欲して居るのでは、絶對にないと云ふことを、此の宣言理解の前提として、附け加へて置く。

最後に、縦横加筆の速記を淨書するの勞をとつた拓殖大學學生田口俊夫及長淵靜嗣兩君、速記者同盟通信社社員高野太一郎君、印刷出

序

五

序

六

版につき一方ならず煩した二十年來の交友有斐閣店員西田勝三君に對して、厚く謝意を表す。

昭和十九年一月下浣

著者

目次

第一講 大國民教育論……………一

- 一 日本植民帝國とその真相……………一
- 二 大國民大國家と興亞教育……………三
- 三 スイレーの大國家論……………九
- 四 文部省と大國民教育……………一四
- 五 大學令と大東亞共榮圏建設……………一八
- 六 實踐教育と大東亞共榮圏……………二四
- 七 日本は立遅れず……………二七
- (1) 立遅れ説の内容……………二七
- (2) ポルトガル及スペイン時代……………二九

目次

一

(3) オランダ時代……………三

(4) 英佛開争時代とイギリス全盛時代……………五

(5) 日本は立遅れず……………四二

第二講 植民地の意義諸説……………四

一 植民地の定義と大國家の創造……………四

二 植民地諸説……………五

三 ラインシュエ及山本博士説……………五

四 アダム・スミス説……………六

五 スイレー説……………七

六 矢内原前東京帝大教授説……………七

第三講 レーニン帝國主義論の謬妄……………八

一 レーニン帝國主義論打倒の必要……………八

二 レーニン帝國主義論の内容……………八

三 レーニンは植民闘争激化の時期とその中心地とを解せず……………九

四 第十九世紀末葉に於ける世界最終の分割は専ら交通通信の發達による……………九

五 「過剰資本」の輸出は亡國を意味し植民的發展を意味せず……………一〇

第四講 植民地、植民政策、植民及移民……………一〇

一 植民地及植民政策説……………一〇

二 植民地説解釋……………一〇

三 植民政策説解釋……………一四

四 世界政策の解釋及植民政策の分析に於けるツェッブル説との差異……………一〇

五 植民的發展の原因と、その法律的及實質的分類……………一〇

六 特に將來本國となるべき植民地と然らざる植民地……………一三

七 大東亞戰爭以前に於ける日本の植民的發展特に滿洲國の意義……………一三

(1) 大東亞戰爭以前に於ける日本の植民的發展……………一三

(2) 滿洲支配性を目的とする日本の既得權研究の必要とその意義……………二五六

(3) 滿洲事變と滿洲國の性質……………二五二

七 植民と移民……………二五七

(1) 植民と移民との形式的區別と矢内原前教授と山本博士との論争……………二五七

(2) 植民は國家を運搬するが故に植民地を同化するも移民は然らず……………二六〇

(3) 矢内原前教授の所謂實質的研究批判……………二六六

第五講 植民的發展の原則と外交の原則……………二六九

一 外交の原則と民族・人種・國民……………二六九

二 外交の原則と大東亞運命共同體の成立……………二七四

三 個人道徳と國家道徳……………二八〇

四 人種問題は國際鬭争の原因とならず……………二八九

(1) 日支外交と同文同種……………二九〇

(2) 白人制覇乃至歐羅巴制覇の虛妄……………二九二

(3) 所謂白人制覇乃至歐羅巴制覇の真相……………二九四

(4) 日米外交と人種問題……………一〇〇

(5) 人種問題と國際社會問題と世界の歐羅巴化……………一〇一

(6) 人種問題と大東亞共榮圈建設……………一〇四

五 國際聯盟主義その他諸思想の批判……………一〇五

六 國民教育と大東亞共榮圈の建設と明治以來の宣戰の詔勅……………一〇〇

第六講 近世的植民運動の要領……………二一九

一 植民史研究の目的と範圍……………二一九

(1) スイレーの歴史研究方法及目的論……………二一九

(2) 植民史研究の範圍……………二二五

(3) 日本植民史研究の範圍……………二二七

(4) 植民政策乃至植民史と地政學的研究……………二三九

二 近世的植民運動の要領……………二三二

(1) 封建的國家の植民運動と個人特許 一三二

(2) 民衆的傾向と特許會社の成立 一三五

(イ) 和蘭東印度會社及西印度會社の成立とその活動 一三六

(ロ) 英吉利東印度會社とサウス・ウァージニア會社及アリマス會社の成立と活動 一三九

(ハ) 佛蘭西東印度會社及西洋會社 一四一

(ニ) 前期特許植民會社の解散とその理由 一四三

(ホ) 後期特許會社の出現と南滿洲鐵道會社の性質 一四四

(3) 近世的植民運動は國家的及國民的制約より解放せられたることなし 一四五

(4) 近世的植民運動は人を移す爲の運動にあらず、また過剰資本投資運動にあらず 一四五

(5) 近世的植民運動は終始一貫東印度を中心とす 一四六

(6) 近世的植民運動は一貫徹底世界經濟的及世界政策的鬭争也。即ち實際鬭争的には王位繼承問題宗教問題人種問題等はこれが原因とならず 一四七

(7) 植民地統治問題としての宗教問題 一四八

(8) 植民地統治問題としての人種問題 一五〇

(イ) ポルトガルの黒奴賣買と土人虐待 一五二

(ロ) スペインの土人虐待及黒奴賣買と蘭領東印度及コンゴに及ぼせる影響 一五一

(ハ) イギリスの土人政策と黒奴賣買 一五三

(ニ) 米大陸特に米國と黒奴 一五四

(9) 自治植民地抑壓と國防 一五六

(イ) 自治植民地の意義 一五七

(ロ) 自治植民地とその國防 一五八

(ハ) スイレーのコロニアル・エキスパンション及印度統治説の破綻 一六一

(10) 將來本國となるべき植民地又は將來獨立すべき植民地と云ふ分類の存せざる所以とその結果 一六五

(11) 世界の歐羅巴化、白人制覇、歐羅巴制覇の誤謬の結果 一六六

(12) 革新植民政策出現の機運 一六七

第七講 太平洋外交の原則と日本植民帝國の成立(その一) 一六九

一 太平洋外交の原則と日本の躍出 一六九

目次 七

二 イギリスの印度保持及太平洋政策……………二七〇

三 ロシアの南下政策……………二七五

(1) 五大南下通路の成立……………二七五

(2) モンロー主義とアラスカの賣却……………二七九

(3) 滿蒙方面……………二八〇

(4) コーカサスの征服と中央アジアに於ける鐵血政策……………二八一

(5) パルカン問題の真相……………二八三

(6) 五大南下通路年代別要約……………二八九

四 日清戦争の合理性と三國干涉及支那分割の趨勢……………二九〇

五 日露戦争とその戦果とその合理性……………二九四

(1) ロシアの滿洲南下と日英……………二九四

(2) 日本の戦果特に韓國併合とその對策……………二九六

(3) 日露戦争の合理性……………二九八

六 日露戦争當時に於ける太平洋外交の原則……………三〇〇

第八講 太平洋外交の原則と日本植民帝國の成立(その二)……………三〇三

一 日露戦争以後第一次世界大戰中の太平洋外交の原則……………三〇三

(1) 對露外交より對米秘密外交へ……………三〇三

(2) 米國の膨脹政策……………三〇四

(3) 門戶解放機會均等主義の主張とその轉換……………三〇六

(4) ハリマンの活動……………三〇八

(5) ハリマン活動の批判……………三一四

(6) ストレートの活動……………三三八

(7) 法庫門鐵道問題……………三三九

(8) 滿洲諸鐵道の中立案、錦愛鐵道及四國借款團問題、石井・ランシング協定……………三四〇

(9) 第一次世界大戰參加特に青島出兵の理由……………三四三

(10) 日露戦争以後第一次世界大戰中の太平洋外交の原則……………三四六

二 第一次世界大戰以後滿洲事變當時の太平洋外交の原則……………三四一

(1) 米英の握手……………三二

(2) ワシントン會議とその内容……………三三

(3) 第二次及第三次海軍縮小協定及不戰條約……………三四

(4) 滿洲事變勃發……………三五

(5) 日本批難の國際聯盟共通理由と米英佛……………三六

(6) 滿洲事變當時の太平洋外交の原則……………三四

三 滿洲事變以後の太平洋外交の原則……………三五

(1) 面目一新の日本の太平洋外交……………三四

(2) 日本を中心として見たる國際聯盟脫退以後大東亞戰爭勃發までの重要事項……………三六

(3) 日支事變の勃發と日本の聲明……………三五〇

(4) 第四次海軍縮小協定脫退と九國條約破棄……………三五二

(5) 獨伊の日本模倣と日獨伊防共協定の成立……………三五三

(6) 歐洲戰爭の勃發と日獨伊三國同盟の成立より大東亞戰爭の勃發まで……………三五三

(7) 滿洲事變以後の太平洋外交の原則……………三五五

第九講 振古未曾有の大日本植民帝國の成立……………三七

一 日本植民帝國の原因的及目的的價值とその結果的現實的價值……………三七

二 大東亞戰爭以前に於ける日本植民帝國の結果的現實的價值……………三八

(1) 大東亞戰爭以前の日本と世界各國との植民的發展の面積人口產物の比較……………三八

(イ) 面積及人口の比較……………三八

(ロ) 單なる面積、人口、產物の比較の價值……………三七三

(2) 大東亞戰爭以前の日本植民帝國の地理的構成に於ける諸特徴とその效果……………三七四

第一 本國が中央に立ちて直接その植民的發展を指揮號令す……………三七四

第二 人種の共通……………三七六

第三 世界經濟的世界政策的開争の中心地に蟠居す……………三八一

第四 アジア大陸に「日本の楔」を打つ……………三八四

第五 滿洲國の氣候風土は日本農民の移住に好適なり……………三九一

第六 以上諸特徴とその效果……………三九五

三 大東亞戰爭以後に於ける日本植民帝國の結果的現實的價值……………三九七

第十講 日本植民帝國の基本政策特に滿洲農業

移民の成立 四〇一

一 高度國防國家構成國土計畫の決定 四〇一

(1) 東條首相の議會演説とその解釋 四〇一

(2) 日本の本國の擴張 四〇四

二 日本植民的發展統治根本主義の確定 四一〇

(1) 東條首相の議會答辯 四一〇

(2) 歐米植民地統治の三主義 四一一

(3) 日本の一視同仁主義と文教諸政策 四一三

三 日本人配分問題と南方移住民 四一五

(1) 日本植民帝國の基本政策と日本人配分問題 四一六

(2) 南方移住民の素質 四一七

四 滿洲農業移民と滿蒙開拓青少年義勇軍 四二〇

(1) 滿洲農業移民の必要と可能 四二〇

(2) 當初の滿洲農業移民 四二二

(3) 滿洲農業移民現狀概要 四二四

(4) 滿洲農業移民成立汎論 四二五

(5) 滿洲農業移民定着法 四二八

(6) 滿洲農業移民の成立に關する誤解乃至疑問 四三三

(イ) 國策移民と經濟的不成立 四三三

(ロ) 滿洲農業移民と營利目的 四三四

(ハ) 營利主義とノミナル及リアルインカム 四三五

(ニ) 營利主義と百年の大計 四三六

(ホ) 軍の行動と滿洲農業移民 四三七

(ト) 滿洲農業移民と五反歩百姓の否定運動 四三九

(7) 植民教育と滿蒙開拓青少年義勇軍 四三九

(イ) 義勇軍の母體としての高等小學校 四四〇

(ロ) 高等小學校の大國民教育と義勇軍 四四一

(ハ) 義勇軍訓練所の性質と幹部……………四四四

(8) 満洲農業移民と軍部……………四四六

(9) 英國と日本との海外發展者數比較……………四四六

五 經濟的諸政策……………四四九

(1) 帝國政府の經濟基本政策とその批判……………四五〇

(2) 大東亞經濟建設具體方策……………四五三

總 結 論……………四五五

一 英國膨脹史論の綜合的批判……………四五五

二 講義の要約……………四五九

三 日本植民帝國とその將來……………四六九

第一講 大國民教育論

一 日本植民帝國とその真相

これから「日本植民政策の動向」即ち日本植民政策の原理の理論的、歴史的、現實的研究につき、十回連続、長講演を開始せんと欲するのであるが、開講にあたり先づ注意したいことは、私どもは何はさて置き、日本植民政策の原理の表現たり、實證たる日本植民帝國は何者であるかと云ふこと、即ち日本植民帝國の真相を知らねばならぬと云ふことである。

「照顧脚下」と云ふ言葉は何處の禪寺にでも、玄關に掲げてある言葉であり、大概の人は知つて居る。正直に云つて、私には禪學の素養などないが、生家が曹洞宗であるから、幼時より禪寺にはよく出入して居り、まことに親しみふかき言葉である。足もとに注意せよ。他人の履き物と間違へるな。あわてるな。落ちつけと云ふ意味である。あわてず落ちつけば、わけが分る。數理に徹底する。履き物を間違へる筈なく、自己の何者であるかもわかる。眞に私どもは、

自己の何者であるかと云ふこと、自己の真相をはつきり知らねば、如何なる行動もとれない。着物一枚作れない。一服の薬も飲んで見ようがない。動きがとれないのである。それ故に私は、吾もひと、日本及日本人も、外國及外國人も、雄邦も劣弱國も、本國も植民地も常にまづ、「照顧脚下」一番と云ふことが必要であると、切實に思ふのである。

私ども日本人として唯今熟く日本國を照顧するに、端的率直に云つて、連戦連勝の我が日本帝國は、これを經濟的及國防的に見て、實に世界歴史あつて以來、未だ嘗てないやうな、所謂振古未曾有の大植民帝國、即ち日本を核心とする大東亞共榮圈を建設せんとしてつある。何を以て私どもが左様なことを云ふか。これを他の植民國と比較して如何なる特質を有し、如何なる特殊原理を以て動きつつありやと云ふことを、はつきり認識しなければならぬ。而してこの特質この特殊原理をはつきり認識すると云ふことは、理論的歴史的研究を進めると云ふことである。即ち日本植民帝國の理論的歴史的研究によつて、その原理とその特質とを知り、茲に始めてこれに適應する基本政策を決定し得るのである。この基本政策の決定に就いては、日本人である以上、國防政治經濟藝術宗教教育等凡有る分野の仕事に従事する者、即ち軍人も、官吏も、政治家も、實業家も、藝術家も、宗教家も、教育家諸君も、國民全部が、何等かの方法を

以て、直接間接これに參劃し、且つこれを實行に移さねばならぬと思ふ。臣道實踐、職域奉公とはこの事を云ふのである。

二 大國民大國家と興亞教育

そこで私は、特に今日此の第一講に於て、教育家諸君に對して懇へたいことがある。それは大國民教育の意義及方法に關することである。

私も諸君も、教育家として立つて居る次第であるが、お互に教育家として、自分の子弟を大國民に鍊成したいと思ふ。これは當然のことである。人は口を開けば、大國民教育を論ずる。然らば一體、大國民とは何であるか。簡單に掌に乗せてもらひたいと云ふと、或は困られる方もあるのではないかと思はれる。併し私が見るが如くんば、大國民とは、讀んで字の如く、大國家の民である。それ故に大國民とは、大國家を創造し、これを保持し、これを發展せしむるに適應すべき國民であると云つてよからう。即ち大國民と云ふ觀念と大國家と云ふ觀念とは、離るべからざる觀念である。

然らば大國家とは何ぞやと云へば、なほ大人物又は偉い人と云ふが如くであつて、固より精

神の意である。偉い國家と云ふ意味である。而して大國家、即ち偉い國家とは、文物制度燦然たる國家であると云つてよからう。これが常識であらう。然らば文物制度燦然たる國家の地域的外形は、一體如何なるものかと云ふことが、問題になるのである。私の信するが如くれば文物制度燦然たるやうな大國家の地域的外形は、少くとも今日の世に於ては、大領土を領有して居るか、又は大地域に對して指導性乃至支配性を樹立して居るかである。その外に所謂大國家は存在し得ないのである。

孔子は視_レ其所_レ以_レ、觀_レ其所_レ由_レ、察_レ其所_レ安_レ、人焉廋_レ哉、人焉廋_レ哉、と云つて居る。人格はその面體にあらはれる。舉措進退にあらはれる。隱蔽して見ようがないと云ふのであるが、國家も亦一個の自我である。此の點國家も個人も變る筈がない。人焉廋哉、人焉廋哉と云ふ言葉は、個人にも國家にもあてはまる筈である。果して然らば大國家の外形、即ち精神的意味に於て云ふ大國家の外形は何ぞやと云ふことが問題になる。私の信するが如くんば、大國家の外形は文物制度燦然たることである。而して文物制度燦然たる如き國家は、少くも今日の世界に於ては、大領土を領有して居るか、又は大地域に對して指導性乃至支配性を樹立して居るかである。これが大國家の地域的外形である。その外に、大國家は存在し得ないのである。

固より遙か昔には、その領土又は支配地域が極めて狭少であつても、文物制度燦然たるやうな所謂大國家はあり得たのである。孟子も「以_レ力假_レ仁者霸、霸必有_レ大國、以_レ德行_レ仁者王、王不_レ待_レ大、湯以_レ七十里、文王以_レ百里」と云つて居る。これは誰でも知つて居る孟子王霸之辨である。孟子の意味する所は、仁に名を借りて暴力によるものは覇者であるが覇者は必ずや大領土國家である。仁を行ふに徳を以てする者は王者であるが、王者は大領土を待たない。七十里又は百里の小國でもよろしい。版圖の大小は問題でないと云ふのである。またこれを西洋史に見るに、その好適例はギリシア時代である。ギリシアには、アテネとか、スパルタとか、テーベとかと云ふ都市が對立して居り、都市と云ふ觀念と國家と云ふ觀念とが、全然一致して居た。それからすつと時代が下つて、中世紀のフローレンス、ヴェニス、ジェノア等も國家的都市であつた。而して文物制度燦然たる立派な國家であつたのである。

併しながら大發見時代、即ちコロンブスが米大陸を發見し、バスコ・ダ・ガマが喜望峯を迂回して印度に到達したる當時以後、特に今日の如くに汽車、汽船、電信、電話、無線電信、無線電話、飛行機、飛行船、自動車の如き交通通信の機關が發達すると、孟子が何と云つて居らうと、ギリシア時代または中世紀が何うであつたであらうと、もはや昔のやうな小國家にして、

文物制度燦然たるものは、あり得ないことになつた。交通通信が発達すると各民族は交通網、通信網に乗じて自分の國外に發展する。これは人間自然の趨勢である。民族は生きて居る。活動せねばならぬ。各民族が國外に發展すると、そこに必ずや民族闘争が起る。此の民族闘争に優勝なる地位を占めると云ふことは、即ちその民族によつて組織せられる國家が、立派に經濟を立て、立派に國防を立てることであり、換言すれば文物制度燦然たることである。而して斯く立派に經濟及國防を立てる爲には、大領土を領有し、又は大地域に指導性乃至支配性を樹立せねばならぬ筈である。

以上の如き民族闘争を、學問的には世界經濟的及世界政策的闘争と云ふのであるが、此の闘争と云ふ言葉をアグレッシブである。悪辣である。不穩當であると云ふ人があるかも知れない。然らば闘争と云ふ言葉を綺麗に撤回して、民族的切磋琢磨としてもよい。これなら頗る謙かに響くかも知れない。此の民族的切磋琢磨に於て、各民族が優勝なる地位を占めるために努力する。これは民族を基礎として國家が組織せられる以上、無國家的ユダヤ人的思想の把持者にあらざる以上、當然のことではなからうか。今日吾々が子弟を教育する場合に於ても、一つの教室に子弟が集つたならば、そこに闘争ではなくとも、子弟相互間には切磋琢磨を生ずる。そ

こでその中に於て、正しき意味に於て一番になると云ふことが、これが、最も立派な學生の態度であるに相違ないのである。然らば民族切磋琢磨に於て、正しき意味の一番となることは、國家を組織せる民族の理想であらねばならぬのである。何れにしても民族切磋琢磨に第一位を占めんとするものは、經濟を整へ、國防を充實せねばならぬ。經濟を整へ、國防を充實することとは、同時に文物制度燦然として居ることを意味して居る。而してその爲には、大領土を領有するか、大地域に指導性乃至支配性を樹立するかであらねばならぬ。これを逆に云つて大領土を領有するか、大地域に指導性乃至支配性を樹立せざるものは、文物制度も燦然とせず、經濟も國防も整備せず、敵國外患により忽ちにして蹂躪せられる國家である。

近時何れの國に於ても所謂廣域經濟(Grosraumwirtschaft)とか、ブロック經濟(Wirtschafts-blockade)とか、自主的自給自足(Autarkie)とかが、喧しく唱道せられる。これ等の言葉の直接意味する所は、文字の異なるが如くに異つて居るが、實は廣域に於てブロック經濟を結成し、自主的の自給自足をしたいと云ふので、結局同じ所をねらつて居るのであり、所謂經濟即ち衣食住の必需品及資澤品に關するのみか、寧ろ國防産業に主として關係して居る。經濟既に然り國防それ自身も亦、廣域に於てにあらざれば整備し得ざることは、固よりである。左様な次第

であるから、私どもは大國家を作らねばならぬのであるが、この大國家を創造し、保持し、發展せしむるの資格あるものが大國民である。而してこの大國民を打出するの任務は、實に諸君教育者にあるのである。

以上は大國民教育に關する各國共通の原理であるが、これを我が日本に當て箴めて見ると、大東亞共榮圈を創造し、保持し、發展せしむると云ふことが、日本國民刻下の急務である。即ちこれが大國民としての、日本國民の當然になさねばならぬことに相違ない。そこで日本國民である以上、如何なる仕事、如何なる職業に携つてゐる人であつても、必ずや、この大國家の構成分子であると云ふだけの確信を持ち、この確信を基礎として、行動せねばならぬのである。海外に發展するものも國內に居るものも、双方ともに打つて一丸となつて、日本人と云ふ大國民を作りつつあるのだと云ふことを、十分に認識して居なければならぬのである。またそれが醫學であらうが、哲學であらうが、天文學であらうが、數學であらうが、物理化學であらうが、法律經濟は固よりであるが、如何なる教育の分野に於ても、私が、唯今説明したやうな意味の大國民を作る教育、具體的にこれを云へば、海外發展教育と云ふことが無視せられてはならぬのである。これがまた此の頃流行語となつて居る所謂興亞教育である。興亞教育とはかく

の如き意味であつて、日本人の大國民的自覺を促進する教育に外ならぬのであり、日本人の大國民的自覺と云ふ立場を無視して、これをのり越えて、これと無關係なる亞細亞を興す教育ではないのである。

三 スイレーの大國家論

大國家、大國民、大國民教育に關する以上の私の所説を以て、これは度すべからざる右翼だとせられる向きもあるかと思はれるが、少くとも大國家に就いて、私と略々同意見を、英國の歴史家スイレーは、その名著英國膨脹史論、ゼ・エキスパンション・オブ・イングランド (R. Seeley, The Expansion of England) に於て述べて居る。此の書物は、結局、英國の全領土が打つて一丸となり、強固なる大國家を造るにあらざれば、ロシア及米國の下風に立つ外なくなると云ふことを主張するを目的として居り、到る所にこれを繰返して居るが、特に最後の要約 (Recapitulation) に於て大略以下の如くに云つて居る。

「大國家よろしきや、小國家よろしきやと云ふことは絶対的問題ではない。吾々は屢々小國家であつても幸福であると云ふ抽象論を聞くが、それは小國家中に介在せる小國家の場合と、

大國家中に介在せる小國家の場合とを區別して考へねばならぬ。彼のアテネ、フローレンスの輝ける歴史を読むのは樂しきことであるが、その繁榮は兩國が同一規模の國家と交渉し得た期間のことである。兩國は近接して統一的勢力を有する大領土國家 (Country-states of consolidated strength) が勃興するや、忽ちにして没落した。即ちアテネはマケドニアの勃興するや否や、またフローレンスはチャールズ五世によつて手もなく滅亡せしめられた。果して然らばいま從來比類なき如き大型國家が、新に興起しつつありとせば、そは舊型墨守國家にとりては大問題ではないか。ロシアは既に中央ヨーロッパを相當壓迫して居るが、その廣大なる領土と人口とを以てして、知識と組織とに於て獨逸に匹敵するやうになつた場合、即ちロシアの鐵道にして完成し、その人民にして教育せられ、その政府が鞏固なる基礎に立脚したる場合、ロシアは何を仕でかすであらう。現在ロシアの人口は八千萬人であるが、半世紀にして一億六千萬人となるであらう。斯くて此のロシアと、米國とは、第十六世紀の大領土國家が、フローレンスを凌駕したるが如くに、今日の英國を凌駕するに至るであらう。英國は今や將來に於ける大國家中の最大國家となるか、世界的國家たりし過去の隆盛を回顧するにとどまる現在の、ヨーロッパ本位のスペイン程度の、小國家となりさがるかの選擇權をその掌中に持つて居る。これ英國にとりて特殊重大問題ではないか。

説明の必要もないと思ふが、以上に於てアテネがマケドニアに亡されたと云ふのは、紀元前四世紀の中葉、ギリシアの北方マケドニアにフィリップ二世及其の皇太子アレキサンダー大王が出現するや、忽ちにして、アテネが亡されたことを意味して居る。またフローレンスが亡されたチャールズ五世とは、かのインヴィンシブルアルマダを起して一敗地に塗れたるスペイン王フィリップ二世の父であり、一五一九年ドイツ王位につき、スペイン、オーストリア、ネザランド、ナポリ王國等を領有したる國王を意味して居る。尙ほスイレーはロシアの人口は半世紀以後には一億六千萬人となるであらうと云つて居るが、去る一九三三年調査によれば、ロシアの人口は一億六千五百萬人であるから、大體に於てスイレーの言は當つて居る。

斯くの如くにしてロシア、及スイレーは此の場合特に説明して居ないけれ共米國は、比類なき大領土國家を造りつつあるのであるが、英國もその覺悟次第では、これに對抗するだけの大領土國家を造り得る。然らざればヨーロッパ本位のスペイン級の小國家に墮すると云ふのである。尤もこのスイレーの主張は彼の所謂コロニアル・エクスパンション即ち英國人移住者が多數を占むる地域なるカナダ、中南米に於ける屬領を包含せしめて西印度諸島、ケープコロニー

を主とする南阿諸邦、ニュージールランドを包含する濠洲等が英本國と一致結束するの必要を高調して居るのであるが、別に印度に就いては、英國の屬領であることが、英國にとりて、印度にとりてはそれ以上に、必要であると説いて居る(註1)。それ故にスイレーは、少くも大國家につき、大體私と同じ所をねらつて居ると云つてよからう。

岐路に入るやうであるが、彼のナポレオン軍がドイツに亂入して居た時に、一八〇七年末よりその翌年初に涉り、フィヒテは、「ドイツ國民に告ぐ」(Reden an die deutsche Nation)と云ふ大講演をして居る。この講演は、ドイツの最も不幸なる時に、ドイツの國民に對して、その自覺を促した講演である。日本でも多くの人は知つて居る。然るにスイレーの、ゼ・エキスパンション・オブ・イングランドは、フィヒテの「ドイツ國民に告ぐ」とは全く反對である。英國が旭日昇天の勢を以て、非常なる領土的膨脹をして居るのを、英國人が自覺してゐない。それではいかぬと云ふので、一八八一年よりその翌年に涉り、英國國民の自覺を促す爲に、劍橋大學に於て講演したのを、一八八三年七月に出版したのである。

講演の内容は二部に分れて居る。前講演の方は主としてスイレーの所謂コロニアル・エキスパンションに關して居り、後講演の方は主として印度を論じて居る。而して結局のところ、コ

ロニアル・エキスパンションの方は、民族と宗教と利害關係とが共通である (Community of race, community of religion, community of interest) と主張する。尤も茲で注意すべきは、利害關係の共通を、スイレーは經濟的利益關係とは解して居ない。政治的經濟的の意味に解して居るが(註2)、兎に角コロニアル・エキスパンションには、一般に國家構成に必要とする此の三紐帶 (Three ties) があるから、交通、通信の發達によつて永久に榮え得る。また印度は、コロニアル・エキスパンションとは全然性質が違ふ。印度と英國との間に三紐帶は固より存在しない。併し印度自身の内部にも三紐帶は存しない。印度は一國をなす資格がない。即ち印度には、國民性がないから、英國がこれを統治してやらねばならぬのだ(註3)。これが印度に對しては固より、英國にとりても利益である。英國はこれを自覺し、自覺を實現せねばならぬ。然らざればロシア及米國の爲に壓倒せられてしまふと云ふことを主張して居る。

私には此のスイレーのコロニアル・エキスパンションに於ける三紐帶説にも、印度統治説にも異議がある。結論的にして根本的には、私はスイレーに反對である。このことは只今はつきり云つて置く。但しその理由は後述するが、英國が非常なるエキスパンションをして居ると云ふ主張と、これを自覺するの必要とを説いて居ることは、尤であると思ふ。否、スイレーの所

論はこれを英國にあてはめる場合に、私どもに異議を生ずるが、然らざる場合、單なる史論としては、傾聴すべき多くのものを持つて居る。兎に角スィレーはフイヒテと對蹠的に英國が非常なる大國家を造りつつある時に、英國人による自覺を促して居るのであるが、此の國民の自覺を促す必要は、領土的地域的に、大膨脹をなせる日本の今日に於ても同様である。否、スィレー如何に論ずるとも、大英植民帝國には、根本的に弱點を包藏して居つたに相違ない。それ故に論より證據、今日その斷末魔に達して居る。我が日本植民帝國には、此の大英植民帝國の轍を踏ましてはならぬのである。それ故に私はこの講義を進めて行くに際し、此のエキスパンション・オブ・イングランドを座右に置き、必要に應じて批判を試みたいと思ふのである。

(註1) J. R. Seeley, *The Expansion of England*, London Macmillan & co. 1885, pp. 258, 306.

(註2) Ditto, pp. 11, 223.

(註3) Ditto, p. 227.

四 文部省と大國民教育

文部省は去る昭和十七年二月十一日の週報に於て「大東亞戰爭と教育」と云ふ問題に就いて、

長文の意見書を發表して居る。念の爲に、その主要部分を掲げて見たいと思ふ。

「今次の聖戰に關する大詔の御趣旨を奉戴して我が國の教育の負ふべき任務は、皇國の使命を負荷するに足る知識技能を具へ、且つ旺盛なる實踐力に富んだ國民を鍊成してゆくことである。皇國の使命とは、即ち肇國の精神にもとづいて、大東亞の各國家及各民族をして各々その所を得せしめ、皇國を中核とする道義に基づく共存共榮の秩序を確立すると云ふ大使命にはかならない。この大使命を負荷すべき大國民を育成すべきわが國の教育の任務たるや、極めて重大であつて、今やその方策を確立し、その刷新充實を期することは極めて緊切である。」

以上文部省の云ふ所を書き改めて見ると、(1)今次の聖戰に關する大詔の御趣旨を奉戴して、我が國の教育の負ふべき任務は、(2)皇國の使命、即ち肇國の精神にもとづいて、大東亞の各國家及各民族をして、各々その所を得せしめ、皇國を中核とする道義に基づく、共存共榮の秩序を確立すると云ふ大使命を負荷するに足る知識技能を具へ、且つ旺盛なる實踐力に富んだ國民を鍊成してゆくことである。(3)この大使命を負荷すべき大國民を育成すべきわが國の教育の任務たるや極めて重大であつて、(4)今やその方策を確立しその刷新充實を期することは極めて緊切である。と云ふことになる。私はこれを讀んで一應尤であると感した。併し再讀沈思、

それからそれと疑問が起る。趣旨がはつきりせぬ點を生じた。文部省は「今やその方策を確立し、その刷新充實を期することは、極めて緊切である」と云ふが、ひと事ではないではないか。左様なことを云ふひまに文部省の決心次第ですぐにも出来る筈の現行大學令の如き、何故に即刻改正しないのか。現行大學令は皇國の大使命を負擔すべき大國民の育成に決して適應して居ない。その改正は刻下の急務であると信するが、文部省はその必要を認めないのか。それならば「今やその方策を確立しその刷新充實を期すること」とは何を意味するのか。私どもは皇國の使命については、文部省の云ふ通りでよいと思ふが、この皇國の「大使命を負擔するに足る知識技能を具へ、且つ旺盛なる實踐力に富んだ國民を錬成してゆくこと」が今更「今次の聖戰に關する大詔の御趣旨を奉戴して」初めて言はねばならぬことなのか。それなら文部省は、從來、如何なる國民を錬成せんと欲したか。從來と今次との差異如何。文部省の役人を充當せる個人には任免はあつても、文部省自身は變る筈がない。それ故に從來と「今次」とをはつきりさせねば、刷新充實は得て望み得ないではないか。

吳々も斷つて置く。私は決して文部省に對して、攻撃的態度をとるのではない。これは諒としたいのだが、論じて茲に至る「皇國の大使命を負擔すべき大國民を育成すべきわが國

の教育の任務たるや極めて重大である」と云ふから、大國民とは皇國の大使命を負擔すべきものに限るやうにもとれるが、それ以外にもあり得るのか否か。

私は敢て繰返す。私に依れば、現代に於て大國家とは、大領土を領有し、又は大地域に指導性乃至支配性を樹立してゐるものである。この外に大國家はあり得ない。而して斯くの如き大國家を建設し、保持し、發展せしむるものが大國民である。即ち日本が大國家たり、日本人が大國民たる道は、大東亞共榮圈を建設する外にないのである。日本人である以上、その社會的地位、その住所、その職業の如何に關せず、此の自覺を必要として居る。此の自覺を促進するやうな教育がなされねばならぬのである。併し從來日本一般には、大國家も大國民も、決して私どもの如くにはつきりして居ない。否、私どもの如くにはつきり云ふと、今日でもその邊から異議が續出するであらう。そこで私は文部省が大國民とは皇國の大使命を負擔すべきものに限る。それ以外にはないと云ふなら、大國家の意義、大國民の意義を今少しく端的卒直に、定義的に露骨に、眞向上段から明示してほしかつたのである。こと茲に及んで居ないのは、私どもとして如何にももの足らなさを感ぜざるを得ないのである。

五 大學令と大東亞共榮圈建設

云ふ迄もなく、現在日本に於て、教育體制の中心は大學令である。而してこの大學令は文部省が教育の刷新を叫ぶなら、その刷新と呼應して、直ぐにも改正出来る筈のものである。それにも關せず、舊態依然、唯今私の主張する大國民教育とは、頗る縁が遠いやうに思はれるのである。先づ大學令第一條には、

「大學ハ國家ニ須要ナル學術ノ理論及應用ヲ教授シ並ニ其ノ蘊奧ヲ攻究スルヲ以テ目的トシ兼テ人格ノ陶冶及國家思想ノ涵養ニ留意スベキモノトス」

とある。そこで「兼テ人格ノ陶冶及國家思想ノ涵養ニ留意スベキモノトス」とあるから、「人格ノ陶冶及國家思想ノ涵養」はつけたしで「兼テ」であり、第二義的になつて居ると云ふと、それは文字の末節に拘泥する説であると云はれるかも知らぬが、私はさうではないと思ふ。從來學問に國境なしなどと云つて、學問と學者及生徒が混同せられ、特に「國家思想の涵養」が如何に等閑視せられて居たか。つい先達までの左翼全盛時代を顧れば多く論する必要はなからう。それは兎も角、然らば、此の第一條に云ふ趣旨を實行する手段なる學部は、如何に分立して

居るかと云ふと、第二條に

「大學ニハ數箇ノ學部ヲ置クヲ常例トス。但シ特別ノ必要アル場合ニ於テハ、單ニ一箇ノ學部ヲ置クモノヲ以テ一大學トナスコトヲ得。學部ハ法學、醫學、工學、文學、農學、理學、經濟學及商學ノ各部トス」

とある。それ故に大學令に所謂「國家ニ須要ナル學術ノ理論及應用ヲ教授シ、並ニ其ノ蘊奧ヲ攻究スルヲ目的」とする學部、「人格ノ陶冶及國家思想ノ涵養」をなすべき學部とは、法學、醫學、工學、文學、農學、理學、經濟學及商學の各部であり、それ以外ではない。

私は既に大國民教育の意義を説明した。また文部省は、「東亞共榮圈建設の大使命を負荷すべき大國民を育成すべきわが國の教育の任務たるや極めて重大」と云ひ、教育の「刷新充實を期することは極めて緊切である」と主張して居る。それならば此の大學令第二條の學部にも、是非とも大東亞共榮圈建設に即應する部門、即ち海外發展學部乃至拓植學部を加へねばならぬではなからうか。而もそれは文部省の決心次第で、すぐにも出来る筋合ではないか。私どもには、これ程わからぬことはないのである。

尤も私のやうに主張すると、何も強いて海外發展學部乃至拓植學部などを今更學部として認

めなくとも、既存の諸學部に於て、海外發展乃至拓植に關する學科を履習せしむれば、それで足りると云ふ説が出るかも知れない。併しそれならば、經濟學や商學が、一學部として獨立して居ることがわからぬことになる。私は明治四十年に東京帝國大學法科大學政治學科に入學して、同四十四年に卒業したのであるが、入學當時、政治學科は、公法的、政治學的、經濟學的であつて、法科大學の一分科に過ぎず、經濟學部とか商學部とか云ふものはなかつた。また日本には、高等商業學校があり、その専攻科はあつたが、商科大學はなかつた。東京帝國大學に經濟學部が出来たり、高等商業學校が商科大學に昇格したりしたのは、私共の帝大入學以後のことである。否、明治初期帝國大學創設當初に於ては、文學と法政經濟とは分れず、凡てを包含して、文學部であつたのである。然るに、今日經濟學部や商學部が一學部として獨立したのは、經濟學部では經濟原論が、商學部では商業政策が中心即ち心棒となつて居ることを意味して居る。而して此の中心即ち心棒をもち立て、強化する爲に、補助學科として諸學が排列せられて居るのである。それ故に經濟學部で講義せられる商業政策と、商學部で講義せられる商業政策とは、商業政策だけとしては變る筈がない。また商學部で講義せられる經濟原論も、經濟學部で講義せられる經濟原論も同じことである。併し經濟學部の中心は、何處迄も經濟原論で

あり、商業政策はその補助學科の一である。また商學部の中心は、商業政策であり、經濟原論はその補助學科の一に過ぎない。かくて時勢の要求が、經濟原論そのもの、乃至商業政策そのものを振興させようと云ふのである。

此の論法を以てすれば、日本に於ては疾くに、海外發展學部乃至拓植學部は、一學部として獨立して居なければならなかつたのである。而して植民政策、植民史が中心となつて外交政策、外交史、國際公法、國際私法、其他公法乃至政治諸學、國際商業交通、乃至海外農業開發其他經濟關係諸學が、補助學科として、排列せられる筈であつたと思ふ。而してその補助學科中に於て、政治、商業、農業等重點の置き所の相違によつて、補助學科そのものの排列に差を生じ、當該學部内に於ける諸分科、例へば海外發展學部乃至拓植學部の政治科、商科、農科等が特定することとなる。斯くて海外發展學部乃至拓植學部は、綜合大學の一部又は單科大學として、獨立の存在となるのみか、商科大學の下部組織に高等商業學校、中等程度の商業學校が設置せられる如くに、その下部組織として拓植專門學校、中等拓植學校が設置せられねばならぬ筋合となるのである。

要之、經濟學部、商學部、海外發展學部乃至拓植學部等の獨立對立は、中心學科が違ふ事、

而してその中心學科をもち立てる必要が特にあると云ふ事を意味して居る。例へば佛教の同一宗門の寺にも釋迦堂もあれば、藥師堂もあり、阿彌陀堂もある。それぞれの本尊様は釋迦、藥師、阿彌陀等であつて違つて居る。かく本尊様が違つて居り、本尊様の地位を與へられて居る所に、甚深なる意味がある。此の理由が呑み込めて居ないから、植民政策、植民史を中心學科即ち本尊様とする海外發展學部乃至拓植學部は獨立させず共、これに關する諸學科を履習せしむれば足るなどと云ふ聲を聞くのである。もしそれ海外發展學部乃至拓植學部は學部として認めなく共、實行的にして技術的なる専門部又は専門學校があればよいと云ふ論に至つては、商學部又は商科大學に就いても同様に云へるのであつて、それでは學問とは何ぞやと云ふことも、海外發展學乃至拓植學の性質も分つて居ないのである。論駁の必要はなからう。

序ながら、此の頃此の戰時經濟統制の強化せられる時に於て、商科大學とか、高等商業とかと云ふ名稱がいけない。經濟大學、經濟専門學校とすべしと云ふ説を諸方で聞く。説者は名稱の變更と共に、内容の變更をも主張するのか否か知らぬが、名稱の變更は結局從來の本尊様なる商業政策を追ひ出して、新に別の本尊様なる經濟原論を勸請することになる。商業政策を本尊様とする學校がいかぬと云ふなら、商行爲の否定、商法と云ふ法典の否定となる。私はいま

噂をもとにして學問對立の意義を明にせんとして居るのであるから、これは噂に止り、事實でないなら、それまでのことである。尤も從來商科大學、高等商業、中等程度の商業學校等が多過ぎたから、これを一部分理科系統の學校に建てなほすと云ふなら、それは別問題である。

尙ほ私の關係して居る拓殖大學は、海外發展に關する學問を専攻すべき、日本に於ける唯一無二の大學である。然るに現在大學令には、商學部しか認めて居ないから、やむなく形式上は商科大學として認可せられて居る。拓殖大學は學部と豫科と専門部とから成立して居り、學部は商科と拓殖科とに分れて居るが、拓殖科の方では計算に關する學問とか、簿記學とかは履習して居ない。それでも規則上は商科大學の一科である。而して拓殖大學に學ぶ學生は、商科大學生などと云はれない者はない。またその卒業生には、商學士と云ふ肩書など欲する者もない。それにも關せず、拓殖大學に學ぶ者は商科大學生であり、その卒業生は商學士である。實に變挺なことである。速に改められねばならない。以上は私の唯今關係してゐる拓殖大學と云ふ一私學に關することであるが、刻下時勢の必要に應ずる爲には、官立としても海外發展に關する單科大學を建設するとか、既存の例へば東京帝國大學に當該學部を新設するとかが急務ではなからうか。それこそ文部省の所謂「大東亞の各國家及各民族をして各々そのところを得せ

しめ、皇國を中核とする道義に基づく共存共榮の秩序を確立すると云ふ大使命を負荷すべき大國民を養成する」に足るべく、教育「刷新充實」の出發點ではあるまいか。

六 實踐教育と大東亞共榮圈

尙ほ文部省は、「我國の教育の負ふべき任務は、皇國の使命を負荷するに足る知識技能を具へ、且つ旺盛なる實踐力に富んだ國民を鍊成してゆくことである」と主張して居る。私ども教育者は、旺盛なる實踐力に富んだ人間を是非とも打出せねばならぬのであつて、この點毫末異議ある筈がない。併しそれに就いても、私ども子供の時から経験によると、日本の教育界は、相當間違つた方角に向つて居たのではないかと思へる。例へば私ども子供の時に、偉い人を誰だと教はつたかと云ふと、弘法、傳教、道元、親鸞、法然と云ふやうな坊主、近江聖人と云ふやうな儒者、楠木正成、新田義貞の如き忠臣孝子であつた。これ等の坊主、儒者、わけても忠臣孝子は偉い人であるに相違ない。この點も異議ある筈がない。只今でも固よりさう思つて居る。然らば信長とか秀吉とか家康とか、或は明治時代になつてからの、相當著名な實業家例へば澁澤榮一の如きに就いては、何と教はつたかと云ふと、そんなに偉い人だとは教はらなかつ

たのである。これ等の人々は、坊主や儒者や、忠臣孝子に對して、單なる英雄豪傑乃至實業家である。俗物だと云はぬばかりに教はつたのである。ところが、教科書の日本歴史を繙いて見ると、これ等の所謂俗物のために、所謂偉い人に對してよりも、より多くの頁を割いて居る。私どもは草雙紙などによつても、少くとも坊主や儒者よりは、これ等の所謂俗物の方からより多くの影響を受けた。考へて見ると、これは非常におかしなことである。

信長でも、秀吉でも、家康でも降つて澁澤榮一でも、英雄豪傑だか、俗物だか左様なことは別として、今日の日本の國を造つたと云ふ點から考へると、少くも坊主や儒者と比較して、少しも變らない功績がありはしないか。なる程、信長は比叡山の焼討をしたり、随分亂暴をやつた様に思はれる。比叡山を焼討した爲に、由緒ある寺の國寶級の寶物は、大方烏有に來した。併し嘗ては皇室でも「天下に意の如くならぬ者は、鴨河の水、雙六の采、山の法師なり」と歎き給ふた。斯くの如く世に害毒を流す妖僧、怪僧、道鏡、ラスブチン者流は、この比叡山の焼討によつて、未來永劫日本から一掃されてしまつた。この比叡山の焼討の一事のみを見ても、信長は日本歴史に於て光り輝きたる日本の建設者である。かう云ふ風に見ると、秀吉も家康もみな偉い。これ等の人々は、無論日本歴史に於ける偉大なる實踐的存在である。而してその實

踐に於ては、坊主や儒者の行動とすれば、許し得ざるが如き、誹詐變現の詐謀もあつたに相違ない。又素行もよろしくなかつた。秀吉にはおねねもお茶々もあつた。家康にも數人の妻はあつた。無論私も、これ等の行動を、賞讃すべきことであるとは云はない。併し問題は美點と缺點との差引の結果である。人誰か缺點なからんや。缺點のみに執着して、全貌を逸するが如きは、私どもの最もとらざる所である。坊主や儒者でも人間である。神にあらずして神の子である。飯一粒餘計食つても、十分間多く朝寝しても、神の道に反してゐるとも云へる。否、標準をよほど緩和しても、皆相當の缺點や弱點は持つてゐる。最近私の友人の書いた書物によると、親鸞上人には京都と流謫地とに、同時に二人の夫人があつたこともある。異腹の子供も生れて居ると云ふことである。それでも日本宗教界の偉人であることは、これを認め得るのである。

要之、私どもから見ると坊主も、儒者も、忠臣孝子も偉いが、それと共に、それと同様に世の所謂英雄豪傑、財界政界等にも偉い人がある。國家は宗教哲學を説く人々と共に、無論これ等の實踐家をも必要として居る。一體凡有る宗教、哲學は、必ずや實踐を豫期して居ねばならぬ。然らざれば宗教、哲學は寢言に等しき空理空論である。また偉大なる實踐は、無言の宗教であり、哲學である。蓋し宗教哲學の實踐に對する關係は、肥料と草木との關係の如きもので

ある。肥料は草木に必要であるが、これを與へられたる草木は、それを自覺して居ないことが多い。否、實踐そのことは哲學や宗教を超越したる三昧境である。日本人は古來ことあげせざる國民である。實踐の國民であると云はれるのはこれを意味して居る。

兎に角、私共が教はつた歴史は、坊主、儒者、忠臣孝子等に對してよりも、英雄、豪傑、實業家等の所謂俗物に、より多くの頁を割いて居る。學校を見ても、宗教哲學等に關するものは少數であつて、法律、經濟、醫學、商業、農業、工業等直接實踐に關する學問、又は技術等に關するものが、大部分である。私どもはその然る所以を充分に會得せねばならない。而して宗教家も哲學者も、實踐家も、あげてその目標を大國家の建設、大東亞共榮圈の創造の實踐に置かねばならぬのである。

七 日本は立遅れず

(一) 立遅れ説の内容

繰返すやうではあるが、日本は今やこれを經濟的及國防的に見て振古未曾有の大植民帝國、即ち大東亞共榮圈の建設に邁進しつつある。これが日本を大國家たらしめ、日本國民を大國民

たらしむる實踐である。この外に日本及日本人のとるべき實踐はない。然るに私どもはこの點に就いても亦、小學校から中學校、高等學校、大學と、全然これと反するあやまれる歴史教育を受けたのである。而して私が受けた誤れる歴史教育と云ふのは、通俗日本歴史家による日本の海外發展立遅れ説である。

此の説によると日本は植民的發展に於て立遅れた。立遅れたと云ふは單に西洋諸國よりも、年次的に後から立上つたと云ふだけを意味しない。それだけなれば何も立遅れを愁傷慨嘆する必要はない。立遅れを愁傷慨嘆するは、徳川幕府がなさずもがなの鎖國政策を採つた爲に、最早海外發展の餘地は殆どなくなつた。海外發展の餘地が殆ど無くなつたから、今更海外に發展せんとするは、天に昇らんと欲しても昇る能はざる如くに不可能である。國內に蟄居して居ても罰はあたらない。罰は誰があてらるべきかと云ふと徳川幕府の鎖國政策である。そこで豈怨めしきは徳川幕府ならずやと、徳川幕府に怨みつらみの言葉をはきつつ、國內に蟄居して居ても、差支ないと云ふのである。即ち私どもは、海外發展に關しては、徳川幕府に罰あて教育をうけたのである。現に徳富蘇峰老人の如きでも、その日本國民史の鎖國篇に於て、此の徳川幕府の鎖國を、非常に慨嘆して居られるのである。

ところが論より證據、日本は明治二十七、八年の日清戰爭により、初めて臺灣を領有したのであるが、以後日露戰爭、第一次世界大戰、滿洲事變、日支事變、今回の大東亞戰爭と膨脹に膨脹を重ね、振古未曾有の大植民帝國、即ち大東亞共榮圈を創造せんとして居るではないか。立遅れ説は綺麗に破られて居る。實際上にこれを見ても、立遅れ説などは云ふも愚なる誤謬であるが、さう云ふ誤謬が何故に横行して居たかと云へば、そは何はさて置き、世界植民國興亡の歴史に、殆ど無知識なるによると云はねばなるまい。

(2) ポルトガル及スペイン時代

周知の如く近世的植民運動に一番はじめに乗り出した國は、ポルトガルとスペインとである。文藝復興期に當りヴェニス、フロレンス、ゼノア等イタリア諸都市が非常なる繁榮に赴いた。これ等の諸都市が非常なる繁榮に赴いたのは主として、東洋貿易の要衝に當つた爲である。當時東洋とヨーロッパ諸國とが物資を交換する爲には、どうしても地中海を通らねばならなかつた。而して地中海と東洋との聯絡は、一方はベルシア灣、メソポタミア只今のイラク、シリア、地中海を連結する道、他方は紅海、只今のスエズ運河地方、地中海を連結する道、大體この二

つの通路によつたのである。この二つの通路に依つて地中海に送られたる東洋の物資は、そこで再び船に積まれる。この船が地中海を航海すると、どうしても寄港しなければならなかつたのが、地中海に突出せるイタリー半島の諸都市であつた。そこで東洋の物資は、此の諸都市が中心となつて、一方は山を越えてドイツの方に送られる。他方は更に海を廻り、イベリヤ半島即ちポルトガル、スペインの所在する半島を経て西ヨーロッパ諸國に分配せられる。と云ふ次第であつた。

かくて東洋貿易船は先づポルトガル、スペインの海岸を通るのであるから、これ等の諸國が如何にもしてイタリー諸都市に代りたいと云ふ念願を起したのは當然である。當時十五世紀の中葉に於て、ポルトガルにプリンス・ヘンリー・ゼ・ネヴィゲーター(Prince Henry, The navigator 1394-1460)と云ふ王子が現はれた。この王子は一生妻帯せず、アフリカ迂廻航路發見のことに憂身をやつした。それ故に「ゼ・ネヴィゲーター」航海者と云はれるのであるが、王子在世中、一四四五年ディニズ・ディアズ(Diniz Dias)は、アフリカの西南端ヴェルデ岬に達した。王子はこれから先の發見を多く見ずして、一四六〇年死んだのであるが、その死後一四八六年ディニズ・ディアズの子バルトロメオ・ディアズ(Bartolomeo Diaz)は、喜望峯に到

達した。喜望峯が發見せられて、ポルトガルによるそれ以上の前進は、暫時中止の形であつたが、此の時にコロンブス(Columbus)が出て、地球は本來圓いから、アフリカのやうな面倒臭い所を廻らなくとも、西廻りをして東印度に到達することが出来る」と主張した。そこでコロンブスはスペイン王妃イサベラ(Isabella)の援助を得て、一四九二年米大陸を發見したのであるが、コロンブスは死ぬるまで、自分は新大陸を發見したとは思はなかつた。否、その發見地が東印度ではなく、新大陸であつたならば、それこそ大失敗である。新大陸であると思ふことをすら欲しなかつたのである。そこで彼はその發見地を西印度と稱したのである。

兎に角コロンブスは、一四九二年に米大陸を發見した。それから六年経つて、一四九八年に、ヴァスコ・ダ・ガマ(Vasco da Gama)が喜望峯を迂廻して印度に到達したのである。ヴァスコ・ダ・ガマが印度に到達する以前、コロンブスが米大陸を發見した翌年、一四九三年にローマ法王アレキサンダー六世は、「スペインとポルトガルとの間に新世界を二分する條例」(Bull of dividing new world between Spain and Portugal)と云ふ教書を出した。此の條例によると、ヴェルデ岬の西方百哩に一點を設け、此の一點より南北兩極に一線を劃し、その線から東方に於て、新に發見せられた非ヤン教國(non-christian world)、即ち新發見地と云つてよろし

いが、それは全部ポルトガル領である。それから西方に於て、新に發見せられた非ヤン教國即ち新發見地は、全部スペイン領であると定めて居る。後にヴェルデ岬の西方百哩の一點は、三百七十哩に改められた。尙ほ當時ローマ法王は航路も亦、その發見者に屬し、發見者以外は利用すべからずとして居た。併し地球は圓い。本來無東西である。そこでカブラル (Pedro Alvares Cabral) は、一五〇〇年に喜望峯迂廻第二次ポルトガル船として印度に到達せんと欲し、途中潮流と風とを避けて、航路を西方にとりしにより、ブラジルを發見した。またマゼラン (Magellan) は一五一九年スペインを發し、南米の南端マゼラン海峡を通過して比律賓に到り、一五二一年同地に於て戰死したが、彼の船は更に喜望峯を越えて、一五二二年歸國した。即ちポルトガルはブラジルを領有し、スペインは比律賓を領有するに至つた。斯くてローマ法王の條例は、實際上幾分の矛盾を生じたが、大體は守られた。何れにしても新發見地はスペインとポルトガルとだけに二分せられた譯である。かくてスペイン、ポルトガル時代が出現した。

然るに一五八〇年スペイン王フィリップ二世は、ポルトガル王をも兼ねることになつた。元來フィリップ二世の母イサベラは、ポルトガル王エムマヌエル大王 (Emmanuel) の娘であるが、當時ポルトガル王ヘンリー死し、王位斷絶したので、フィリップ二世は、武力に訴へてこ

れを兼ねるに至つたのである。而してこれを機會としてポルトガルの植民的發展は、全然下火となつてしまつた。茲でも私は歴史の通説に對して異議がある。歴史の通説は王位繼承が原因となつて、ポルトガルの植民的發展が衰へたやうに云ふ。併しさう云ふ論理はあり得ない。スペイン王がポルトガル王を兼ねれば、ポルトガルの爲にも盡くせばよいではないか。こと茲に出でないのは王位繼承そのことが、當初よりの目的でなかつた證據である。名を王位繼承に藉りて、實はポルトガルの植民的發展をスペインに併合してしまふのが、スペイン王の念願であつたに相違ない。スペインの植民的闘争心こそポルトガル没落の原因である。

私は實は近世的國際闘争は、全然、經濟的及國防的闘争の一角を以て、塗り潰さるべきものと思ふ。國際社會問題的または國內的乃至植民地統治的には宗教戰爭、王位繼承戰爭、人種闘争等があり得るが、國際闘争的には存在する筈なく、それ故に存在したことがないと思ふ。かの十字軍の役の如きは、無論國家運動ではない。無國家的宗教的烏合の衆の運動である。國際間に於て宗教戰爭、王位繼承戰爭、人種闘争の如くに見えるのは、それはこれ等の諸問題が、動機となつて居るに過ぎない。動機は「はすみ」である。契機である。「きつかけ」である。原因ではない。滿洲事變の動機は柳條溝の鐵道爆破であるが、原因は張作霖、張學良親子による日

本の既得權侵犯である。私はかう云ふ意味に於て、國際間には宗教問題、王位繼承問題、人種問題などが原因となつた戦争はなかつたし、又あり得る筈がないと云ふのである。此の私の主張の理論とその歴史的證明とは、講義が進むにつれて、明瞭となる筈であるが、これは私が曩に説いた經濟的及國防的に見たる地域的大國家論及大國民論と、よく照應一貫して居ると思ふ。尙ほ私が近世的國際闘争の原因と動機とを區別せねばならぬと云ふのは、原因を無視して、動機を以て原因であるが如くに論じ、近世史に於て「宗教戦争の時代」などと云ふ時代を劃する論者あるによるのであつて、動機は論ずるに及ばぬと云ふのでは決してない。動機も亦大いに論せねばならぬのである。此のことは誤解せられては困る。

(3) オランダ時代

一五八〇年、フィリップ二世がポルトガル王を兼ねた當時まで、ネーデルランド人は、リスボンに於て非常に歓迎せられてゐた。その理由は、本來ヨーロッパ相互間の貿易には、ネーデルランド地方が従事して居たりしによるのである。ヴァスコ・ダ・ガマが印度に到達して以後、地中海航路は漸次衰へ、アフリカ航路が榮えることになつた。その筈である。一度印度から積

出されたる荷物は、紅海又はペルシア灣を通り、そこで卸されて陸上を運ばれる。それから再び積荷せられて地中海を通らねばならなかつた。當時海上も陸上も不用心極るものであつた。積み換への手間に至つては、言語同斷であつた。喜望峯航路も不用心であつたに相違ないが、一度積み込めば、兎に角その儘ヨーロッパまで持ち來らされた。そこで喜望峯航路によつて東洋の貨物がリスボンに集ると、從來、中間貿易に従事して居たネーデルランド人は、同地に於て非常に重寶がられた。併しネーデルランド地方が中間貿易に依つて繁榮すると、同地方はいつまでもそれで甘んじて居る筈がない。此の地方はその支配者スペイン王フィリップ二世に對して叛亂を起したのであるが、舊教を信する南部地方だけは辛うじて平定した。併し新教を信する北部地方七州は、一五八二年遂に獨立を宣言した。これがオランダである。そこでフィリップ二世は一五八五年イベリア半島をオランダ船に對して閉鎖し、以後その出入を禁止した。獨立した北部七州は新教を奉じたけれども、獨立運動の中心となつたものは、その國運興隆の氣魄である。宗教問題ではない。信教の自由を許しても、獨立運動はやむべくもなかつたからである。南部地方が平定したのも、舊教を信じたからと云ふ理由では解決できない。それならば何故叛亂を起したかと云ふことが問題となる。この地方が平定したのは北部七州ほど、國運

興隆の氣魄がなかつたのによると云ふ外ない。

既にフィリップ二世は舊教徒なる英國女王メリーと結婚して居り、英西兩國は同盟國であつた。然るにメリー死し、その妹エリザベス王位についたが、彼女は新教徒であつた。彼女はフィリップ二世と相容れない。オランダの獨立を助けたのみか、盛にフィリップ二世に反抗の態度をとつた。そこでフィリップ二世はインヴェンシブル・アルマダ即ち無敵艦隊を組織して英國を征服せんと欲したが、失敗した。と云ふのがどの歴史にも書いてある所である。即ち此の場合も歴史家の通説は、新教徒同志なるイギリスとオランダとが一緒になつて、舊教徒なるフィリップ二世と戦争をしたのだと云ふ。私も宗教問題が全然無關係であつたとは云はない。併し闘争渦中の人物が意識して居ると否とに關せず、時代の主流は別に動いて居る。宗教問題などは矢張り闘争の動機である。原因は新興オランダ、イギリスと舊勢力スペインとの争奪である。斯く説明するにあらざれば、すぐその次に起る新教徒同志のイギリスとオランダとの闘争は如何に説明するか。昨日は新教徒同志なるが故に手を握り、今日は新教徒同志であるにも係はらず戦争したでは、どうにも辻妻があはぬではないか。但し吳々も斷つて置く。私は此の際、宗教問題を度外視せよとか、論ずる必要なしとか主張するのではない。宗教問題との關係も、

大に論せられねばならない。依つて以て時代の特色がわかる。宗教問題が特に此の當時の國際闘争の動機にでもなつて居るのは、近世的國家即ち政治經濟的に見たる國家の基礎が、尙は鞏固ならず、宗教色濃厚なりしによるのである。その證據には、時代が現代に近づくにつれて、宗教問題などは、國際闘争の動機にすらもなつて居ない。

以上説明したやうな次第で、ポルトガル及スペイン時代は去つてしまつたが、これに代つたものは當面に立つてインヴェンシブル・アルマダを撃破した英國にはあらずして、オランダであつた。世はオランダ全盛時代となつたのである。既述の如くオランダは歐洲諸國相互間の中間貿易に従事して居つた。それ故に假令遠洋航海には不適當であつても、船舶は澤山あつた。航海の術もあつた。恰度オランダに海外發展の要素が整つて居たのである。併し當時ローマ法王の新發見地二分條例は、尙ほ光つて居た。喜望峯航路は極秘であつた。そこで一五八八年にインヴェンシブル・アルマダが破れてより六年を経て、一五九四年初めてオランダに遠方貿易會社 (Compagnie van verre: Gesellschaft für den Fernhandel) が組織せられ、その貿易船は一五九五年四月オランダを出帆、一五九七年八月約滿二年を費して歸國したのである。これがオランダ東洋貿易の初發船である。これ以前には、オランダ船にして東洋へ來たものは無か

つた。オランダ以外の船舶に於てをやである。以後オランダに東洋貿易の會社は續々設立せられ、貿易船も亦出帆したのであるが、一六〇二年既存の諸會社を合同して所謂和蘭東印度會社 (Generale Nederlandsche Geocyteerde OostIndische Compagnie) が設立せられた。それでもオランダにとりてはローマ法王の條例が氣になつた。論理的にこれを打破するにより、公然堂々と東洋貿易に従事したいと云ふのが、その念願であつた。茲に一六〇九年僅に二十六歳の青年グロチウス (Hugo Grotius) なる者が、「海洋の自由」(Mare liberum sive de jure, quod Batavis competit ad Indicana commercia, Das frei meer oder über das Recht, das die Niederländer am indischem Handel haben) と云ふ書物を書いた。さうして公海は自由に通行してよい。ローマ法王が地球を二分し、航路にまでも外國船を禁じて居るのは大間違であると論じた。即ち當時ローマ法王によるスペイン、ポルトガル中心の既存國際法を打破したのである。斯くてオランダ船舶は、初めて大手を振つて東洋にやつて来るやうになつた。岐路に在るやうではあるが、現在の國際法は英米本位である。決して天意に依つて出来て居ない。此の際日本にもグロチウスが出る必要が切迫して居る。それは兎も角イギリス船も固よりオランダ船に續いたが、當時到底その敵ではなかつた。一六二三年にはオランダ人が、只今日本の占領して

居るアンボンに於て、イギリス人の大虐殺をすらやつて居る。

(4) 英佛鬭争時代とイギリス全盛時代

斯くてオランダ全盛時代を出現したのであるが、如何にしても收らぬのはイギリスである。イギリスは一六五一年に航海條例を出した。勿論オランダ船舶の海洋雄飛を承認せぬ事を趣旨として居る。オランダも亦此の條例に屈しない。遂にこの航海條例を中心として新教國同志の英蘭兩國の間に、一六五二年から大戦争が展開せられた。戦争は一六七四年まで三回に互つたのであるが、結局オランダの敗北に終り、その時代は去つてしまつた。オランダが没落したから、今度はイギリス全盛時代になる様に思はれるが、どつこいさうはいかない。新にイギリスの競争相手として出て來たものがフランスである。イギリスとフランスとは十七世紀の末葉から、ナポレオン戦争の終結、即ち十九世紀の初葉まで、時あつてか休憩したけれども、十八世紀を通じて、一方は北米に於て、他方は東印度に於て、實に血の雨を降らして戦つた。

蓋しこの英佛鬭争の真相を、最も要領を得て説明して居る者はスィレーである。スィレーは十八世紀に於て、英佛間に七大戦争があつたと云つて居る。その第一はルイ十四世が姻戚關係

を理由としてドイツのファルツ地方領有を主張したるに端を發し、一六八九年より一六九七年まで八年、第二は西班牙王位繼承戦争で一七〇二年より一七一三年まで十一年、第三はアウストリア王位繼承戦争で一七三九年より一七四八年まで九年、第四は七年戦争で一七五六年より一七六三年まで、第五は米國獨立戦争で一七七五年より一七八三年まで八年間續いた。第六は一七九三年より一八〇二年まで九年間、第七は一八〇三年より一八一五年まで十二年間に亘つたが、此の最後の兩戦争はイギリスとフランス革命政府との戦争である。以上一六八九年より一八一五年に至る百二十六年間に於て、英佛兩國は實に六十四年戦つて居る。而して王位繼承戦争と云ふ名を持つもの多く、また当初にはフランスを相手とせざるものもあるが、結局全部英佛爭覇戦となつたと云ふ所に共通性 (Some uniformities) を認め得ると云ふのである(註1)。

スイレーは第五の米國獨立戦争を評して、此の戦争は七年戦争によつて、フランスが北米の領土を全部喪失するに至つたから、その復讐をなさんが爲に、米國を助けた所に意義がある。米國獨立戦争は、英佛戦争の名残の波 (a sort of after swell) と見るを得ないであらうかと云つて居る(註2)。かく米國の獨立戦争を、十八世紀を通ずる英佛開争の一場面にもいれるは、スイレーの一見識である。但しスイレーの米國獨立觀そのものには、私は異議がある。米國獨立

觀の詳細と異議とは後述するが、「十八世紀に於けるイギリスの對歐政策は、最初見たところでは、その植民政策よりも重要でないと思はれるかも知れぬが、ヨーロッパ政策と植民政策とは、實は本來同一物であつて、國民的大發展の異なる様相である」(different aspects of the same great national development)(註3)と云つて、何處までも一元的の見方をして居るのは、確に私どもの魂をとらへる。私が近世的國際開争は、唯に十八世紀に於ける英佛開争のみならず、全部經濟的及國防的開争の一角に塗り潰さるべきものであると云ふのは、此のスイレーの「國民的大發展」と云ふ一元的綜合的觀察に、ヒントを得て居る所が多い。尙ほ私は以上に於て、人種問題が國際開争の原因とならぬと云ふことに就いては、特殊の説明をして居ないが、それは後述する。

イギリスの覇權は、以上の如くに十八世紀を通ずる英佛戦争に、勝利者となりしによつて決定したのである。十九世紀に入つて、アフリカの分割はあつたが、それは後程、レーニン帝國主義論の謬妄なる所以を明にする際、説明するが如くに、此の英國の覇權を前提とし、英國の欲するがままに、多く問題なくして行はれたことである。かくてイギリスは世界の覇權を握り、嶄然又鬱然たる大植民國となつたのである。然るにこの大植民國が、また今日我等の眼前に於

て、將に没落せんとして、最後のあがき、もがきをして居ると云ふ次第である。

(註1) J. R. Seeley, *Ibid.*, p. 24.

(註2) *Ditto*, p. 27.

(註3) *Ditto*, p. 36.

(5) 日本は立遅れず

敢へて繰返すが、唯に年次的に後から立上らねばならぬから、立遅れであると云ふならば、スペイン、ポルトガル以外は、何れの國も皆立遅れである。然るにオランダの歴史を見ても、イギリスの歴史を見ても、我は立遅れたり。立遅れたるは御先祖が、ヴァスコ・ダ・ガマやコロンブスと競争せざりしなればなり。豈恨めしきは御先祖ならずやと云ふ様な、左様な歴史教育をしてゐる國は、何處にも無いのである。あつたのは唯わが日本だけである。今、何が故に斯くの如き歴史教育が日本に行はれて居たかと云ふことを考へて見ると、

第一に、既述の如く、世界の興亡、特に近世的植民國の興亡に没分曉であつたと云ふこと。

第二に、われ等日本人はヨーロッパ人には、とてもかなはぬと云ふ歐米崇拜熱。

第三に、ましてや況やアングロサクソンに對してをやと云ふ卑屈心。

以上の三點に歸すべきであらう。併し斯くの如きあやまれる歴史教育に關せず、斯くの如き歴史教育を置いてきばりにして、日本人の生活力は、今や世界歴史始つて以來ないやうな大植民帝國、即ち大東亞共榮圈を造りつつある。これが日本の現實である。

斯くの如くに私が主張すると、それでも徳川幕府の鎖國政策がなかつたなら、日本はもつと早く植民的發展をしたではないか。と論ずる人があるであらう。併し今それを慨嘆したとて、何の役に立たうか。否私は徳川幕府の鎖國政策があつたからこそ、日本は今日の如く大發展をなしつつあると解釋するのが當然ではないかと思ふ。徳川時代においては、支那學特に儒教が勃興した。佛敎も亦興隆した。而してこれ等を糧として眞の日本の古學が完成せられた。凡そ一國の文化は、先づ宗教藝術に表現せられる。徳川時代の繪畫、演劇、淨瑠璃等が、如何に立派であるか。歐米文化の影響は殆ど受けずして、日本獨特の比類なき立派なものが日本にある。徳川時代の文化の説明をしては、脱線も極端になるからやめるが、特に注意を要するのは、日本獨特と云ふことである。獨特即ちオリヂナリチーは借り物ではない。根強い。挺でも動かぬのである。要之、日本獨特文化の創造と、日本古學の完成とは、結局同一物に相違ない。而し

てこの日本獨特文化の創造と、日本古學の完成とは、徳川幕府の鎖國政策によつてのみ、收穫するを得たのである。これを潜在的内包的に見て、鎖國政策も亦偉大ならずやである。

人或は、徳川幕府は倒れたではないか、それ程偉い徳川幕府が倒れる筈がないではないかと云ふであらう。成る程徳川幕府は倒れたに相違ない。併し近くは近衛内閣が倒れた。現在の東條内閣もそのうち倒れる。高所大所より見て、徳川幕府はなすべきことをなしたるが故に倒れたのであつて、日本及日本人は、同時代を通じて、向上發展の一路を辿つてゐたと思ふ。明治維新は日本思想が最高潮に達したときである。而して此の明治維新は徳川時代の繼續であり、その終末である。徳川時代なくして明治維新なく、偉大なる徳川時代なくして、偉大なる明治維新はあり得ない。明治維新の正中點に立たせ給ふたのが、申すも畏き極みながら、曠世の明天子に在したる 明治天皇陛下であつた。明治天皇陛下を仰ぎまつりたる明治時代に於て、憲法が發布せられた。日清、日露の戦争に勝利を得た。今日の大發展は、明治時代の繼續である。かう云ふやうに考へて見ると、徳川三百年鎖國時代は、日本今日の大發展のための準備時代として、必要缺くべからざるものであつたのである。私どもの茅屋なれば、その地形は半日か一日でよろしい。併し丸ビルを建てる爲には、基礎工事は一年以上かかる。日本が世界的發展を

なす爲に三百年の準備時代を費しても、どうして無駄と云へよう。斯く申すと、さても汝は説辯を弄する。徳川鎖國政策は、汝の云ふ如く、日本に有利にも解釋出来るが、又不利にも解釋出来るると云ふ説が起るであらう。併し私はさう云ふ説をなす人に、敢へて質問したい。さう云ふ説をなす人は、日本人であるか否か。日本人と云ふ立場に立つ人であるか否かと。

無論歴史は、湮滅し得ざるものであり、湮滅すべからざるものである。併し説者の如くに、當該歴史的事實が日本の爲に有利にも解釋出来る、不利益にも解釋出来るると云ふやうな場合があり得ると假定して、左様な場合に、どちらにでも解釋するのでは兩頭の蛇となるではないか。歴史を學ぶ所以は、現在を知り、將來を豫見する爲である。果して然らば苟くも日本人である以上、日本人と云ふ立場に立つ以上、出来得れば日本人に有利な解釋をして、將來に希望を持つと云ふことが、これが當り前ではあるまいか。私は純の純たる日本人である。かくて徳川三百年の鎖國政策は、今日日本が振古未曾有の大植民帝國、即ち大東亞共榮圈を創造する爲の準備政策として、必要缺くべからざる政策であつたと云はざるを得ない。諸君も私も教育者として立つて居るが、以上の如き次第であつて、日本は海外發展に於て一步も立遅れて居ない。否、立遅れの如く見えるのは、今日の大發展の爲の準備であつたのである。立遅れ説などと云ふ姿

靡退嬰の思想は、今日かぎり綺麗さつぱりとうちすてて、あさみどりすみわたりたる大そらの如き精神を以て、日本の大國民教育の爲に、興亞教育の爲に、邁進しようではないか。

最後に、熟き世界植民國の興亡を見ると、最初は、ポルトガル及スペイン時代であつた。次いで、オランダが榮え、英佛鬭争時代を経て、イギリス全盛時代となつた。而していまやまたイギリス没落し、日本が一大飛躍をなさんとして居る。世人は云ふ、人生朝露の如し、人の生るるや、死する初めである。これは個人に就いて云ふことであつて、國家は永久不死であらねばならぬ。國家は永久に繁榮せしめねばならぬ。併し少くも過去の歴史は、皆これとは反對である。個人も國家も同様である。一度隆盛なりし國家は、皆衰頽して居る。唯わが日本だけには、この過去の歴史に例外を造らしめねばならぬ。過去の歴史を、當て箴めてはならぬ。日本だけは常磐にかきはに彌榮えに榮えしめ、天壤無窮の皇運を扶翼し奉らねばならぬ。これが我も人も日本人全部の念願であるに相違ない。その爲には、敢へて繰返すが、吾々は先づ照顧脚下、日本植民國即ち大東亞共榮圏が如何なる性質を有つて居るか。これを他の植民國と比べて如何なる特質ありや。この特質の原理及歴史性如何を研究し、これに適應する政策を講せねばならぬ。私の此の十回連續の講演は、これを論定するほか、他に目的はないのである。

第二講 植民地の意義諸説

一 植民地の定義と大國家の創造

私は前講に於て、日本は今やこれを經濟的及國防的に見て、振古未曾有の大植民國、即ち日本を核心とする大東亞共榮圏を造りつつある。これが真相を明にし、これに適應する政策を講せねばならぬ。而して此の政策の決定には、凡有る分野の國民が協力一致これに參劃し、かつこれを實行に移さねばならぬ。と云つたが、大植民國と云ふ觀念は、日本の本國と、その所謂植民地と、及これが中心となつて指導性乃至支配性を樹立してゐる地域とを、打つて一丸としたる觀念である。そこで植民地とは何ぞやと云ふことが問題となる。即ち此の第二講に於ては、植民地に關する諸説を紹介し、かつこれが批判を試みたいと思ふのである。

最初に斷つて置くが、植民政學が、學問として成立したのは、極めて新しいことである。第十九世紀のそれも末葉に當つて、ドイツに於て成立し、かつ發達したのである。當時植民的

發展に於て支配的勢力を有した國は、固よりイギリスである。併しイギリスは植民政策と云ふやうな學問、云はば屁理窟は棚にあげて置き、黙々として實際運動に於て効果をあげて居たのである。ドイツは後から立上つた。一八七〇年から七一年にかけて普佛戦争があつて、初めてドイツ帝國が出来たのである。かくてドイツが初めて植民地を持つたのは、實は日清戦争を去ること、僅に十年以前のことである。即ち一八八四年に獨領南西アフリカを領有し、それからアフリカの諸方、太平洋の諸方に植民地を持つた。然るに第一次世界大戦に敗北したから、一九一八年にドイツ植民帝國は一度倒れてしまつたのである。ドイツ植民帝國は、かく極めて短命であつたが、このドイツに植民政策學が、學問として發達したのである。蓋し後から立上つた植民國が、先進國に追ひつく爲には、植民的發展に關する事實を精密複雑に研究し、これに系統づけて學問を作りあげ、作りあげた學問を規準として、實際運動を盛大にする必要があつたのである。第十九世紀の末葉に於て、植民政策學がドイツに成立し、かつ發達したのは、ドイツ人が學問を好む癖にもよるが、ドイツが植民的發展に於ける後進國であり、實際運動に於ては、遙にイギリスに劣つて居たと云ふ半面をも意味してゐる。兎に角かくの如き次第で植民政策學は、學問としては極めて新しい。古い歴史を有する學問ではないが、それでも相當權威

ある書物はある。此の第二講に於ては、諸學者の學説を掲げ、かつこれを批判したいと思ふのである。

併しその前に、特に注意して置きたい諸點がある。と云ふのは、先づ、少くも國家社會に關する學問に於ては、研究の對象となる事實は、定義を擧げる以前から存在して居ると云ふことである。これを忘れては主客顛倒となる。定義があつて研究の對象があるのでは、絶対にないのである。例へば、人とは何物であるかと云ふことを研究する場合に、その人の定義があつて人があるのではない。常識に訴へて人と云はれるものは、既に吾々の眼前に存在して居る。否、吾々そのものが人である。定義があつて人があるのではない。これは詰らぬことのやうであるが、間違の多くは、云はずもがなの勿論のことが呑み込めて居ないことから起る。所謂大家に於ても往々にして然りであるが、學生に至つてはその答案を書くにあたり、黙つて居ると比々皆感違ひをする。先生が植民地とは斯う云ふものであると云はれるから、斯う云ふものが植民地であると書く。併し私は植民地を作つた覚えはないのである。常識に所謂植民地は定義以前に存在してゐる。恰も人間の定義を與へる以前から人間が存在してゐると同じことである。次に、研究にあつては先づ定義を掲げるのもよからう。定義を掲げずして、定義に關する

豫備知識の説明をして、それから定義を掲げるのもよからう。これは説明の手段方法である。どちらでもよろしい。併し定義を先づ掲げるなら、その定義を掲げる所以を、十分に検討しなければならぬ。即ち定義の對象をよく睨み、その歴史性を究めねばならぬ。こと茲に及ばずして、その定義を發展させて行つて、何程大きな本を書いても、第一に最初に掲げた定義に疑問が起る。定義が間違つて居ては、問題にならぬのである。彼のマルクス主義の如き、その適例である。人は聞きわけ性がない。良知良能を持たぬ。動物と同じである。萬物の靈長ではないと云ふのが出發點である。此の出發點から、それからそれへと論理を發展させて行く。迷路は迷路を重ねる。何程書きたてても、これを高所大所から見ると、間違つて居るのである。またしても岐路に入つたが、植民地に關する研究に於ても、常識に所謂植民地は、定義以前から嚴然として存在して居る。まづ此の所謂植民地の現實をよく睨み、その歴史性を究めねばならぬのである。

それから更に定義のあたへ方は、その定義の對象となるものが、他とは違ひ、そのものだけに、獨特であり、そのものの存在の中心であると云ふ點を掴み出して、これを簡單に要領を得て謳はねばならぬのである。例へば「人」の定義を與へる場合に、「人は横目縦鼻の生物なり」と云つても、それでは人の定義にならぬ。横目縦鼻は人の顔ばかりではない。猿でも然り。否、牛馬また然りである。そこで人とは何ぞやと云へば、理性ある生物である。これが人の定義である。聞きわけ性があり、萬物の靈長が人である。一見横目縦鼻に見えないやうな醜の男女でも、聞きわけ性がある以上人である。と云ふことになる。植民地の定義に於ても同様であつて、その獨特性、その中心點が、掴み出されて居なければならぬ。

既に第一講に於て説明した如く、大國家と云ひまた大國民と云ふ、いづれも精神的の意味に相違ないが、精神的の意味に云ふ大國家の外形は、少くも今日に於ては、大領土を領有し、又は大地域に指導性乃至支配性を樹立して居ることである。此の外に大國家の外形はあり得ない。果して然らば植民地は、一國の領土の一部なりとしても、指導性乃至支配性を樹立せる地域の一部なりとしても、何れにしても少くも大國家の創造に於て、重大なる役割を演すべき地域である。と云はねばなるまい。植民地の定義に於ては、此の一點だけは把握して居られねばならぬのであり、此の一點が閑却視せられて居ては、中心點を逸して居るものと云はれても致し方ない。これが所謂植民地の現實を、よく睨んで居るものと云ふべきであらう。

私は從來多くの人から、植民政策と云ふ學問は、帝國主義に關する學問ではないかと聞かれ

た。それ故に此の際、此の質問に對してはつきりと答へて置きたいと思ふ。帝國主義と云ふ意味が、後述レーニンの「帝國主義論」に云ふ如く、「資本主義の獨占的段階であり」、獨占資本家が國家を驅使して、その過剰資本投下地域を獲得することであつたり、また一國が無目的に領土を獲得するの政策であつたりするのなら、植民政策學は左様の主義と關係ないと云はねばならぬのである。併し、帝國主義と云ふ如き文字の内容は、これが使用者の勝手に委せるとして、植民政策學は合理的大國家創造に於て、重大任務を擔任すべき地域なる植民地に關する政策の學問であり、大國家創造政策學に於ける重要部門であるかと問ふなら、然りその通りであると答へたい。これが私の主張である。

二 植民地諸説

定義の擧げ方に就いてはこれ位にして、真に無味乾燥であるが、最初に有名なる諸學説を一通り羅列し、これを一纏めにして批判を試みたいと思ふ。

(1) ロッシェルの説 「植民的特質は殆ど例外なく二主要點に歸着せしめられる。(A)比較的古き國民が (mehr oder weniger altes Volk) 比較的若き土地を (mehr oder weniger junges

Land) 占領すること、(B)國民の一部分が全部より分離すること」(註1)。

(2) ケラーの説 「植民地とは、母國民が既に定住し、又は將來定住し得べき或程度に於ける政治的從屬地である」(註2)。

(3) ツィンマーマンの説 「今日に於て植民なる言葉は、新しく獲得せられたる、より低級なる文明の地域に對し (von neu erworbenen, auf einer tieferen Kulturstufe befindlichen Gebieten) これを獲得したる國民が、ただに移住するのみならず、富源の開発、經營に任ずることを意味する。而して吾人は斯くの如き地域が、これを獲得したる國家の内部に存するか、又は外部に存するかによつて、國內及國外植民の區別をなし、以下この著書に於ては國外植民につきてのみを論ずる」(註3)。

(4) ルーカスの説 ルーカスはルーキス (G.C. Lewis) の説に従ひ、「植民地とは一國又は政治團體に屬せる人民の一團が、その母國又は、母國團體を捨て全く又は殆ど無住なるか、又は原住民を驅逐したる地に、獨立して、又は從屬的に、新且つ別個の社會を形成することを云ふ」と云ひ、特に「(一)一國を任意に去りたること、(二)別個の地域に於ける永久的移住、(三)移住者は當初より又は後程住民の不足數を、補充すること」と主張して居る(註4)。

(5) ケプナーの説 ケプナーは「一國民又はその一部分が、本來の領土以外に移住し、移住地と本國との間に政治的及法律的關係の成立せる場合、及その期間のみ、これを植民地と云ひ得る」と言ひ、次で、ギリシアに於けるアポイキア (Apoikia) とクレルキア (Klerouchia) との區別を引き、アポイキアを以て「國民の一部分が本國より分離し、新に獨立せる共同團體を建設せる場所である」とし、クレルキアを以て母國がこれと政治關係を有する姉妹地、即ち植民地 (eine Tochttersiedlung 'Kolonie') を設けたものである」として居る(註5)。

(6) ラインシェの説 「植民地とは母國以外の領土で (A colony is an outlying possession of a national state)」、これが統治の形式は母國に於けると異なるも、而も母國政府に (The government of the national territory) 從屬するものである。植民地には母國民 (citizens of the mother country) 又はその子孫の定住することあらん。又は主として他民族の集合することもあらん。而も何れの場合に於ても、植民地政府は何等かの形式に於て、母國に忠順 (allegiance to the mother country) を承認せねばならん」(註6)。

以上諸學者の説くところを通讀分析すると、大體四目標を追求して居るやうである。即ち第一に、本國の文明優秀、植民地の文明劣等を目標として居る説がある。ロツシエルは、「比較的

古き國民が比較的若き土地を占領すること」と云つて居るが、「比較的古き」と云ふは、古きが故に文明優秀であり、「比較的若き」とはそれ故に文明劣等を意味して居るであらう。ツインマンは露骨に「新しく獲得せられたるより低級なる文明の地域に對し」と云つて居る。ロツシエルもツインマンも植民地と本國との區別の一目標として、文明優秀か否かに着目して居るのである。併し常識上、誰でも本國と云つて居る所に、文明の餘程劣つて居る所がある。我が國でも壹岐、對馬、隱岐の文明は、東京よりも劣つてゐる。また平家の落武者の定着した所と云はるる肥後の五箇之莊、阿波の祖谷村の如き、文明の標準はよほど低い。併し何れにしてもこれ等の地方は、本國であるにきまつて居る。疑問の餘地がない。或は「新しく獲得せられたる」に重點を置くにしても、關東州の文化は上記内地の諸地方よりも高い。即ち文明の優劣を以て、本國と植民地との區別點とすることは不可能である。兎に角私どもは茲に植民政策學問題、即ち常識的に政治的經濟的問題を取扱はんとしてゐる。然るに文明の優秀か否かは、政治的經濟的の見方ではなくて、寧ろ無國境的なる社會學的の見方である。見當違ひであるから、この目標は採用し得ないのである。

次に第二に、本國と移住民との間に法律的及政治的關係の存在を目標として居る者がある。

ケラーは「或程度に於ける政治的従屬地である」と云つて居る。又ケブナーはクレルキアを以て「母國がこれと政治關係を有する姉妹地即ち植民地を設けたるものである」と云つてゐる。併し本國と移住地との間に、法律的政治的の關係があると云ふやうな言葉も亦頗る曖昧である。南北アメリカには多くの日本人が移住して居り、その移住者と日本との間に法律的政治的の關係は存して居る。併しながら、南北アメリカに於ける日本人の移住地を、日本の植民地だとは、誰も云ふものはないのである。この目標も亦採用し得ない。

そこで諸學者が第三の目標として居るのは、「國民の全部又は一部の移住」と云ふことである。此の目標は、以上に擧げた諸學者の殆ど全部が採用して居る。ラインシュだけは違ふがロツシエル、ケラー、ツインマーマン、ルーカス、ケブナー皆然りである。併し國民の全部又は一部の移住して居る所が植民地であると云ふならば、これが植民地成立に缺くべからざる要素をなして居なければならぬ。中心觀念でなければならぬ。これ無くしては植民地であると云ひ得ないと云ふ觀念であらねばならぬ。然るに主として土人を使用して作物の收穫を目的とする所謂栽培植民地の如きは、至る所にある。又英領當時の香港の如き、中間貿易による繁榮が目的であつて、英國人の移住すると否とは、英國のねらつて居る所ではなかつた。ジブラルタル

やマルタ島は海軍の根據地である。英國人が移住することは中心觀念となつて居ない。それよりも英領印度の如き英人の移住すると否とは關する所にあらず、四億の印度人を搾取することこそ目的である。これを日本の例に見ても臺灣が日本の植民地となつたのは、支那と日本との間に割讓條約が結ばれた瞬間のことである。日本人の移住とは、凡そ關係がない。かく考へると國民の全部又は一部が移住すると云ふことは、植民地の中心觀念即ち要素をなして居ない。但し特に斷つて置く、植民地の保持、發展の爲には出來得べくんば一人でも多く本國人がその植民地に移住する必要がある。併しこれは植民地の成立問題ではなくて、利用問題である。

(註1) Roscher, W., und Jannasch, R., Kolonien Kolonialpolitik und Auswanderung, Leipzig 1885. S. 1.

(註2) Keller, A., Colonization, Boston New York Chicago London p. 2.

(註3) Zimmermann, A., Kolonialpolitik, Leipzig 1905. S. 1.

(註4) Lucas, C. P., Introduction to a historical geography of British colonies, Oxford 1887. p. 2.

(註5) Koebner, O., Einführung in die Kolonialpolitik, Jena 1908. S. 6.

(註6) Reinsch P. S., Colonial Government New York. 1905, p. 16.

三 ラインシュ及山本博士説

以上の諸目標は皆これを採用し得ない。そこで第四の目標として、植民地とは母國以外の領土であり、統治の形式が母國とは異なる如き地域である。と云ふ説が起る。而して此の目標を採用せんとする者は、植民地の觀念には、本國人が移つて居るか否かは無關係であると云ふのである。此の説は、以上掲げたる諸學者のうち、ラインシュのみが主張して居るが、他の三目標を追求してゐるものよりは、餘程進歩して居ると思ふ。先づラインシュは母國以外の領土であると云つて居る。領土とは、固より統治權の行はれるところである。而して統治權とは唯一最高絶對圓滿にして到らざる處なく及ばざる處なき權力である。此の統治權の行はれる所に、母國以外と母國以内とがあると云ふてはわからぬことになるが、領土とは法律の見方である。然るに母國とはこの領土を、沿革的歴史的に見た觀念、換言すれば政治的經濟的に見た觀念である。法律の見方ではないのである。例へばイギリスが、マルタ島やジブラルタルを占領せられても、イギリス人には母國がやつつけられたとは思へない。併しロンドンを占領せられたら、母國がやられたと切實に感ずる。即ち母國とは、その國家の構成に於て、骨となり肉となり血となつてをり、その國家と離るべからざるところ、その所がなければその國家は成立しないと云ふやうな觀念となつて居る所である。左様なところ以外を、母國以外と云つてよいと思ふ。

要之、母國以外の領土であると云ふこと、それだけがこの學説の特徴である。

此の説は次に、統治の形式が母國と異つてゐると云ふことをも、説明的に掲げて居る。そこで學者は、フランスのアルゼリアは統治の形式が母國と同様である。それでもアルゼリアが植民地なることは常識である。と云つてラインシュを攻撃する。併し私は法律的形式論は、この際避けねばならぬと思ふ。所謂植民地は多くは新附の地であるから、統治の形式が、本國と違ふのが普通であらう。而してその制度上の外形が本國と同様の地域でも、實際上の取扱に至つては、本國とは非常に異つて居る。それ故に植民地は、統治の形式が母國と異ると云つても差支へなからう。尙ほラインシュが爲念、本國人が定住して居るか居ないかは、どうでもよいことだと云つて居るのは、一見識であると思ふ。兎に角ラインシュ説は、母國以外の領土であつて、統治の形式が母國と異つて居ると云ふだけしか謳つて居ない。他の諸學説と同じく、植民地領有の目的、即ち植民地領有は大國家を創造する爲であり、植民地は大國家創造に於て重大部門を擔任すると云ふことに就いては、少しも觸れて居ない。それ故にこの植民地説を採用すると、植民政策の觀念がさつぱり曖昧になつてしまふのである。

即ちこの植民地説の採用者なる前京都帝大教授山本美越乃博士は、其の著「植民政策研究」

に於て、「植民政策とは國家又は公私の團體が、植民地の經營をなすに當り、その土地及び住民に對して行ふところの政治上、法律上、經濟上及び文化上の一切の方策に他ならず」と云つて居る。それ故に博士によれば植民政策は、先づ政治上、法律上、經濟上及び文化上の一切の方策を包含して居り、その廣範圍なること恰も千手觀音の如き政策である。自然、植民政策學は他學と區別の出来ない學問である。左様なえないのわからぬ學問は、研究のして見やうがないと共に、研究者に興味の起つて見やうがないと思はれる。次に博士はまたその土地及住民に對して行ふところの方策であると云ふから、植民地の對外關係、植民地を中心として大國家を創造せんとする行動、植民地領有の最大目的に伴ふ行動を全然無視することになる。即ち博士の定義では、植民政策が靜的になり全然動的ではなくなる。私共の常識に於ける植民地領有とは、凡そ縁遠くなつてしまふのである。

山本博士の著書の改版は、滿洲事變以後にも出て居るが、その著書には博士の所謂政治上、法律上、經濟上及び文化上の一切の方策は決して論せられて居ない。否、論じ得ないにきまつて居る。例へば植民地に於ける交通政策の如きには、一言だも觸れて居ない。また植民地を中心とする大國家創造政策など、全然念頭になかつたから、當時日本の植民的發展に於ける最重

要問題であつた南滿洲鐵道會社にも、南滿洲鐵道そのものにも、その附屬地にも一言半句も觸れて居ない。

四 アダム・スミス説

私は以上を以て諸學者の追求して居る目標に就いて、略々紹介批判したのであるが、そのうち國民の全部又は一部分が移住して居ると云ふ目標を、追求してゐる學者は非常に多數であつた。此の目標に關する限り、私が以上に言つたところだけでは、或は十分に呑み込めなかつたかと懸念せられる。そこで私は更にアダム・スミスの説を紹介して、私が此の目標を採用し得ないとする論據をより明白にしたいと思ふ。

アダム・スミスは周知のウェルズ・オブ・ネーションズの第四編第七章「植民地について」に於て、植民地問題を詳論して居る(註1)。此の第七章は三部から成立して居るが、その第一部「新植民地建設の動機について」の劈頭に於て先づ

「アメリカ及西インドに於けるヨーロッパの多くの植民地を「最初」に設定せしむるに至つた利害關係は、昔のギリシア及ローマの植民地の設定の動機となつた利害關係のやうに、明白

單純なものでは決してなかつた」。

と云つて居る。即ち凡そ一國が植民地を建設するは、その國の利害關係によるに相違ない。然るにアメリカ及西インドに於て歐洲諸國がその植民地の建設をなした「最初」の利害關係は、昔のギリシア及ローマが植民地建設をなした利害關係の如くに、明白單純なものではなかつたと云ふのが、まづスミスの云はんとする所であつて、「最初」と云ふ言葉には、特殊注意を要する。即ちはじめだけであつて、のちほどではないのである。然らばスミスは、何を以て昔のギリシア及ローマ時代には、その植民地建設の動機となつた利害關係が、明白單純なものであつたと云ふかと云へば、ギリシア時代については

「古代ギリシアの諸國は、いづれも皆極めて小さい領域しかもつてゐなかつた。そしてそれは諸國の内の一國の人口がその領域を維持し得る限度を超えて増加すると、彼等の一部はどこか世界の僻遠の地方において、その新しい定住地ハビタシオンを捜し求めねばならなかつた。といふのは、彼等の四邊を圍繞してゐた好戰の隣國のために、その領域を本國において大に擴張することは、いかなる國にとつても不可能であつたからである」。「母市はこの植民地を子供と考へ、それに對しては大きい好意と援助とを與へ、その代りに大きい感謝と尊敬とを受けてゐたが、その子

たるや解放された子であつて、母市は彼に對して、直接の權威や立法權やを要求しようとはしなかつたのである。この植民地は、自らその政體を定め、それ自身の法律を制定し、それ自身の官吏を選任し、また母市の承認又は同意を待つ必要を持たない獨立國として、隣國と和戰のことを定めた。かくしてこれ等すべての植民地建設の動機となつた利害關係は、この上もなく明白單純なものであつた。」

と云ひ、更にローマ時代については

「ローマは、往時の他の共和國と同じくもと農業法制 (Agrarian law) に基いて建設せられた國であつて、この法制は國家の領土を、その國家を形成する諸市民の間に、一定の割合に分割した。しかし結婚や、相續や、讓渡といつたやうな人事の常として、この本來の分割は必然に攪亂せられ、もと多く異つた家族を維持するために振り當てられてゐた土地が、一人の所有に歸してしまつたといふやうなことが屢々起つた。」「市民の大部分は土地を所有しないことになつたが、それをもたないでは當時の風俗習慣の上から、自由民としてその獨立を主張することは困難であつた。そこで、ある程度において、これ等の人々に満足を與へるために、富貴の人々は、しばしば新しい植民を送るべしとの提案をした。が、當時の征服國たるローマには、

かういふ際においても、その市民をして、いづくに植民せしむべきかあてどもなく廣い世界をいはば、富を求めてさまよはせる必要はなかつた。ローマは普通彼等にイタリーの征服地方を興へたが、その地方はその共和国の領土内にあつたので、自ら獨立の國家を作ることはできないで、せいせい一種の自治體コイポレイトンとなつたが、この自治體は自己の行政の規則を制定する權力はもつてゐても、母市の監督、司法權、立法權には必ず服しなければならなかつた。これを要するに、ローマの植民は、その設置の性質よりいふも、その設定の動機に鑑みるも、ギリシアのそれとは、大に異なるものがある。それ故にまた、これ等異なる制度を起すに用ひられる言葉も、随分違つた意味をもつてゐる。即ちラテン語のコロニア (Colonia) は、單純に植栽地プランタレオンといふ意味である。これに反して、ギリシア語のアポイキアは、住居の分離、故郷を離れること、家を去ること等の意を持つてゐる。かくの如くローマの植民は、多くの點に於て、ギリシアのそれと異なるものがあるけれども、それを設定するに至つた利害關係そのものに至つては、同じく明白單純である。この二つの制度は、共にその起源をさくべからざる必要、または明白にして疑の餘地なき效用に發するものである。」

と云つて居る。スミスがギリシア時代を説明するに當り、「古代ギリシヤの諸國 (states) は、

いづれも皆極めて小さい領域しかもつてゐなかつた」と云ひ、「母市 (The mother city) はこの植民地を子供と考へ」と云つて居るのは、當時國家 (state) と云ふ觀念と、市 (city) と云ふ觀念とが、一致して居たことを示して居る。またスミスがギリシア時代に於ては、植民地は「解放された子」の如きものであつて、全然本國に對して獨立關係にあつたと云つて居るのは、ケブナーの所謂アポイキアのみを見て、クレルキアの方は見て居ないのである。私は正直に云ふが、古代ギリシア時代の植民問題などを、深入りして研究するいとまを持ちあはせない。それ故に斷言することは憚るが、スイレーの如きも矢張りギリシア時代の植民地として、アポイキアのみを見て居るに鑑みれば、アポイキアの觀念が、少くもギリシア時代植民地に關する通念で、クレルキアの方は例外ではなかつたではなからうか。それは兎も角、ギリシア時代の植民地は、母國民の一部の移住と離るべからざる關係があつたに相違ない。

ローマ時代の植民地は、ギリシア時代とは反對で、全然母國に服従したのであるが、兩時代の植民地はいづれも、母國民の一部分の移住と云ふことを必要として居る。即ちスミスは「ローマの植民は、多くの點に於て、ギリシアのそれと異なるものがあるけれども、それを設定するに至つた利害關係そのものに至つては、同じく明白單純である」と云つて居るのである。

然るに「最初」の「アメリカ及西インド諸島におけるヨーロッパ植民地の建設は、何等かの必要にもとづいて起つたものではなく、またそれ等の結果によつて得られた^{ユティリティ}效用も非常に大きかつたに相違ないが、左程に明白にして疑の餘地がないといふ性質のものではなかつた」のである。

即ち「第十四世紀、第十五世紀の間に、ヴェニス人は香料その他東インドの財貨を、ヨーロッパの他國民の間に分配して、非常に有利な商業を営んだ。」此の「ヴェニス人が得た大きな利潤は、ポルトガル人の貪慾心を誘發した。彼等は十五世紀を通じて、ムーア人（アフリカ西北部モロッコに住む回教人種でヴァリアとアラブとの混種）がサハラ沙漠を横切つて、象牙や沙金を運んで来たその國々への道を、海上で発見しようとする努力しつづけた。」「彼等はマデイラ諸島、カナリー諸島、アゾール諸島、ケープ・ドウ・ヴェルデ諸島、ギニア海岸、ロアングー、コンゴ、アンゴラ及ベンゲラ等の諸海岸を発見し、最後に喜望峯を発見した」。茲に「一四九七年にはヴァスコ・ダ・ガマ (Vasco de Gama) は四艘の船隊を率ゐて、リスボンの港を出帆し、十一ヶ月の航海の後インド本國の海岸に到着した」のである。

然るに「これより先數年、ヨーロッパの期待が右のポルトガル人の計畫に對して危惧を感じ、

その成功が疑はれてゐた時に當つて、ゼメアの一水先案内者が、西方から東インドに達せんとする途により大膽な航海計畫をたてた。」即ちコロンブスは、「東から行く道が遠ければ遠い程西からはそれだけ近いに違ひない」と正當にも結論した。そこで「彼はヴァスコ・ダ・ガマの遠征隊がポルトガルを出發する約五年前、即ち、一四九二年八月パロスの港を出帆し、二ヶ月乃至三ヶ月の航海の後、まづ小バハマ即ちルカヤ諸島の中のあるものを発見し、ついでサン・ドミンゴといふ大島を発見した。」然るに「コロンブスがこの航海またはその後の航海に於て発見した地方は、彼が探し求めて行つた地方とは似ても似つかぬものであつた。支那及インドの富と耕作と稠密なる人口をば発見しないで、サン・ドミンゴや、その他彼の訪れた新世界の諸地方に於て、彼はたゞ森林に蔽はれてゐて、耕作はされず、僅に裸體の慘めな未開人の若干種族の住んでゐるのを、発見しただけであつた。」「要するに東インドへの通商の計畫は、西インドを初めて発見する機縁となつた。そして征服の計畫は、それ等の新發見國において、スペイン人の全植民地建設の機縁となつた。そして彼等をしてこの征服に向はしめる動機となつたものは、金山銀山の投機であつた。そして人智を以ては豫測することのできない、いろいろの出來事によつてこの投機は、その企畫者が正當に豫期し得る以上の成功を收めたのであつた。」

以上がアダム・スミスの所謂「アメリカ及西インドにおけるヨーロッパの多くの植民地を「最初」に設定せしむるに至つた利害關係」に關する説明である。而してそれは「何等かの必要にもとづいて起つたものではなく、」東印度との通商計畫が、偶然にもその發見に機會を與へたのであると云ふは疑ふべからざる歴史的事實である。それ故に「昔のギリシア及ローマの植民地の設定の動機となつた利害關係のやうに明白單純なものでは決してなかつた」と云つてよい。

但し一四九七年ヴァスコ・ダ・ガマによる喜望峯航路の發見、即ち東印度に對する植民運動は「ヴェニス人が得た大きな利潤は、ポルトガル人の貪慾心を誘發した」ことに發して居る。即ちポルトガルがヴェニスにとつて代らんとした經濟的闘争心に發して居ることは明白である。果して然らばギリシア及ローマ時代の植民運動の如くに、過剩人口のはげ口を求めたのではないが、此の運動を惹起した利害關係は、矢張り「平明にして判然たるものであつた」と云つてもよからう。而して此の論法を以てすれば「アメリカ及西インドにおけるヨーロッパの多くの植民地を「最初」に建設せしむるに至つた利害關係」、は、「何等かの必要にもとづいて起つたものではなく」「偶然」であつたに相違ないが、「最初」ではなくてその後には於ける歐洲諸植民地の征服乃至經營は、金山銀山發見の爲であつた。とスミスも云ふのであるから、東印度に對

すると同様、當時の重商主義思想を指導精神として、當該植民諸國が富み且つ榮える爲であつたのである。東印度に於ては、その地が古文化國であるから、主として通商貿易乃至財寶の強奪によつた。然るに米大陸に於ては、その地が荒蕪野蠻であつたから、主として金銀の採掘によつた。と云ふ手段に差異があつたに過ぎない。とスミスを解説してよからう。今一度スミスを繰返すが、要之、米大陸の發見は偶然であつたが、これが經營と、東印度に對する植民運動とは、凡て當該植民國が、ヴェニスの如くに富み且つ榮える爲であつた。ギリシア時代またはローマ時代の如くに、國民の一部を移住せしむると云ふ觀念とは違ふ。と云ふのが、スミスの意見であり、眞を得て居ると云つてよからう。

併し此の際特に一言して置かねばならぬことがある。以上に紹介した範圍に於ては、無論私は全然スミスに左袒してよいのである。初期植民運動の中心觀念は、經濟的闘争であつた。此の經濟闘争目的達成の爲に、國防は必要であつたのであるから、國防の方は従であつたが、今日はさうではない。國防闘争の方が主であつて、經濟闘争は寧ろ従となつて居る。

それは兎も角、アダム・スミス説によつても、近世的植民運動は、人を移すと云ふことが中心觀念にはなつて居ない。人を移すと云ふことは植民地の成立には、何の關係もないことである。

これこそ真相であり、真理である。併し誤解してはいけない。一度成立したる植民地を保持し發展せしむる爲には、本國人がなるべく多く行くことが必要である。又本國の人口問題解決の爲にも、本國人が行つた方がよいに相違ない。併しそれは植民地利用問題である。植民地の成立問題と、植民地の保持發展問題即ち利用問題とを混同しては、譯がわからぬことになるのである。例へば英領印度三億數千萬の土着民に對して、何人の英國人が行つて居るか。印度は英國の植民地には相違ないが、それは英國の征服によつて植民地となつて居る。英國人が移り住むと云ふことは關係ないのである。但し多數の英國人が若し印度に永住出来るなら、それなら英國が印度を保持發展せしめる爲にも、英國の人口問題解決の爲にも、好都合であるに相違ない。

(註1) Adam Smith, *Wealth of Nations*, の譯文は全部、岩波文庫・大内兵衛譯「國富論」による。

五 スイレー説

私は前講に於て、スイレーのエキスパンション・オブ・イングランドを座右に置いて、講義を進めたいと云つたのであるが、植民地の成立と母國民の移住との關係を、スイレーは如何に

取扱つてゐるか、序でに説明するのも無意義ではなからう。

スイレーのエキスパンション・オブ・イングランドは、既述の如く、第一部コロニアル・エキスパンション、第二部印度となつて居り、コロニアル・エキスパンションは、英國人移住者が多數を占むる地域なるカナダ、中南米に於ける屬領を包含せしめて西印度諸島、ケープ・コロニーを主とする南阿諸邦、ニュージールランドを包含する濠洲等に關して居る。即ちスイレーのコロニーと云ふ觀念には、本國人の移住と云ふことを、説明の必要を認めざる程の勿論の要素として居るが、ツルゴー (Turgot) の所謂「植民地は果實の如きもので、成熟するまで木に生つて居る」(Colonies are like fruites which only cling till they ripen)とか、「植民運動は蜜蜂の巢離れの如きものである」とか、「植民運動は、成長したる息子が結婚して、他家に婿入りするが如きものである」(Colonisation is like the swarming of bees; or it is like the marriage and migration to another house of grown-up son.)とか云ふ如き、自然界の現象に酷似せるにより「自然的」とも云ふべき、ギリシア時代のアポイキアと近世的のコロニーとは、本質的に異つて居る。近世的のコロニーとは「唯に派生的なるのみならず、政治的に母國に從屬するものでなければならぬ」(註1)と云つて居る。派生的とは、本國人が移つて居ると云ふ意味である。

これがスイレーの植民地説である。それ故にスイレーによれば、全然異人種なる印度は、イギリスのコロニアル・エクスパンションには入らない。エクスパンション・オブ・イングランドには、入ると云ふのである。私はアダム・スミスの説に左袒して、スイレーの包括的に所謂エクスパンションそのものこそ、近世的植民運動であると云ふのである。茲が私とスイレーとの差異である。

繰返すやうではあるが、米大陸の発見は偶然であつたが、一度発見せられた米大陸には、歐洲諸植民國より多くの移住民が渡航した。東印度には移住民は行かなかつた。併し米大陸に行くのも東印度に行くのも、イタリーの諸都市に代つて、富み且つ榮えたいと云ふ念願に發して居る。茲の觀念は共通である。此の共通觀念が近世的植民運動の核心である。本國人が移住するかせぬかと云ふことは、此の核心たる目的達成の手段方法に過ぎない。此の核心たる目的から見れば、枝葉末端であると云つてよい。だからスイレーも東印度への發展の中心なる印度を、コロニアルではないが、エクスパンションに入れて居るのである。

一體スイレーは、近世的植民地はギリシア時代に於ける如き「自然的」とも云ふべき植民地とは違ふと、卓見を吐きつつ、尙ほかつコロニー (Colony) と云ふ言葉そのものに拘泥し過ぎ

て居る。而してその爲に近世的植民運動の核心を逸せんとして居る。なる程前述アダム・スミスの云ふ如く、ギリシア時代のアポイキア (Apollikia) は住居の分離、故郷を離れること、家を去ることを意味して居り、ローマ時代のコロニア (Colonia) は植栽地を意味するであらう。いづれも人が出て行くことと離るべからざる關係がある。併し私どもから見ると、左様な研究は英語の辭書を書く時に必要なる研究である。英語の辭書にはコロニーはラテン語のコロニアから出て居るとか、ギリシア語のアポイキアと何う云ふ關係があるとかと書かねばならぬかも知れない。併しコロンプスも、ヴァスコ・ダ・ガマも左様な研究はして居ない。左様な研究をして大発見に從事したのではない。手つとり早い處で、日本が日清日露戦争以後の大發展をするのに、ギリシア語や、ラテン語のことなどを考へて、それから行動に移つたことがない。これが近世的植民運動の真相ではないか。辭書作りの研究と、植民政策學者の研究とは、全然着眼點が違ふのである。

尤もスイレーの所謂コロニアル・エクスパンションと印度と、即ち本國人移住者が多數を占むる地域と然らざる地域とは、その統治に根本的の差異がある。それ故にスイレーのやうな見方も必要であると云へば、一理はあるが、それは植民運動の結果である。植民運動の結果成

立した植民地の分類問題である。茲のところをよく呑み込んで置かぬと困るのである。

(註1) J. R. Seeley, *Ibid.*, p. 38.

六 矢内原前東京帝大教授説

植民地と移住とに不可分關係ありと云ふ主張で、尙ほ看過し得ざる異説がある。それは前東京帝國大學教授矢内原忠雄氏の説である。同氏は昭和十二年秋まで東京帝國大學の教壇に於て、約二十年間植民政策の講義をして居られた。「植民及植民政策」と云ふ著書がある。この著書は今も世間に流布して居り、學界の一權威とせられて居る。それ故に私どもは批判の對象として、是非ともこれを逸することを得ないのである。實は矢内原前教授が、昭和十二年秋東京帝國大學を辭められると、私が代つて講師として、學年の中途から同教授の講義を繼いだのであるが、同君の説と私の説とは、根本的の差異がある。全然相容れない。それ故にまづその差異を明白にして置かぬと、學生は迷ふ。誤解を招くことになる。さればと云つてその差異を明白にさせる爲に、つい昨日まで同一講壇に立たれた前教授の説を、徹底的に攻撃するは情に於て忍びざるものがある。尤も私は明治四十四年東京帝大の卒業であり、矢内原前教授は大正六年

矢張り東京帝大の卒業であるから、單なる卒業年次から云へば私が先輩である。それでも私は餘程考へたのであるが、孔子も「君子和而不同」と云つて居る。私どもは士大夫を以て任ずるものである。それ故に講義をなすに當り、悪口雜言を云ふ如きは、もとよりこれは慎まねばならぬ。併し苟くも反對論である以上は、進んでこれを撃破せねばならぬ。これが學に忠實なる所以であると決心を固めたのである。そこで同一教壇に立つて、昨日までの前教授なる矢内原説を討つたのである。

即ち矢内原前教授はその著「植民及植民政策」の開卷、劈頭第一行に於て、

「植民、植民地及び植民政策。この相關聯する三つの概念中、最も基礎的たるは植民である。植民の行はれる地が植民地であり、植民に關する政策が植民政策である。故に人類社會の植民的諸關係の研究に當りて、先づ決定するを要するは植民の本質である。屢々試みられたる如く、植民地概念の定義を以て、研究の出發點と爲すことを得ない」

と云つて居る。然らば何が故に植民と云ふ概念が最も基礎的であるのか。植民の行はれる地が植民地であるのか。植民に關する政策が植民政策であるのかと云ふことに就いては、一言も説明して居ない。説明して居ないから想像する外ないが、恐らくは植民地は、植民と云ふ文字

に地と云ふ文字が加はつて出来て居り、植民政策は植民と云ふ文字に政策と云ふ文字が加つて出来て居る。それ故に植民と云ふ概念が、基礎的で、植民の行はれる地が植民地であり、植民に關する政策が植民政策であると云ふのであらう。併しさう云ふ論法を以てすれば、永雄策郎の策の字は策士の策の字であり、郎の字は男子と云ふ意味であると云ふ譯で、あはれはかなくも私は、策士にせられるやうなことになるのである。植民政策學は云ふまでもなく、語呂合せを研究する學問ではない。また植民政策學者は曾呂利新左衛門ではないのである。植民の概念が基礎的であるとか、植民の行はれる地が植民地であるとか、植民に關する政策が植民政策であるとかと云ふなら、それは専ら歴史的研究に出で、現實と矛盾せざるものでなければならぬのである。矢内原前教授がこと茲に出でて居ないのは、矢張り國家社會に關する學問に於ては、定義があつて研究の對象があるのではない。研究の對象は定義以前から存在してゐると云ふ初步の出發點が呑み込めて居ないのに依るである。斯くて矢内原前教授は植民政策學と云ふ國家社會の現實に關する學問と、自由に空想を恣にし得る小説とを混同したことになるのである。

更に私を驚かしめるのは、矢内原前教授が、「最も基礎的たるは植民である」と云ふその植民

に關する説明である。前教授曰く、

「植民は社會群の活動現象である。これは植民なる概念を國家的及び國民的制約より解放することを意味する。「國民の一部分が本國より離るる」を以て植民の一要件とすること諸學者比々概ね然り、國民が植民の主體として、最も顯著なるは明かである。併し乍ら之を以て同様の社會現象の凡ての場合を被ふことは出来ない。例へば滿洲及びシベリア在住の朝鮮人が百萬人又は百五十萬人と稱せられ、日韓合併以來、大正十年迄の新移住者のみにて二十四萬人に達すと云ふ。之等を以て、日本國民の一部分が、本國たる日本國の外に移住せるものと爲すは、適當なる觀察と云ふを得ない。寧ろ朝鮮人なる民族社會群の活動なりと見なければならぬ。更にまたユダヤ人の民族的郷土を恢復せんがため、ロシヤ、ルーマニヤ、ドイツ其他諸國から、パレスチナに歸來定着するユダヤ人の、その地に於けるシオン運動の事業を見よ、その移住開拓に伴ふ社會的經濟的諸關係は一般に認めらるる植民現象と、實質的に於て何等異なる處なきに拘らず、國民又は本國の觀念に基きて植民若くは移民を定義せんとすれば、それ自身の國土を有せざるパレスチナ移住の如きは、之を如何なる種類の社會現象なりと爲すべきや」

と。即ち一般に植民の概念は「國民の一部分が本國より離るる」事を必要として居るが、自

分は「植民は社會群の活動現象である」と信するが故に、「これは植民なる概念を國家的及び國民的制約より解放することを意味する」と云ひ、その理由として「國民が植民の主體として最も顯著なるは明かである」が、シベリア在住の朝鮮人や、バレスチナに歸來定着せんとするシオン運動のユダヤ人も、「その移住開拓に伴ふ社會的經濟的諸關係は、一般に認めらるる植民現象と、實質的に於いて何等異なる處なき」ものである、と主張するのである。

以上の主張によると、矢内原前教授は、茲でも近世的植民運動の本質を歴史的に研究して居ない。近世的植民運動はコロンブスの場合でも、ヴァスコ・ダ・ガマの場合でも、各國の特許植民會社が活躍した時代でも、皆國家を背景とし、國家を、富み且つ榮えしむる爲の運動である。國家的及國民的制約から、絶對的に解放などせられて居ない。さればこそ一般にポルトガル及スペイン時代、和蘭時代、英佛鬭争時代、英國全盛時代等、その時代の特徴を中心勢力なる國家の名を以て表現するのである。前教授に聞くまでもなく、シベリアの野をさまよふ朝鮮人は無國家的である。またシオン運動のユダヤ人も現代各國家の寄生蟲である。斯くの如き朝鮮人やユダヤ人は、私どもから見ると、云はば此の世のゴミの如き連中である。これと近世的國家運動即ち國家的使命遂行の核心をなす植民運動とは、無國家的と國家的と、肝腎の中心點

に於てその性質が全然違ふ。即ち前教授は「實質的」に何等異なる處ないと云ふけれども、「實質的」に全然異つて居るのではないか。それを同一範疇に於いて、植民運動として論せねばならぬとは、さても難儀なことではある。現實をよく見ると云ふことは、現實の背景をなす歴史性をよく見ると云ふことである。同時代に存在して居るがらと云つて、異種同架、玉石混同では問題にならぬのである。尙ほ此の點、後述移民と植民との區別を論ずる際に、矢内原前教授の誤謬は益々明瞭となる。

既に矢内原前教授の所謂植民政策とは、「植民に關する政策」である。植民とは「社會群の活動現象であり」「國家的及國民的制約より解放することを意味する」觀念である。それ故に前教授の所謂植民政策は、私どもの所謂政策、即ち國家の採るべき方策とは、凡そ異なることになつて居る。例へば私どもが學校に於て商業政策、工業政策、植民政策等あらゆる政策を講義する場合には、國家が商業上、工業上、植民的發展上採るべき方策を論せねばならぬのである。私どもは日本人として、日本の學者として講壇に立つて居るのである。日本國及日本國民たる制約より解放せられたる植民政策などを、日本の學校の講壇に於て、況してや日本の帝國大學の講壇に於て、論ずることは私どもにはなし得ざる所である。爲念、大學令第一條には「大學ハ

國家ニ須要ナル學術ノ理論及應用ヲ教授シ、竝ニ其ノ蘊奥ヲ攻究スルヲ以テ目的トシ、兼テ人格ノ陶冶及國家思想ノ涵養ニ留意スベキモノトス」とある。國家に須要ならざる國家思想の涵養に逆行する國家的及國民的制約より解放せられたる學問など、大學に於て講義せられてはならぬ筈と思ふ。

序ながら矢内原前教授は「植民の行はるる地が植民地であり、植民に關する政策が植民政策である」と云ひ、また「植民は社會群の活動現象である。これは植民なる概念を國家的及國民的制約より解放することを意味する」と云ふのであるから、日本の國策遂行機關なる南滿洲鐵道株式會社とか、南滿洲鐵道そのものとか、また關東州を包含して當時僅々二十萬人の日本人が居住したるに止りたる滿鐵附屬地とかには、興味を持ち得なかつたに相違ない。それでも前教授はその著「植民及植民政策」に於て五行だけこれに割いて居る(註1)。山本博士が一言も觸れて居ないよりも、五行だけましとも云ひ得る次第である。

(註1) 矢内原忠雄著「植民及植民政策」再版三一八頁。

第三講 レーニン帝國主義論の謬妄

一 レーニン帝國主義論打倒の必要

レーニン帝國主義論は結局のところ、最近世界の強國には過剰資本が蓄積し、その過剰資本を獨占資本家が握り、此の獨占資本家が國家を自由に動かして、植民的發展に乗り出させる。と云ふのであるから、少くとも最近時に於ける植民地の成立と、所謂過剰資本とに、不可分性を認むるものである。それ故に私どもは、植民地に關する自説を持ち出す以前に、矢張り此の説の謬妄なる所以を、明白にして置かねばならぬのである。

レーニン帝國主義論は、一九一七年ベトログラードに於て公刊せられ、後フランス版及ドイツ版が出て居るが、我國では改造文庫第一部第六十三編に岡田宗司譯がある。私が只今所持して居る岡田譯は昭和六年一月初版、昭和八年二月二十版を重ねて居る。即ち我國では讀書子と云はれる程の人なら、誰にでも知られて居ると云つてよい程有名であり、流布せられた書物

である。一體、領土擴張政策とか帝國主義とかのマルクスの共產主義的批判は決して珍しくない。否、汗牛充棟も唯ならぬ程あるが、特にこのレーニン帝國主義論が有名であるのは、その主張は間違つて居ても、著者が自己の主義實行に勇敢であり、ロシア共產主義革命の成功者であると云ふ英雄的肩書を所有せるによるものに相違ない。

自然此の書物が我國に流した毒害については、私ども茲にこれを詳説するに忍びざるものがある。此の書物は、日本の一般讀書社會と云ふよりも、血の氣の多い、思想の固まらぬ學生社會に大きな影響を與へて居り、一時左翼學生の有力なる指導書であつた。さうかと思ふと、我人も右翼を以て許して居る人の論文で、まづこの書物を是認し、この書物の思想を前提として、近時日本の行動はこれと異つて居るから、日本は帝國主義を實行して居るものではないと云つて居るのもある。即ちそれなら根本思想は此の書物の信奉者ではないかと云はれても、辯明のして見やうなき者すらある。否、現在でも大手を振つて流布されて居る植民政策及植民史の書物で、レーニン帝國主義論の通りの論法の型にはめて書かれて居るのもある。と云ふ次第である。

私を以てすれば、マルクス主義、共產主義、唯物史觀主義の誤謬なることは、今日明白なる

決定的事實である。併しそれでも此の主義により、否、此の著者レーニンにより創建せられたる共產主義ロシアは、今も儼然として世界の脅威となつて居り、私どもの眼前に聳え立つて居る。即ち吾が國においては此の頃は聲をひそめて居るけれども、今もマルクス主義、共產主義者は諸方に潜在して居り、レーニン帝國主義論の信奉者は相當多いと想像せらるゝのみか、油斷も隙もならぬのは所謂轉向派である。轉向派の轉向派である所以は、本來八風にも不動の精神把持者ではなくて、風向次第でどちらへでもころび向ふことを特質とする者であるから、何時又々マルクス主義にかへり、此の帝國主義論を振り廻さぬとも限らない。

そこで此のレーニン帝國主義論の批判は、從來なされて居る如きマルクス主義、共產主義乃至唯物論又は唯物史觀の誤謬駁撃と云ふ如き、一般的概括的批判のみでは、十分の効果を確保し難い。否、左様な一般的概括的批判は、私どもを待たずとも、別に人がある。レーニン帝國主義論は、その立論の根據を最近列強に依つてなされた植民運動に置いて居るのであるから、私どもはその専門的立場より、即ち植民政策學的立場より、レーニンが取扱つて以て信なりとして居る植民政策的材料そのもの、及植民政策的材料相互間の關係の當否、乃至眞偽を検討し、根本的批判をなさねばならぬのである。

二 レーニン帝國主義論の内容

私どもの如き批判目的よりすれば、幾分迂遠の感なしとせぬけれども、レーニン帝國主義論の紹介は、順序上矢張その第一章「生産の集中と獨占」(註1)から始めねばならない。即ち本章に於ては、近代の産業統計によれば「工業のすばらしい發達と、生産が益々大きな企業へ集中されて行く驚くべき急激な過程とは、資本主義の最も際立つた特徴の一をなして居る」ことを説明し、第二章「銀行の新しき役割」に於ては、「銀行の基本的なそして本來の機能は、支拂の媒介である。それと關聯して銀行は休態の貨幣資本を、活動する資本、即ち利潤を生む資本に變化せしめ、又あらゆる貨幣所得を集めて、それを資本家の使用に供するのである。」然るに「銀行制度が發展し、それが少數の店舗に集中されて行くにつれて、銀行は内氣な仲介者から、殆どすべての資本家小企業家の全貨幣資本を支配し、又同様に當該國或は數ヶ國の生産手段及び原料産地の大部分を意のままにする強力なる獨占主と化して行く」ことを詳説し、第三章「金融資本と金融寡頭支配」に於ては、結局少數の金融業者が、支配的勢力を振ふに至ると主張して居る。

而して第四章「資本の輸出」に於ては、以上の如く支配的勢力を振ふ少數資本家は眼中唯に利潤の増加をのみを計るのであるから、その資本を大衆の生活水準向上の爲には決して使用せず、これを後進國へ輸出するのである。即ちこれを英國に見るに、「イギリスは眞先きに資本主義國となつた。即ち十九世紀の中葉自由貿易を實施した時に、イギリスは「世界の工場」となり、あらゆる國に製造品を供給し、そしてこれ等の國々からは、その代りに原料品を供給させようと努めた。」のである。かく「自由競争が完全に支配してゐる舊資本主義に取つては、商品の輸出が典型的のものであつた」のである。然るにイギリスの以上の如き獨占は、「すでに十九世紀の最後の四分の一期に崩れてしまつた」のである。「何故なら他の多くの國々が、保護關稅に護られて、獨立の資本主義國家に發展したからである。」そこで「二十世紀の始めに吾々は他の種類の獨占の成立を見る。即ち第一には、すべての先進資本主義諸國に於ける資本家たちの獨占團體であり、第二には、莫大な資本を蓄積したところの少數の最も富んだ國々の獨占的地位である。かくて先進諸國に於ては、驚くべき「資本の過剰」が生じたのである」と主張し、此の主張を立證する爲に、先づ英佛獨三主要國の海外投資を年次別に表示して居る。左の如くである。

年次	海外投資資本 (單位 億フラン)		
	イギリス	フランス	ドイツ
一八六二年	三六	—	—
一八七二年	一五〇	—	—
一八八二年	二二〇	一〇〇(一八六九年)	—
一八九三年	四二〇	一五〇(一八八〇年)	?
一九〇二年	六二〇	二〇〇(一八九〇年)	?
一九一四年	七五〇—一〇〇〇	二七〇—三七〇	一二五
合計	—	六〇〇	四四〇

以上によつて、資本の輸出が二十世紀の初頭に、一大飛躍をなしたことがわかるのであるが、次に以上の如き海外投資資本國の大陸別輸出先を、矢張り英・佛・獨三主要國につき、千九百十年のみの統計を左の如くに表示して居る。

大陸別資本輸出先 (概算) (一九二〇年—單位一億マ르크)	計		
	イギリス	フランス	ドイツ
ヨーロッパ	四〇	二三〇	一八〇
アメリカ	三七〇	四〇	一〇〇
アジア	—	—	—
アフリカ	—	—	—
オーストラリア	—	—	—
合計	二九〇	八〇	七〇
合計	七七〇	三五〇	一四〇〇

上表につきレーニンの説明に依れば、「イギリスにとつては、植民地が第一位を占めて居る。そしてこの植民地はアメリカに於ても甚だ大きく(例へばカナダ)、アジア等に就いては言ふまでもない。イギリスにあつては多額の資本輸出は、巨大なる植民地と最も密接に結びついて居る。」のであるが、佛蘭西はこれと異り、「その輸出資本を主としてヨーロッパ、就中ロシアに投じて居り、」主として國債によつて貸付て居る。ドイツはその「植民地は大きくはない。そしてその輸出資本はヨーロッパとアメリカとに等しく分たれて居る。」とのことである。

以上第四章「資本の輸出」と照應して、レーニン帝國主義論の核心をなすものは、第六章「列強間の世界分割」である。即ち先づ地理學者アー・シュバンの「ヨーロッパの植民地の領土的發展」により、レーニンの所謂資本の輸出が盛大となつた第十九世紀の第四四半期に、「地球面積百パーセントの内、ヨーロッパの植民地所有強國(アメリカ合衆國もこれに含まれて居る)に屬するものは、次の如くである。」と云つて居る。

アフリカ	一八七六年	一九〇〇年	増加率
ニレーニン帝國主義論の内容	一〇・八%	九〇・四%	七九・六%増

ボリネシア	五六・八%	九八・九%	四二・一%増
アジア	五一・五%	五六・六%	五・一%増
オーストラリア	一〇〇・〇%	一〇〇・〇%	—
アメリカ	二七・五%	二七・二%	〇・三%減

上表の如くであるから、シュバンが云つて居るやうに「この時代の特徴は、アフリカ及びボリネシアの分割である」に相違ないが、アジア及アメリカには、既に何れの國にも屬せざる地方はないのであるから、「當該時代に於ける特徴は地球の終局的分割である。」と迄云ひ得るのである。

レーニンは更に、「吾々は「資本主義の最近の發展段階」、即ち金融資本と最も密接に結びついて居る世界的植民政策を、その特徴とする時代を目標して居るのである。それ故に、先づこの時代と、一切の過ぎ去つた時代との區別を出来るだけ正確につけ、次に現存の事態を出来るだけ正確に規定する爲には、とりわけ具體的な事實的資料について、立入つて詳論することが必要である。先づ第一に、茲に二つの具體的な問題が生じてくる。(1)植民政策の強化、植民地獲得鬭争の激化は、正に金融資本の時代に於てのみ見らるるものか否か。(2)そして正にこ

の點から見て、現在世界は如何に分割されて居るか。と云ふ問題それである。」と主張し、これが解決の爲に、モリスの植民史に依つて、第十九世紀年代別英・佛・獨植民地領有の廣表を、以下の如くに掲げて居る。

	イギリス		フランス		ドイツ	
	面積(單位百萬平方哩)	人口(單位百萬)	面積(單位百萬平方哩)	人口(單位百萬)	面積(單位百萬平方哩)	人口(單位百萬)
一八一五—三〇年	?	一二・六・四	〇・〇・二	〇・五	—	—
一八六〇年	二・五	一四五・一	〇・二	三・四	—	—
一八八〇年	七・七	二六七・九	〇・七	七・五	—	—
一八九九年	九・三	三〇九・〇	三・七	五六・四	一・〇	一四・一

上表に依れば、「イギリスの植民地獲得は、一八六〇—一八八〇年の間に於て、最も激しく増加し、第十九世紀の最後の二十年間にも亦、非常に増加した。然るにフランス及びドイツの植民地獲得は主として、全くこの二十年間に行はれたのである。」そこでレーニンは、

「吾々はすでに獨占以前の資本主義、即ち自由競争が盛に行はれて居た時代の資本主義の最高の發達が、前世紀の六十年代及七十年代に該當して居たことを見た。今や吾々は、この時代の直後に植民地獲得のすばらしい「飛躍」が始まり、世界の領土的分割鬭争が、最高度に激化

して居るのを見る。それ故に資本主義の獨占的資本主義への推移、即ち金融資本への推移が、世界分割闘争の激化と、密接な結び付きを持つて居ると云ふ事實は、疑ふ餘地のないものと見ることが出来る。」

と断定し、第七章「資本主義の特殊の段階としての帝國主義」に於て、

「帝國主義の最も簡潔な定義が必要であるとすれば、帝國主義は資本主義の獨占的段階である」と結論づけて居るのである。

(註一) レーニン「帝國主義論」譯文の採用は、以下凡て改正文庫・第一部第六十三篇岡田宗司譯・ニコライ・レーニン「帝國主義論」に依る。採用の都度章を明瞭にしてあるから、特に頁は掲げない。

三 レーニンは植民闘争激化の時期と

その中心地とを解せず

以上により私は、レーニン帝國主義論に關する所期の紹介を終へたのであるが、私の目的とする所は、何處までも、レーニンが取扱つて眞實なりとして居る植民政策的材料そのもの、及

植民政策的材料相互間の關係の當否、乃至眞偽の検討に存する。一般的概括的のマルクス主義共產主義の批判ではない。それ故に私は寧ろレーニンの所論とは逆に、第六章「列強間の世界分割」の批判より初めたいと思ふ。

(一) アフリカ及ポリネシアの分割即ち地球の終局的分割は世界の領土的分割闘争の最高度激化を意味せず。

既述の如く、レーニンは地理學者アー・シュバンに依つて、第十九世紀第四四半期に於て、地球面積百パーセントの内、ヨーロッパの植民地所有國に屬するものの變動を表示し、「この時代の特徵は、アフリカ及ポリネシアの分割である」のであり、同時に「當該時代に於ける特徴は地球の終局的分割である」と云つて居る。又モリスの植民史に依つて、第十九世紀年代別植民地領有の廣表を表示し、英・佛・獨の三國が、第十九世紀末に於て、植民地面積の大擴張をなして居ると説いて居るが、これ等は統計の示して居る通りであるから、何人にも批判の餘地なき眞實であらう。併し此の第十九世紀末特にその第四四半期に於ける「アフリカ及ポリネシアの分割」即ち「地球の終局的分割」即ちレーニンの所謂「植民地獲得のすばらしい飛躍」

を以て、「世界の領土的分割闘争が、最高度に激化して居るのを見る」と高調し、これと資本の輸出と不可分の關係ありと主張して居るのは、近世植民史の一言を繙いた者には、何人にも承認し得ざる誤謬である。

既述の如く、近世的植民史は、これをその中心勢力をなせる國家別に時代を分類する時は、四大區分をなし得る。最初がスペイン及ポルトガル時代であつて、一四九二年アメリカ大陸をコロンブスが發見したから、スペインは西方へ、又一四九八年ヴァスコ・ダ・ガマが喜望峯を迂廻して印度に到達したから、ポルトガルは主として東方へ發展し、新發見地、即ち世界の植民地は兩國に分屬したと云つてよいのであるが、一五八〇年にポルトガルは、王位繼承の關係によつて、スペインに併合せられて衰へ、更にそれより八年を経て、一五八八年にインヴィンシブル・アルマダの敗北に依つて、スペイン時代は去つた。スペイン時代が去るとオランダ時代となつたが、このオランダが又航海條例を中心とする一六五二年乃至一六七四年に互る前後三回の戦争によつてイギリスに敗北し、今度は英佛闘争時代となつた。英佛闘争時代は一六八九年より一八一五年まで百二十六年に互るが、此の間に於て六十四年は戦争であつた。百二十六年のうち實に六十四年は地球の至る所に於て、血の雨が降らされたが、此の闘争の結末がやつと

ついで、初めてイギリス全盛の十九世紀となつた。此の歴史を見て、何人にもすぐ分ることは、植民闘争の最高度に激化するの、何時でも世界植民的發展の中心勢力が動搖する時である。それ以外にはあり得ない。而して特に激烈を極めたのは、十八世紀を通じて闘争の長期繼續であつた英佛闘争の時代である。覇權が絶えず動搖し、世紀にわたつて確定しなかつたからである。十九世紀に於てアフリカ、ポリネシアの分割はあつたに相違ないが、此の時に乘じてイギリスの覇權を撼搖せんと欲した何國も無く、また微動だもして居ない。此の分割の經緯を現在アフリカに植民的發展をなせる國別に検討することは、煩に堪へぬから茲には省略するが、要之、最大最良の分け前を得たる飽和満腹のイギリスと云ふ獅子の御髯のチリを拂ひ、その御機嫌をとりつつ、他國が分割に参加したと言ふのが、事の真相である。アフリカ、ポリネシアの分割、即ち世界の最終の分割には、小波瀾はあつても、それはイギリスの利益本位の外交に依つてかたづけいて居り、大體から見ればスムースに行はれたものと云つてよい。レーニンの云ふ如くに、世界の領土的分割闘争が最高度に激化したことなどは、絶對になかつたのである。

爲念、「世界の領土的分割闘争」と云へば、世界の強國間に於ける領土的分割闘争と云ふ意味であり、例へば十九世紀末にあつた南阿戦争、その他本國對植民地の内亂的戦争乃至植民地統

治問題とは違ふのである。これを感違ひして、レーニンの主張と歩調をあはせる爲か、第十九世紀第四四半期に多くの植民地戦争があつたなどと云つて、何時の時代にでもある植民地統治の諸戦争を羅列する論者があるのは、左翼的と云ふか、沙汰の限りである。尙ほ私は、レーニンが第十九世紀第四四半期に於ける「アフリカ及ポリネシアの分割」即ち「地球の終局的分割」即ち「世界の領土的分割闘争が最高調に激化して居るのを見る」と云つて居るのを批判してその謬妄を指摘して居るのであるが、アフリカ及ポリネシアを離れて、一八八四—五年には日清戦争があつた。併しそれは當時の強國間の戦争ではない。又一八九八年に米西戦争があつた。これまた強國對弱國の戦争であるから、赤子の手を捻るが如き戦争であつた。要之、世界を全面的に見て、第十九世紀の第四四半期に列強間の領土的分割は、決して激化などして居ない。

(2) 世界闘争の中心地は一時北米の介入したることあるも一貫して東印度であり、アフリカ、ポリネシアではない。

私はアフリカの分割には、小波瀾はあつたと云つて居る。アフリカの分割が枝も鳴らさぬ程に静かに行はれたなどは、決して云はないが、かの有名なる一八九八年のファッショダに於ける英佛闘争の如きでも、これを十八世紀を通ずる兩國の激烈なる闘争と比較すれば、殆ど問題とならぬ地方的小事件である。その證據には、ファッショダ事件の爲に英佛の本國同志は開戦して居ないではないか。それはその筈である。近世的植民運動即ち世界經濟的及世界政策的闘争の中心地は、一時は東印度と北米と二元的であつたが、一貫しては東印度である。絶対にアフリカ乃至ポリネシアなどではなかつたのであるし。

無論コロンブスが目的としたのも東印度であつた。然ればこそ彼はアメリカに於けるその到達地を、西印度と稱した。而して東印度に對して、印度の西側と信じきつて死んだのである。彼の死後マゼランが比律賓を發見したから、これはスペイン領となつたが、既に一四九八年にヴァスコ・ダ・ガマがプリンス・ヘンリー以來、長年に亘るポルトガルの努力を相續して、喜望峯を迂迴して印度に到達して居る。それ故に東印度はポルトガルの支配する所となつた。一五八〇年に王位繼承の關係により、スペイン王フィリップ二世が、ポルトガル王を兼ねたのも、その目的は、ポルトガル王位そのものにあらずして、實は東印度の支配であつた。それから以後、オランダ時代でも、英佛闘争時代でも、東印度は闘争の中心地であつた。英佛闘争時代に於ては、兩國は北米に於ても激闘した。即ち此の時代に於ては、闘争の中心地は東印度と北米

と二元的であつた。併し七年戦争の結果一七六三年にカナダが完全に英領となり、米國獨立戦争の結果一七八三年米國が獨立して以後、北米の地は最早世界的諸國爭覇の圏外となつた。かくて東印度は今日まで一貫して、鬭争の中心地となつて居る。

若しそれアフリカ大陸の如きは、東印度航路に於けるなくもがな所謂闇黒大陸であつて、厄介至極の存在であつた。然れば東印度航路の寄港地以外は、何國と雖これが領有を争はなかつたのである。なる程第十九世紀末に於てアフリカは分割せられたに相違ない。その理由は後述するが、前世界大戰直前一九一三年に於て、例へば、獨領アフリカに於ける白人居住數を見ると、東アフリカに五千三百人、南西アフリカに一萬四千八百人、カルメンに千八百人、トーゴに三百六十人と云ふ驚くべき少數であつた。而して此の驚くべき少數は、アフリカの開發が容易のことではなく、現状を以てしては、文明人の居住に如何に不適當であるかを證明して居る。これは例を獨領アフリカにとつて、闇黒大陸の價値判斷をした迄のことであるが、序ながら、獨逸が少くも大東亞戰爭勃發直前に、歐洲以外に於てねらつて居た所は、主としてアフリカに存したるその舊植民地ではなくて、實は古の東印度、即ち近東より今日の印度洋太平洋方面であつた。ポリネシアに至つては、濠洲の東方、南米との間の碁布の小島群であつて、飛

行機飛行船時代にあらざる當時に於て、歐洲諸植民國から見れば、殆ど問題外の地域であつた。レーニンは「イギリスに於ける自由競争の最隆盛期、即ち一八四〇—一八六〇年に於ては、イギリスの録々たるブルジョア政治家達は、植民政策の反對者であつて、植民地の解放及植民地のイギリスからの完全なる分離を不可避的なことであらう、そして有益なることであると考へて居た」と云つて、デイスレリーですら「植民地は邪魔物だ」と主張したことを指摘し、而も「第十九世紀の終りにはイギリスでは時代の寵兒は公然帝國主義を説教した」と云つて、セシル・ローズとジョセフ・チェムバレンとをその代表的人物として掲げ、結局第十九世紀末に於けるアフリカ及ポリネシアの分割、即ち世界最終の分割を、植民鬭争の最高激化と關聯せしめて居る。併し私を以て見る時は、デイスレリーが「植民地は邪魔物だ」と云つたのは、打算力に強いイギリス人の頭腦にも、一時的には暗雲のかかることであつた迄のことである。これは丁度日本でも、つい最近幣原外交の全盛時に、滿蒙放棄論さへ横行したのと同じことである。若し此のデイスレリーの言を以て、しんから底からの英人の聲であつたとするなら、それならば如何にして、その以前に於て和蘭を打倒し、十八世紀を通じて佛國と屍山血河の鬭争を繰返して、辛うじて大英植民帝國が成立したかを説明し得ないではないか。セシル・ローズ、

ジョセフ・チェンバーレンこそ、一時的にイギリス人の頭脳にかかつた暗雲を拂拭して、その本然の容姿に復古せしめたものと云はねばならぬのである。而してこの本然の容姿復古は、アフリカ及ポリネシアの分割、即ち世界最終の分割を、小うるさき小國家より迫られたる機會に於て、眼覺めたものに相違ない。併し此の本然の容姿復古は、植民闘争の最高激化に依つたものでは、決してない。

尙ほアフリカ分割問題と、地中海航路支配問題とは、性質が違つて居り、嚴重に區別せられねばならない。第十九世紀末ではないが、一九〇五年三月獨逸皇帝ウイルヘルム二世が、モロッコのタンジエル港に上陸してなしたる有名なる宣言による外交的波紋は、直接は英領ジブラルタルの對岸に、これと對抗すべき基地を獲得し、結局バグダット鐵道と響應せんとする地中海航路支配問題であつて、アフリカの領土分割そのものとは性質が異つて居る。かく云へば前述フアッシュョダ事件の如きも、サハラ東方よりソマリ地方に達するにより、アフリカを横斷して、紅海と連接し、印度洋に出でんとするフランスの理想實現の努力に原因して居り、アフリカ分割問題そのことではないと云ふ方が當を得て居るかも知れない。

四 第十九世紀末葉に於ける世界最終の分割は

専ら交通通信の發達による

(3) 既述の如くに、第十九世紀末に於て植民闘争は、決して最高激化して居ない。又近世的植民闘争の中心地は、一時的には北米が介入したることあるも、一貫しては所謂東印度であつて、アフリカ、ポリネシアなどであつたことがない。果して然らば何が故に第十九世紀末に於て、アフリカ及ポリネシアを中心とする世界最終の分割が行はれ、列強の領土大擴張が行はれたのであるか。

(イ) 初期植民的發展は點の占領であつて地域の占領ではない。

此の質問に答へる爲には、先づ第十九世紀初期迄、特に東印度に對する植民的發展が主として重要地點の占領であり、土地そのものの占領ではなかつたことを呑み込まねばならない。既述の如く近世的植民運動の各時代を通じて、東印度への航海にあたり、最大の邪魔物はアフリカであつた。それ故に此のアフリカに於ては、何れの國でも必要なる寄港地點のみを支配せんと欲したことは當然である。又東印度諸地方は大體に於て、古き文明國であるから、要所要所

さへ押へれば、背後地を支配し得て通商國防の目的を達成することを得た。否、東印度には當時としては住民比較的多く白人移住の餘地少かりしのみか、主として熱帯地方なるが故に、白人移住に不適當であつた。斯くてポルトガルはゴアを中心とし、オランダはバタビヤを中心とした。またイギリスはマドラス、ボンベイ、カルカッタ等に據り、フランスはシャンデルナゴル、ボンヂシェリ、マヘ、ヤナオン、カリカル等に據り、諸方に於ける重要地點を支配して、第十九世紀に入つたのである。

米大陸支配の方法は東印度支配の方法とは、幾分異つて居た。米大陸は東印度とは異り、元始民族の居住地域であり、その數も極めて少かつた。それ故に固より土人も使用したけれ共、黒人を輸入すると共に、白人自らが主として勞働しなければならなかつた。斯くて米大陸に於ては、通商貿易と云ふよりも、鑛山の開發、農地の開發が行はれ、東印度とは比較にならぬほど廣き地域が、植民國により直接支配せられたのである。併しそれにしても、顧みられなかつた部分は、極めて廣汎であつたのである。

(ロ) 點の占領が地域の占領に一變したるは専ら交通通信の發達による。

以上の如き植民地支配の方法に一大轉機を持ち來したものは、第十九世紀に於ける交通通信

の發達である。ウイン會議を去る四年一八一九年に初めて汽船が大西洋を横斷した。第十五世紀末大發見當時に於て、遠洋航海に従事した船舶は、通例五十噸乃至二百噸であつたが、第十九世紀に入つて、假令依然として帆船であつても、一千噸以上のものすら、建造せられるに至つた。然るに今や汽船が、大西洋を横斷するに至り、海上交通は全然一變した。汽車もまた汽船の大西洋横斷に遅るること、わづかに六年、ウイン會議を去る十年、一八二五年を以て、初めてイギリスのストックトンとダーリントンとの間に開通して、實用に供せられるに至つた。又一八三三年には獨逸ゲッチンゲン大學のガウス及エベル兩教授が電信機を發明した。それからやがて電話が實用に供せられるに至つた。無線電信、無線電話、飛行機、飛行船、自動車の實用は第二十世紀にいつてからのことである。アフリカ及ポリネシアの分割問題とは、全然關係がない。

岐路に在るやうではあるが、世界五大洲の相關關係は、大發見當時より始ると云へる。併し當時の所謂相關關係の意味は、實は五大洲に於ける重要地點相互間の關係を意味して居るに過ぎなかつた。當時の植民的發展は、重要地點の占領であつたからである。然るに今やウイン會議を一區劃として、正確には汽船、汽車、電信、電話の實用によつて五大洲の地域全部を擧げ

て、世界の隅々までも、相關關係を形成するに至つた。即ち重要地點の占領が、地域そのものの占領に變じ、五大洲の相關關係の意味に一大轉換を生じたのである。自然、植民地支配にも新時代を劃するに至つたと云はれるのであるが、これはアフリカ及ボリネシアの分割を中心とする世界最終の分割が、唯單に交通通信の發達の結果に隨伴したものであることを示して居り、植民闘争の最高激化など決して意味して居ない。繰返すやうではあるが、それが證據には、當時世界植民的發展の中心勢力たるイギリスの覇權は微動だもして居ない。否、益々盛大に赴き隆盛の極致に達して居る。即ち、イギリスは實にアフリカの分割に於て、新發明の交通通信を十分に利用し得たるにより、その南北を縦斷して、而も南阿諸邦の如き、埃及の如き、要所を領有するに至つて居るのみか、喜望峯航路の要衝にあたるポルトガル領の如きは、全部その勢力下に置いて居る。而してフランス及ドイツは、ベルギー及イタリー等の如き弱國と共に、小波瀾はあつても、比較的平和裡に、英國の喰ひのこしを頂戴して、アフリカの分割に参加するの光榮を得たのである。

五 「過剰資本」の輸出は亡國を意味し植民的發展を意味せず

以上を以てレーニン帝國主義論第六章「列強間の世界分割」の批判は終つた。而して第十九世紀末に於て、レーニンの云ふ如くに、世界の植民闘争は決して激化して居ず、アフリカ及ボリネシアを中心とする世界最終の分割は、微動だもせざるイギリスの覇權を中心として、交通通信の發達利用による當然の結果であることが、明白となつた。即ち「列強間の世界分割」に於て、レーニンの主張して居ることは、根本的に誤謬であることが明白となつた。これで私が此の第三講に於て目的とした所は、略々達成されたのであるが、よく考へて見ると、以上「列強間の世界分割」と照應して居る第四章「資本の輸出」に於て、主張する所が、又頗るあやしい。レーニンは既述の如く、第十九世紀の第四四半期乃至第二十世紀の初頭に於て、「先進諸國に於ては、驚くべき「資本の過剰」が生じたのである」と云ひ、英・佛・獨三國の海外投資表を掲げ、更に一九一〇年のみにつき此の三國の大陸別資本輸出先表を示して、まづイギリスに於ては、植民地が第一位を占めて居ると説明して居る。併しレーニンによれば、此の所謂植民地

と云ふ意味は、米大陸に於ては特にカナダ及アジアを指示して居り、アフリカ大陸及ポリネシアを指示して居ない。また佛獨の資本輸出先に於ては、植民地投資の振はざることを是認し、フランスは主としてロシアに、ドイツは主として米大陸及歐洲に投資して居ると云つて居る。即ち獨佛の資本輸出は、兩國のアフリカ及ポリネシア分割参加には固より、その植民的發展とも、重大關係を持たない。幾度も繰返したやうに、第十九世紀末に於て植民闘争は、決して激化して居ないが、百歩を譲つて、假りに激化して居るとしても、それがレーニンの所謂英・獨・佛三國に於ける過剰資本の蓄積、即ち眼中唯に利潤のみを追及して何等國家的觀念なく私利私慾のみを念願とする如き獨占資本家の成立、その結果としての私利私慾のみを追及する爲の資本の輸出と何の關係があるか。譯がわからぬと云へば、これ位わからぬ論議はない。レーニンが「帝國主義は資本主義の獨占的段階である」などと斷定して居るのは、全然人騒がせの出鱈目である。

敢て斷つて置く。私は上記の如くに、レーニン「帝國主義論」を打倒するけれども、然ればとて大資本家の成立を否定するものでもなく、また資本家のうちには、資本家ならざるものにもある如くに、時として非國民的ニダヤ人的行動をなすものあるを否定するものでもない。併

し左様な連中が跋扈する時には、決して一國の領土的・地域的乃至植民的發展、これをレーニン流に云へば、帝國主義的發展はあり得ない。かくの如き發展は、必ずや國民大衆の國家的自覺而して國家的強力團結を前提として居る。レーニンの云ふが如き過剰資本の蓄積、過剰資本の輸出、即ち國家の亂脈とは大凡正反對である。論より證據、日本は日清・日露の兩役、第一次世界戦争、滿洲事變、日支事變、大東亞戦争等によつて植民的の大發展をして居るが、日本にレーニンが云ふやうな、過剰資本があつたことがない。日本と云ふ貧乏國が、常にやむにやまれぬ戦争をした。而してその軍隊の忠勇とその國民の奉公により、勝利を得た。而して結果的には領土的に發展して、國防的經濟的充實をはかつて居ると云ふのが、ことの真相である。特に最近の滿洲事變以後に於て、國民大衆の總意を代表せるものは、絶対に財閥などではない。日本の國防も經濟も、財閥などによつて左右せられて居ない。これは何人も疑ふ餘地なき事實である。以上は日本に就いて云つたのであるが、ドイツも亦然り。ドイツは第一次世界大戰に敗北し、レーニンの所謂過剰資本など絶対に無かつた。此のドイツが富み且つ榮える爲に、國家の寄生蟲たるユダヤ財閥を追つ拂ひつつ、勇敢にも今回の大戰を決行して居るのである。要之、レーニンはマルクス主義、共產主義の信者であるから、人に良知良能あることを認め

ず、人を禽獸におとして居る。それ故に第一に大金融資本家は、必ずや私利私慾の徒であるとして居り、第二に物質萬能・金錢萬能である。個人も國家も物質または金錢で動かし得るものと誤解して居る。そこで第三に國家の權力を輕視して居る。國家の權力がその國內または勢力圏に於ては、絶對無限大であることがわかつて居ない。例へば何程金持ちでも、國家の權力を以てすれば、忽にしてひねりつぶされる。ユダヤ財閥もドイツから追つ拂はれて居る。サツスインの如きでも、上海から没落せねばならぬことになつたと云ふことが、呑み込めて居ない。否、ユダヤ財閥の如き私利私慾の行動を是認せるが故に、眞の國民的行動は理解出来ないことになり、第四に、國家の存在と國家相互の對立する所以とがわからず、世界を共產主義一色で塗りつぶさんとして居る。かくの如くに、ものの考へ方が、根本的に見當違ひであるから、第五に、その「帝國主義論」に援用する箇別的の統計、例へば資本蓄積に関する統計、又は領土擴張に関する統計は、嘘ではなく眞實であつても、此の統計の解釋、及此の統計相互間の關係についての理論づけ方が、全面的に謬妄である。茲まで云へばもうわかつたと思ふが、爲念、私は徹頭徹尾レーニンとは逆に、

「一國が植民的發展に蹶起する場合は、國民大衆が眞に國家的自覺に眼覺めた時である。國

家的自覺だに旺盛なりせば、貧國と雖、植民的發展に成功し、既に成功せるものは、益々強大を加へる。レーニンの所謂「過剰資本」即ち國民的自覺なき大資本閥の横行する時は、却つて植民國の没落する時である。」

と斷定せんと欲するのである。

最後に、第十九世紀の終りに世界の領土的分割が最高度に激化したとか、一國の領土的發展が過剰資本の蓄積乃至その輸出と關係ありとか、と主張して居る植民政策、植民史、その他の著書は、共產主義の著書であるとは斷言し得ないかも知れぬが、レーニン又はその流れを汲む謬説の、濃厚なる影響をうけて居る著書である。名を植民政策、植民史にかりて、實は國家の進運を阻害する著書であると云はれてもいたし方ないと思ふ。特に注意して置く。

第四講 植民地、植民政策、植民及移民

一 植民地及植民政策説

私は第二講に於て、植民地の意義諸説を説くにあたり、國家科學に於ては、研究の對象は定義を掲げる以前から存在して居る。それ故に定義を掲げるにあつては、その對象の現實と、現實の依つて存する歴史性とを究めねばならぬ。而してその對象となるもの他と異なる獨特性をつかみ出して、要領を得て謳はねばならぬのであるが、植民地の定義に於ては、所謂植民地が一國の領土の一部なりとしても、指導性乃至支配性を樹立せる地域の一部なりとしても、何れにしても、大國家の創造に於て、重大なる役割をはたすべき地域であると云ふ一點だけは、少くも把握せられて居ねばならない。然らざれば中心點を逸したことになると思つた。さうして植民地の意義に關する諸説として本國の文明優秀説、本國と移民との間に法律的及政治的關係の必要説、國民の全部又は一部分の移住説、母國以外の領土にして統治の形式母國と異なる

と云ふ説、國家的及國民的の制約より解放せられたる社會群の移住地説、過剩資本投資地説等を掲げ、その採用し得ざる所以を論述した。

そこで今度は、私の植民地説を持ち出すべき順序となつたのであるが、私はドイツのツェツプン説 (Zoeplf, G.) を採用したいと思ふ。ツェツプルの植民地及植民政策 (Kolonien und Kolonialpolitik) と云ふ長論文は、ドイツ國家學辭書 (Handwoerterbuch der Staatswissenschaften) 第三版に掲載せられて居る。此のツェツプルによると、植民地とは一國が、その世界經濟的及世界政策的の目的達成の爲に、國外に領有する行政地域である。(Auswaertige Verwaltungsgelände eines Staates fuer weltwirtschaftliche und weltpolitische Zwecke) と云ふ。次に、次で、果して然らば、植民政策とは斯くの如き行政地域に關する一國の綜合政策である (Kolonialpolitik ist dann die auf diese Verwaltungsgelände bezuegliche Gesamtpolitik) と云ふ。次に、次に居る。私は此の定義こそ、所謂植民地の現實と、その現實の依つて存する歴史性に適應して居る。それ故に植民地が、一國の大國家創造に於て重大なる使命を負擔して居る地域なることを、よく示して居ると思ふ。

と云ふのは、私はツェツプルの此の定義を形式的には採用するが、その解釋はツェツプルと

は非常に違つて居るによるのである。そこで先づ此の植民地及植民政策説を、簡単に大體我流によつて説明し、それからツェツブルと私との差異を明にし、更に所論を進めたいと思ふ。詰らぬことを云ふやうであるが、私が茲に説明をするのは、無論私の信ずる所を吞み込んで頂く爲である。その爲には時に岐路に入り、繰返し、脱線する如く見えるのもやむを得ない。これ凡て學問に精密複雑性を加へる所以であり、岐路、重複、脱線は結局一焦點に集中せられて、茲に有意義となるのである。

二 植民地説解釋

定義に於て、所謂「世界經濟的世界政策的目的達成の爲」の世界と云ふ言葉には、特殊の重點が置かれて居り、今日の國家が、世界關係を無視しては、存立出来ぬことを示して居る。さうして世界經濟的とは、一國がその世界諸國との經濟關係に於て、優勝なる地位を占めんとする政策を意味して居り、また世界政策的とは、一國がその主として國防上の世界關係に於て、優勝なる地位を占めんとする政策を意味して居る。即ち世界經濟的及世界政策的の目的達成の爲と云ふのは、一國が世界を對象として、經濟的に立派に生存すると共に、他國の爲に亡されて

は萬事休するのであるから、如何なる國からも武力を以て壓倒せられざるの政策を意味する。世界經濟的及世界政策的と云ふ言葉は、いかにもドイツ的で、翻譯的で、長すぎてごちないと思はれるかも知らぬが、此の言葉を使用しなければ近世的國家の對世界關係、及その内容が明白にならぬから致し方ない。併し、此の世界經濟的及世界政策的と云ふ言葉の意義をわからせるために、更に簡單なる別語を以て示すならば、世界を對象として一國が獨立自存を主張すると云つてもよい。否、此の獨立自存と云ふ意義を分析すれば、世界經濟的及世界政策的の目的達成の爲となる。と云ふ方が適當である。無論各特定植民地を見ると、ジブラルタル、マルタ島の如く海軍の根據地たるのみの意味を持つものがある。併しそれは同時に經濟的發展擁護の意味を持つ。また舊英領時代香港の如く、主として仲間貿易の爲の意味を持つものもある。併しそれはまた同時に國防の意味を持つて居る。

要之、世界經濟的及世界政策的とは、植民地を綜合的に見たる特性、即ち一國の植民的發展に通貫する特性を意味すると共に、世界經濟的と世界政策的と別々の二個の目的を、一國が追及すると云ふのではない。國家は兩頭の蛇ではない。一個の存在であり、世界を對象として獨立自存と云ふ一個の利益を追及するのであるが、これを分析すれば世界經濟的及世界政策的と

なる。但し個別個別の植民地を見ると、話は別である。と云ふのが私の云はんとする所である。次に行政地域であると云ふ言葉の使用には、二理由がある。即ち第一に、世界経済的及世界政策的目的達成の爲の地域に於て、少くも行政権さへ行使せられて居れば、植民地と云つてよい。植民地として置いて置くと云ふのであつて、行政権以上の強力なる権力、例へば統治権の行使せられる地域は、無論植民地であると云ふ意味である。かくて絶対的かつ排他的の行政権の行使せられたる舊滿鐵附屬地は、植民地と云つてよくなり、關東州は固より植民地である。第二に行政地域であると云ふ理由は、行政権の形式に依つて自治植民地とか、其他植民地の性質を明にし得るによるのである。

然るに山本博士は、この點につきツェッブル説に反對して、

「殊に氏の所謂世界経済的及世界政策的の目的なる語の意義に至りては、極めて茫漠として其の眞意を捕捉し難きのみならず、假りに此の語を普通に理解せらるる如く、廣く世界的に交渉を有する経済及政策なる意に解せんか、斯かる目的を達せんがための國外行政地域は、獨り植民地のみに限らず、一國の在外公館の所在地の如きも亦、同一若しくは類似の目的を達せんが爲に設けられらるものと云ふを得べきが故に、等しく之を植民地と稱せざるを得ざるが如

き不都合を生ずべし」(註一)

と云つて居る。山本博士は「世界経済的及世界政策的の目的なる語の意義に至りては、極めて茫漠として其の眞意を捕捉し難し」と云つて居るのみで、何故に茫漠として居るかは説明せぬからわからぬが、私は世界経済的及世界政策的の目的の解釋を既述の如くに爲すが故に、山本博士とは反對に、極めて明瞭であるとして居る。そは兎も角、在外公館の所在地に、當該在外公館設置國の行政権の及ぶは、強國たる弱國たるに於て區別はない。然れば私が見るが如くんば、斯かる行政権の行使は、「國際禮讓」によるもので、ツェッブルの云ふ如き「世界経済的及世界政策的目的達成の爲」ではない。ツェッブルの云ふ行政地域とは本質が違ふ。ツェッブル説に於ては、世界経済的及世界政策的目的達成の爲が中心概念であり、これを忘却せられてはならぬのである。私はツェッブル説でよいと思ふ。

最後に、國外に領有する行政地域であると云ふ所謂「國外」とは、ラインシユの定義に所謂「母國以外」と同意味と見てよいから、茲には特に説明の必要を認めない。

以上植民地の定義の字句的解釋は一應済んだ。そこで植民地とは一國が、その世界経済的及世界政策的目的達成の爲に國外に領有する行政地域である、と云ふ定義を解釋的に別言すれば、

植民地とは一國が、世界を對象として獨立自存と云ふ一個の利益を主張する爲、即ち世界を對象として經濟的及國防的優勢を創造保持發展せしむる爲、即ち世界を對象として雄邦たることを主張する爲の根據地として、母國以外に領有する領土乃至行政地域であると云つてよい。

(註1) 山本美越乃著「改訂版植民政策研究」第一分冊四八頁

三 植民政策說解釋

果して然らば植民政策とは何ぞや、と云へば、既述の如くツェツプルは、斯くの如き行政地域に關する一國の綜合政策であると云つて居る。斯くの如き行政地域とは、無論植民地を指して居るのであるから、分り易くする爲に、植民地の定義を當て嵌めて見ると、植民政策とは、一國がその世界經濟的及世界政策的目的達成のために國外に領有する行政地域に關する綜合政策、即ち簡別的政策にあらずして、全體的に見たる政策を云ふのである。吳々も植民地の觀念成立には、本國人の全部又は一部の移住と云ふことも、國家的又は國民的制約より解放せられたる社會群の移住と云ふことも必要としないのであるから、植民政策は植民地に關する政策たることを本質とすると云はねばなるまい。植民地に本國人の移る政策は、植民政策の一部分で

あり、寧ろ植民地移住政策と云ふが適當であらう。

この定義に於て注意すべきことは、先づ植民政策は「本國」が植民地に關して行ふ政策であり、次に「本國の世界經濟的及世界政策的目的達成の爲」に、植民地に關して行使する「特殊」の政策である。併し別に見方をかへると、植民地は既述の如く、一國が世界を對象として、その經濟的及國防的優勢を創造保持發展せしむる爲の根據地であるから、此の根據地に對する政策即ち植民政策は、植民地そのものに行ふ方策即ち「植民地に固着して行はれる政策」と、「植民地を中心とする對外發展政策」とにも分類し得る。私は此の後の分類の方に從つて詳説したいと思ふ。

植民地に固着して行はれる植民政策は、先づ本國が行ふ政策である。本國が行ふ政策と云ふ意味は、本國が自ら實行しなくとも、個人または會社に委任するを防がないのであるが、自治植民地自身が、自由に實施する政策、例へばカナダ政府が、自由に鐵道運賃を決定し、又一九三二年七月オッタワ會議以前に自由に關稅を規定したるが如き政策は、植民政策ではない。それは一般未開國例へば南米諸國の採用する鐵道運賃又は關稅政策と、大差を認め得ない。また本國がその世界經濟的及世界政策的目的達成の爲に行ふ特殊の政策でなければならぬから、例へ

ば臺灣の鐵道問題の如きは、地方交通に過ぎぬと見るが常識であらうから、日本の世界經濟的及世界政策的目的達成の爲の特殊政策とは云はぬ方がよいと思ふ。また臺灣の生蕃に關する政策の如きも、國內問題に過ぎざる北海道のアイヌに關する政策、米國のインディアンに對する政策と大體同様である。矢張り日本の世界經濟的及世界政策的目的達成の爲の特殊の政策とは云ひ得ないであらう。但し臺灣に於ては、所謂本島人は植民政策上の問題となる。本島人は固より日本國民であるが、その多くは對岸の福建・廣東あたりから來たもので、その墳墓の地と密接なる關係を保持して居る。容易に墳墓の地を忘却しきらない。南洋の華僑とよほど共通性を持つて居るのである。

以上の如くに云ふと、本國の世界經濟的及世界政策的目的達成の爲の特殊政策と云ふなら、特殊政策と然らざる政策とは、何を以て區分するかと云ふことが問題となるが、特殊は讀んで文字通り特殊で、これは場合によつて判定する外なく、實際問題としては曖昧の事のあり得るのは已むを得ない。私は敢へて云ふ。富士山は何處から何處までであるか、東京は云ふに及ばず、海の底によつて續いて居ると云ふなら、ヒマラヤ山の頂でも英國のロンドンでも富士山の範圍に入る。富士山と富士山にあらざる所との境界など、實際問題としてあり得ない。其處

で富士山の範圍は常識で決定することになる。只今の特殊と特殊にあらざる場合との境界も亦然りである。實際問題としては曖昧となるのである。即ち私は臺灣の鐵道の如きは地方交通と見るが常識であらうと云つた。また臺灣の生蕃に關する政策の如きは、内地のアイヌに對するが如く、單なる未開民族に對する政策であると云つた。然ればとて場合によつては、これ等が日本の世界經濟的及世界政策的發展の爲に、「特殊」重要であると見ねばならぬこともないとは云へない。唯、上様な見方をするのは、一般的でなからうと云ふまでである。そこで私は臺灣の生蕃が、植民政策上の問題として取扱ふ筋合でないと云ふと同一論法で、南洋群島、スマトラ、ボルネオ等の土人に對する政策も亦、單なる未開民族の訓育補導政策に過ぎぬと云つてよからうと思ふ。かく見るが、實際に適應して居ると思ふ。但し同じ土着民でも、ジャバの土人は植民政策の問題となる。開明の程度に於て、臺灣の生蕃とは比較にならぬほど進化せるのみか、數も非常に多い。また臺灣に於ける本島人と同様、南洋一帶に蟠居せる華僑は植民政策上重大問題を提供して居ると云つてよい。

以上私の云ふ植民地に固着して行はれる政策は、山本博士の所謂「國家又は公私の團體が植民地の經營を爲すにあたり、その土地及住民に對して行ふ方策」にあたつて居る。併し私は博

士の如くに「政治上、法律上、經濟上及文化上の一切の方策に他ならず」とは云はない。本國が行ふ政策であると共に、その世界經濟的及世界政策的目的達成の爲に「特殊」の政策でなければならぬと、二大制限を加へて居るのである。此の點のみに就いて之を觀るも、私と山本博士とは、根本的の差異がある。

説明は植民地を中心とする對外政策の方にうつる。此の場合に於ても、無論本國の行ふ政策であると共に、本國の世界經濟的及世界政策的目的達成の爲に特殊の政策でなければならぬに相違ない。凡て一國が植民地を領有するは、その國が世界諸國との經濟的及國防的關係に於て優勝なる地位を占むる爲である。自國の獨立自存即ち自國の雄邦たることを世界的に主張する爲であり、結局大國家創造の爲である。それ故に本國が植民地と聯絡統一をとり、植民地を中心とする對外政策こそ植民政策の基本であり、植民地に固着して行はるる政策は、その手段たり、寧ろ從たるべき筈である。然るに多くの植民政策學者が論ずる所は、主として植民地行政、財政、經濟等、私の所謂植民地に固着して行はるる政策に關して居る。例へば、英國植民地會議乃至英帝國會議の如き、又その面積極小なりと雖、本國の經濟的國防的發展に寄與する所大なる英領時代の香港、ジブラルタル、マルタ島等に特殊重點を置かない。又私は既に山本博士

は南滿洲鐵道會社にも、南滿洲鐵道にも、その附屬地にも、一言半句觸れて居ない。矢内原前教授は、僅に五行だけ觸れて居ると云つたが、その他從來我國一般の植民政策論者も、植民地を中心とする對外政策を無視して居つた。それ故に滿洲事變當時まで、すぐ後述するが如くに南滿洲鐵道附屬地と云ふ方僅に十七里の狭小地域が、滿洲全體に對して支配性を持ちしに關せず、その所以を論ずるもの無かつたと云ふ次第であり、私はそれではならぬと云ふのである。

要之、植民政策は植民地に固着して行はるる政策に於ても、植民地を中心とする對外政策に於ても、植民地を對象とする、一切の政策では決してない。本國が行ふ政策であると共に、本國の世界經濟的及世界政策的目的達成の爲の特殊の政策であらねばならぬのであるから、植民地に行はるる政策にして、植民政策とは認め得ざる政策、普通國策は非常に多いのである。かく見ることによつて植民政策學の取扱ふ材料の範圍即ち (Das Stoffgebiet) が確定する。また植民政策學の性質が明白となるのである。即ち植民政策學はツェッブルも云ふやうに、特殊國民經濟學又は實用的國民經濟政策學の一部ではなくして國家學に屬すべきものであるが、經濟と國防との兩方面に互り、植民地を中心として一國が世界に於ける大國家たらんとする政策に關する學問であるから、高度國防國家學の最重要部門を占むべきものと云つてよからう。

四 世界政策の解釋及植民政策の分析に於ける

ツェッブル説との差異

以上私はツェッブルの植民地及植民政策の定義を掲げて、我流に依つて説明したのであるから、此の際此の定義に對するツェッブルと私との解釋上の差異を明にせねばならぬのであるが、私とツェッブルとは、定義の中心觀念たる世界經濟的及世界政策的の目的のうち、世界政策的の解釋に於て、根本的と云つてもよい程見解を異にして居る。

先づツェッブルによると、世界經濟とは、「國境以外に活動する諸國民の經濟である」と定義し、更に語を改めて「國際的即ち國家相互間の經濟行爲の綜合觀念である」と云つて居る。世界經濟に關する諸説の説明をして居ては、脱線が極端になるからやめるが、意味する所は世界經濟とは世界各國の經濟關係の綜合觀念と云つてよいのであらう。それ故に世界經濟には主體はない。併し世界經濟政策は、この世界經濟關係に於て、「國が優勝なる地位を占めんとする方策である。それ故に世界經濟政策には主體がある。即ちツェッブルが世界經濟的及世界政策的の目的と云ふ場合の「世界經濟的」とは、固より世界經濟政策的の目的と云ふ意味であるが、ド

イツ語でも (fuere weltwirtschaftliche und weltpolitische Zwecke) と云つて、政策的と云ふ語を重複使用して居ない。日本語でもその必要はなからう。

ツェッブルの世界經濟的と云ふ意味は、以上の如くであつて、私はこれを是認し得るのであるが、次にその世界政策的の意味には、根本的に異論を主張せざるを得ない。ツェッブルによると、世界政策的とは、「單純なる權力の發展のみならず、一國の國粹即ち固有文化及慣習の可及的高度にして立派なる移植及擴張を云ふ」(die Weltpolitik will ja nicht bloss Machterweiterung, sondern auch Verpflanzung und Verweiterung des Volkstums, der eigenen Kultur und Gesittung, und zwar in einem möglichst hohen und Achtung gebietenden Grade.) と云ふのである。而して私の特に重要視して中心觀念となす國防には、毫末も觸れて居ない。併し世界經濟的及世界政策的と云ふ場合の世界政策的とは、一國の對外政策から經濟政策だけを引き去つた残りの觀念と見るのが、論理的ではなからうか。而して一國の對外政策から經濟政策を引き去つた残りの觀念に於ては、國防政策がその中心をなすと考へるのが、また常識ではなからうか。尙ほ斯く對外經濟政策と對外國防政策とを併立せしむれば、直接國民生活の必需品及費澤品に關する對外政策が、世界經濟的であり、國防そのこと及國防産業に關する對外政策が世

界政策的であると云つてよからう。以上の如く世界政策的と云ふ意味を主として國防的と解するならば、卒直に國防的と云つたらよからうと云ふ論も起り得るが、世界國防的と云ふ言語は通常使用せられないから、矢張り世界政策的と云つた方がよいと思ふ。

既述の如く世界経済的及世界政策的の目的達成の爲とは、簡別の植民地に就いてではなく、植民的發展及植民政策を総合的に通貫的に見た特性を云ふのであるが、ツェッブルは世界政策に於て國防を無視して居る。それ故に総合的に通貫的に見て世界経済的及世界政策的の觀念に於て、世界経済的の方が本質的であり、世界政策的の方は第二次的であると云ふ。ツェッブルは國防を無視して居るのであるから國家權力の發展は、経済的利益を追及する場合にのみ、これを認め得るが、國防的必要追及の場合にはこれを認めないことになる。また現代植民的發展の最重大機縁たる戦争の原因は、経済闘争を本質とし國防闘争ではないと云ふことになるのである。無論ツェッブルは私の如くに植民政策を以て、領土的地域の大國家建設政策とはして居ない。即ち私の主張とは、非常の差異があるのである。

私は世界政策的と云ふ言葉を國防的と解するが故に、世界経済的よりも、この世界政策的の方を本質的であり、第一次的であると考へる。私はかつて第二講植民地の意義諸説を紹介批判

するに當り、アダム・スミス説を援用して、近世的植民運動は國民の全部又は一部が移住すると云ふ觀念ではなく、當初はヴェニス即ちイタリー諸都市の如くに、富み且つ榮える爲の運動であつた。それ故に、近世初期植民運動の中心觀念は、経済闘争であつた。此の経済闘争目的達成の爲に、國防は必要であつたのだから、國防の方は従であつた。然るに、今日ではさうではなく、國防の方が主となつて居ると云つたが、今やその然る所以を説明すべき機會が到來したのである。

幾度か繰返すが如く、世界五大洲の相互關係は大發見當時より始まるが、此の相互關係と云ふ意味は、實は五大洲に於ける重要地點相互間の關係に過ぎなかつた。それがウイン會議を一區劃として、五大洲の地域全部を擧げて、世界の隅々までも相互關係を生ずるに至つた。即ち重要地點の占領が、地域そのものの占領に變つたのであるが、これは汽船、汽車、電信、電話等交通通信の實用によるものである。それ故に植民史論者は一般に、ウイン會議によつて、植民地支配に一時期を劃して居ると云ふ。私も此の説明には異議ないが、併し私をして云はしむれば、最近交通通信と武器との飛躍的發展は、從來の世界相互關係を、またも更新して居る。

一八九五年無線電信、それより約十年以後無線電話發明せられ、前世界大戰當時より、特に

最近に於て、飛行機、飛行船、自動車等が大規模に實用に供せられるに至つた。世界關係の緊密性は革新的に濃厚となつた。而して此の交通通信の發達は、物理化學の發達と併行して居るから、武器の發達も亦、これと歩調をあはせて居る。否、飛行機、飛行船、自動車、無線電信電話皆武器である。一體國家以上の團體はない。自國の是とする所と他國の是とする所とが一致せざる時は、自國の是とする所を是とする外ないから、結局戦争になる。國防闘争は古來國際間に何時も存して居る。これは云ふに及ばぬことである。併し今日の國防闘争は精銳武器により、當然にまた大規模に行はれるから、強國相互間に接壤強國相互間に於ては、全然寧ろはない。常に一觸即發の形勢にある。相互に亡されざるの用心のみに汲々として居る。それ故に大領土を領有し、または大地域に支配性を樹立する大國家を組織するの必要、換言すれば植民的發展をなす必要は、平和産業を起すためでもあるが、それよりも無論大規模軍需産業の建設、軍需品の供給、國防上重要地域の占領等國防充實の方を第一義とし、本質的として居る。即ち初期植民運動當時に於ては、その中心觀念は世界經濟的であつて、國防これに追隨して居る。然るに今日では全然正反對で、中心觀念は世界政策的であつて、經濟が寧ろ従となつて居る。交通通信の發達に伴ひ、正反對を現出して居るが、ウイン會議以後、重點は徐々に國防的

の方に動きつつあつたと云ひ得る。

以上の如き次第であるから、特に最近時の戦争の原因は、絶対に經濟闘争の一本槍では片づかぬ。それを經濟だけで片づけようとするのは、マルキシズムである。私どもから見れば、寧ろ經濟闘争などと云ふものは従で、主たるは國防それ自身の闘争である。相互に亡されざる爲の戦争である。

これを日本に見るに、日本は日清・日露・第一次世界大戦・滿洲事變・今回の大東亞戦争によつて、振古未曾有の植民的發展をして居るが、これ等の戦争に敗北して居たなら、否、これ等の戦争を執行して居なかつたなら、日本は所謂被壓迫國の列に入つて居たに相違ない。被壓迫國と云ふは、私どもから見れば、國家の名のみ存する亡國に過ぎないのである。即ち最近の日本の對外戦争は、外敵に亡されざるための戦争であり、國防戦争であつた。決して經濟的發展の爲の戦争ではなかつた。これを對外戦争の結果としての日本の植民的發展に見ても、日清戦争による臺灣の領有は、對岸福建の不割讓條約と相俟ちて、臺灣海峽を制約するにより、日本が西北太平洋の海權を握る爲であつた。日本の經濟的發展のためなどではなかつた。なる程現在では、臺灣の砂糖は日本の經濟的發展に、特に貢獻して居る。併し臺灣に砂糖を生産し得

るか否かは、日清戦争當時には、全然未知であつた。折角臺灣を領有したのであるから、これを經濟的にも開發せしむに置くに云ふ理由はない。日本は非常な苦心をして砂糖の栽培に成功したと云ふのが、ことの真相である。この點何人も異議を挟み得ないであらう。以後日本の植民的發展は、主として直接の國防乃至國民の衣食住に關せざる國防工業振興に關して居る。

尤もこれは日本の立ち場から云ふことで、日清戦争の場合の清國、日露戦争の場合のロシアから云へば、日本は小國であつて、組しやすしと云ふ觀念であつたのが、あてがはずれたに過ぎないから、國防戦争ではなかつた筈である。兎に角私の如き見方を以てすれば、第一次世界大戦も、今次の世界大戦も、所謂喰ふか喰はれるか、亡國か、興國かの戦争である。經濟的利益追及の爲の戦争などではない。

それにつけても、つひ最近まで、日本の財政學の一派の先生の豫算批判に、看過すべからざるなき傾向があつた。即ち豫算の批判に際して、國防費と社會政策的費用とを比較して、國防費が多過ぎるとか、故に軍國主義なりとかと、眞面目に論せられたのである。併し社會政策的費用とは、これを個人について云ふと血の循環を良くする爲の費用のやうなものである。國民を公平に取扱ふ爲の費用であつて、貧富の懸隔を少くする爲の費用の如きは、その適例で

ある。私は左様な費用を無用とは云はない。固より必要に相違ないが、血の循環を良くしたところで、首を取られてしまへば、萬事休するのである。國防費は首を取られるか、取られぬかに關する費用である。日本が亡されるか、亡されぬかに、關する費用である。それ故に國防費は外國、特に假想敵國の國防と比較して、絶對絶命、決定せられねばならぬのである。私どもから見れば、社會政策的費用と、國防費の如きは比較にならぬのである。比較にならぬものを比較する論者は、見識がないとも云へる。また國家思想がないとも云へる。何れかであらうが私は茲にこれ以上は追及することをやめる。以上、私は國防費が絶對必要であると云つたけれども、無論その濫費はいしましめねばならぬと思ふ。かう云ふ見地から、國防費を社會政策的費用と、假りに比較する必要もあり得るかも知れない。さう云ふ意味からの比較なら、それは又別問題である。

要之、植民的發展による主要獲得物のみについて見ても、それが香料・寶石・金銀等の如き生活の爲の贅澤品、必需品なりし、スペイン・ポルトガル時代と、石油・鐵・石炭・錫・ゴム等である今日とは、そのねらひ所に根本的の差異あることは、一見明瞭である。植民的發展は昔も今も世界經濟的及世界政策的の爲に相違ない。一國が世界を對象として獨立自

存を主張する爲に相違ない。併し今日では、世界經濟的及世界政策的の目的を分析して考へると、世界政策的は主として國防的目的と解せねばならぬし、その方が第一次的目的であり、本質的目的である。斯くて植民政策は、私の所謂精神的即ち形式的大國家建設保持發展政策の重大部門となると云ふのが私の主張である。特に云ふ。世界經濟的及世界政策的の目的と云ふ場合に、何れが第一次的であり本質的であるかと云ふ問題とか、此の目的を植民地乃至植民政策の定義に謳ふことそのことの可否とかは別として、學者は通常植民運動または植民事業の目的を論じて、例へば食糧及原料生産地の増加、放資範圍の擴張、勞働能率の増進、特殊生産物の供給、通商利權の確保と云ふが如く、單なる經濟的目的のみを追及する。併しかくの如くんば、國家は經濟的充實さへ圖れば、敵に首をとられてもかまはぬのかと云はれても致し方なくなり、私の所論とは、全然相容れざるものである。

以上は私とツェッブルとの世界政策に關する解釋上の相違に就いて述べたのであるが、此の他私とツェッブルとは植民政策の分析に於ても、意見を異にして居る。既述の如くツェッブルによれば、自治植民地につきては、關稅政策（此の關稅政策と云ふ意味は一九三二年オッタワ會議以前、英國が自由貿易主義をとりし時代に於ける自治植民地の關稅政策を云ふのである）

の如きは植民政策ではないと云つて居るかと思ふと、大英帝國會議も植民政策の範圍に入ると云ひ、本國が世界經濟的及世界政策的の爲に實施する政策は如何なる政策と雖、植民政策と解して居る。然れば自治植民地にあらざる植民地に關する政策は、全部植民政策であらねばならぬことになつて居る。私はそれでは矢張り、植民政策の觀念が曖昧である。尙ほ一步を進めて、特定し得るだけ特定することが必要であると思ふ。そこで私は植民政策は本國が世界經濟的及世界政策的の爲に實施する政策には相違ないが、その爲の凡有る政策ではなくて、その爲の「特殊」の政策でなければならぬとしたのである。また植民地に固着して行はれる政策と、植民を中心とする對外政策との如きも、私の考へた見方である。

五 植民的發展の原因と、その法律的及實質的分類、特に將來本國となるべき植民地と然らざる植民地

以上を以て植民地、植民政策に關する理論は、略々説明し終へたのであるが、尙ほ幾分の補充を必要とする。

まづツェッブルは一國が植民地を獲得する原因は、これを純主觀に求めて居る。換言すれば

五 植民的發展の原因と、その法律的及實質的分類、特に將來本國となるべき植民地と然らざる植民地

一國の世界經濟的及世界政策的發展心が作振する時には、一國の植民運動も作振するが、然らざる時には下火となると云ふので、人口の過剰も、國家の現状に對する不満も、資本の過剰も、宗教的熱誠も、すべて植民的發展の原因とはならぬと云つて居る。此の點私も全然ツェツプルに賛成である。これ等客觀的事實は、植民的發展の動機乃至契機とはなるが、原因とはならぬと思ふ。資本の過剰が、植民地獲得の原因とはならぬことは、レーニンの帝國主義論の批判に於て既に述べた。國家の現状に對する不満乃至宗教的熱誠より國內に居るを欲しないなら、植民地を建設しなくとも、快適とする地域に行けばそれでよい。人口問題も亦同様である。國內に人口多くして困ると云ふだけなら、植民地へ行かずとも、何處へ行つてもよい譯である。尤も大東亞戦争以前の日本のやうに入方ふさがりで、何處にも人を送出出来ぬ場合はどうかと云ふ疑問が起るかも知れないが、その時でも植民的發展心が振はぬなら、芋を洗ふが如くに、貧民國內に溢れて居れば、それで済む。見よ、世には「働いて立派な生活するよりも、如かず乞食せんには」と云ふ怠惰安逸者流が、澤山あるではないか。ツェツプルが植民的發展の原因を、世界經濟的及世界政策的「發展心」と云ふ主觀に求め、その主觀を満足せしむる世界經濟的及世界政策的「發展達成」を目的として、植民地及植民政策の定義に掲げて居るのは、よく論理

を一貫して居ると共に、私が近世的國際闘争は、世界經濟的及世界政策的闘争の一色を以て塗りつぶし得ると主張するのと、調子を合せて居る。

次に植民地の分類は、一般に信せられる如くに重要でないツェツプルは云ふ。私は一般學者が特に重要視する所謂法律的分類は、ツェツプルの云ふ如くに重要ではないけれども、實質的分類は是非ともこれを研究せねばならぬ。無視し得ないと、思ふのである。植民地の定義は今更繰返さないが、苟くも、世界經濟的及世界政策的目的達成の爲の地域であるなら、本國以外の領土でも、單なる行政地域でも、本國の當該地域支配に於て大差ない。否滿洲國成立以前の滿鐵附屬地には統治權ではなくて日本の行政權のみが及んで居り、關東州には日本の統治權が及んで居た。而も後述するが如くに、行政地域の方が滿洲支配性に於ては優越して居たのである。それ故に植民地を法律見に見て、形式的に分類するの特殊價值など頗るあやしい。併し法律的に分類し得るには相違ない。即ち他國の領土の一部を條約によりて借受け、自國の統治權の及べる租借地、國際聯盟規約第二十二條による所謂委任統治地はB式及C式の如く、委任國統治權の及ぶ地域は固より、A式の如く「施政上委任國の助言及援助を受くべきもの」も全部、一國の形態を有するも國際法上の關係に於て特定國の保護を受け、その後見に服する國際

法上の保護國即ち植民的保護地、頗る多義自然曖昧に使用せらるる言葉なるも、植民的保護地又は行政地域と認めらるる場合には勢力範圍又は利益範圍等も亦、植民地と云つてよからう。

尤も國際法上の保護國即ち植民的保護地、例へば併合以前の朝鮮の如きとよく似て、實は然らざる國がある。朝鮮の場合には明治三十八年九月、日露媾和條約第二條に於て「露西亞帝國政府ハ日本國ガ韓國ニ於テ政事上、軍事上及經濟上ノ卓絶ナル利益ヲ有スルコトヲ承認シ、日本帝國政府ガ韓國ニ於テ必要ト認ムル指導、保護及監理ノ措置ヲ執ルニ當リ、之ヲ阻礙シ、又ハ之ニ干渉セザルコトヲ約ス」と規定せられて居る。而して此の規定の趣旨は、同年同月第二回日英同盟條約第三條にもこれを認めて居る。然るに保護關係が朝鮮の場合の如くに、國際法的關係にあらずして、好意による場合がある。滿洲國はその適例であつて、日本と第三國との間に、滿洲國に關して、日本の韓國に對する如き條約はない。否、それとは反對に日本は第三國に對して、滿洲國を獨立國として承認せんことを常に求めて居る。即ち滿洲國は立派な獨立國と云はねばならぬが、日本の好意的指導と、その發生原因とを考慮して、日本から云へば、その世界經濟的及世界政策的の目的達成、即ちその獨立自存に不可分の關係ある地域、即ちその生命線である。その植民的發展に於て論じてよいのである。尙この點、すぐ後述「大東亞戰爭

以前に於ける日本の植民的發展特に滿洲國の意義」の説明に於て、より明白になる。

植民地の法律的分類に就いては以上の如しとして、本國の政策は當該植民地の特徵に依つて異なる筈である。然れば植民地の實質的分類は、これを精密適確にしなければならぬのである。

既述の如くスイレーは、エキスパンション・オブ・イングランドをコロニアル・エキスパンションと印度とに分けて居る。私はスイレーの所謂エキスパンションを植民的發展と云はねばならぬと詳論したのであるが、そは兎も角として、その本國人の移住に適するのみか、その數も多く、勢力も強いコロニアル・エキスパンションと印度とは、本國の政策は全然違はねばならぬ。ラインシユはこの點に着目して、移住植民地 (Settlement colonies) と開發植民地 (Exploration or investment Colonies) とに分類して居る。併し更に移住植民地をその本國人の性質に見て、刑罰植民地 (Straf-Kolonien oder Verbrecher-Kolonien) と然らざる植民地とし、又開發植民地を原住民植民地 (Eingeborenenkolonien) と混合植民地 (Mischkolonien) として居る學者もある。その他植民地獲得方法に着眼して征服植民地 (Colony by conquest) 割讓植民地 (Colony by cession under treaty) 占領植民地 (colony by occupancy) と分類し、又植民地の諸種の利用に従ひ、軍事根據地、商業根據地、農業植民地、鑛業植民地と分類する等、學者に依つ

五 植民的發展の原因と、その法律的及實質的分類、特に將來本國となるべき植民地と然らざる植民地

て分類が異なるが、私には何故に一分類に拘泥せねばならぬか、それが分らぬのである。観點をかへて、色々に分類し、凡ての分類を採用して植民政策に過誤なからしむることが必要ではなからうか。

それにしても從來諸學者は、最も重要な一分類を看過して居る。それは將來本國となるべき植民地と、然らざる植民地と云ふ分類である。私によれば日本の植民地は全部あげて、將來日本の本國となるべき筈の植民地である。日本の植民政策は、その植民地を將來日本の本國とするを目標とせねばならぬのである。外國の植民地と云ふ果實は、「成熟するまで木に生つて居る。」成熟すると木から墜ちる。本國から獨立する。蜜蜂の巢離れ、生長した息子の他家への婿入りと同様である。然るに日本の植民地と云ふ果實は、成熟すると木そのものになる。木から決して墜ちない。日本の蜜蜂や息子は、増殖すれば、大家族を作る。これが日本の植民的發展のみに於ける唯一にして無二の特徴であり、歐米の植民的發展とは、全然違ふ點である。それ故に此の分類は、從來歐米の諸學者には、想像し得ざる所であり、看過せられて居たのであらうが、私どもは特に高調せねばならぬのである。何が故に日本の植民地と云ふ果實のみが、成熟すると、地に墜ちないか。成熟すれば木そのものになるか。何が故に日本の蜜蜂や息子

は、増殖すれば大家族を作るか。木そのものになるが故に、大家族を造るが故に、本國となるべき筈であるが故に、この趨勢を促進せねばならぬと云ふ説明が、また私の此の講義の一特徴をなして居る。爲念、大東亞共榮圏には日本の植民地と、日本に依つて既に獨立を與へられた滿洲國及大東亞戰爭により新に獨立を與へられた諸地域とがある。凡てこれ等日本に依つて獨立を與へられた諸地域は、立派な獨立國には相違ないが、修交敦睦を加へると共に、將來日本と無國境となる。その然る所以も亦、講義が進むにつれてはつきりする。

六 大東亞戰爭以前に於ける日本の植民的發展

特に滿洲國の意義

(1) 大東亞戰爭以前に於ける日本の植民的發展
果して然らば、日本の植民地及植民的發展は何處であるか。大東亞戰爭勃發以前に於ては、北は北緯五十度以南の樺太、南は臺灣、南洋諸島、大陸に於ては朝鮮、關東州、滿鐵附屬地、支那諸方に於ける專管居留地、これが日本の植民地であつた。支那諸方に於ける專管居留地が、日本の植民地であつたことには未だ觸れないが、專管居留地が日本の行政地域であり、日本の

經濟的發展を主として、同時に國防的發展に貢献したことは、明白なる事實である。滿鐵附屬地行政權は、昭和十二年十二月、滿洲國に移讓せられた。また支那諸方に於ける專管居留地も、日支事變勃發以後、汪政權に對して放棄を聲明せられた。それ故に大東亞戰爭勃發當時には、これ等は最早日本の植民地ではなくなつて居る。滿洲國は既述の如く、日本の保護國即ち植民的保護地ではないから、植民地と云ふことは出來ない。固より立派な獨立國であるが、日本の好意的指導と、その發生原因と、その不可分性とに考慮して、日本より云へば、その植民的發展に於て論じてよいのである。

(2) 滿洲支配性を目的とする日本の既得權研究の必要とその意義

世間ではよく滿洲國と云ふ一種の理想國が、歴史には無關係で、理窟だけでこねあげて、滿洲の眞中に出現したと云ふやうな説明をする。併し歴史は湮滅すべからず、湮滅し得ざるものである。左様な説には、何人と雖、心より賛成するものは無いであらう。云ふ迄もなく滿洲は、ヨーロッパやアフリカや乃至アメリカの地域ではない。日本の朝鮮と關東州とに接壤して居る地域であり、日清・日露の兩戰役に於て、日本が財を盡し血を流し、國運を賭した地域である。

此の滿洲に於て滿洲國が如何にして成立したかと云へば、滿洲事變の結果成立したのである。滿洲事變がなければ、滿洲國は決してない。滿洲事變は何故に起つたかと云へば、日本の既得權、即ち生命線擁護の爲に、起つたのである。日本の既得權即ち生命線を、張作霖、張學良父子の政權が侵害したから、日本は國運を賭してこれを擁護せねばならなかつたので、茲に滿洲事變が勃發したのである。滿洲事變は日本の既得權に無關係に勃發したのもなかつたし、無論日本の既得權をすてる爲に勃發したのでもない。生命線はすてられない。その滿洲事變の結果滿洲國が成立して、日滿不可分關係が締結せられたのである。これは夢でもなければまほろしでもない。我等の眼前に展開せられたる事實である。この歴史を如何にして湮滅し得るか。然るに歴史を湮滅する如き謬説も横行して居ることであるから、日滿不可分關係の法律的形式的意義などと云ふことよりも、その背景となれる歴史的意義を説かねばならぬのである。

日清・日露戰爭が日本の義戰であつたことに就いては別に説くが、日本は此の戰場たりし滿洲に於て、既得權を持つて居た。而してその既得權の中に於て、最重要なるは、滿鐵會社の附屬地に附着して居る既得權であつた。當時滿鐵の本線は旅順大連から長春まで走り、安奉線と營口線とを支線として居た。この鐵道をのせて居た附屬地は、長春とか四平街とか奉天とか、

所々に商埠地を持つて居たが、鐵道をのせることを本務とする土地であるから、極めて狭小なる鎗の如き地域であつて、方僅に十七里に過ぎなかつた。併し此の附屬地の上に、日本は

第一に絶對的にして且つ排他的の行政權を持つて居たのであるから、如何なる國と雖、此の附屬地の地下も、地上も、空中も、日本の許可なくして横斷するを得ない。然るにこの絶對的にして、且つ排他的の日本の行政權の行はれて居つた滿鐵附屬地は、滿洲に於ける唯一、否唯二の港なる旅順、大連から長春まで、滿鐵の中腹を支線に従へて走つて居る。鴨綠江も亦滿鮮國境線となつて南北に走つて居る。即ち滿鐵附屬地と、鴨綠江とは併行して居るのである。それ故にこの間の地域に於て、何國が鐵道を敷設しようとも、それは必ずや滿鐵附屬地か鴨綠江に衝突する。衝突すると、どつこい無斷では日本は通さぬ。即ち滿鐵と鴨綠江との間が滿洲に於ける日本の最少限度の利益範圍であつたのである。然るになほ日本は

第二にこの滿鐵の併行線敷設禁止の權利を持つて居た。此の權利あるにより、いまの錦州あたり迄は、如何なることがあつても併行線を敷設することを日本は拒否して居た。

飛行機、飛行船、自動車時代以前は固より、その後と雖陸上交通の中心は鐵道である。それ故に中部滿洲、少くとも奉天あたりから南方へかけての交通は、日本がおさへたことになつ

て居た。支那は兵を送るにも、物資を送るにも、日本の許可を要したのである。否北滿と南方との交通も亦、浦鹽によらざる限り滿鐵を利用する外なかつたのである。日本が滿鐵に關して、斯くの如き既得權を持つて居たと云ふことは、滿洲全體を柔道の手の押へ込みにあはせて居たと同様である。或は又見方によつては、その本線を載せて、旅順、大連より長春まで縱走して居た滿鐵附屬地と云ふ方僅に十七里に過ぎざる鎗が、實に滿洲の脊梁を串刺しにして居たとも云ひ得る。鎗の鎗たる所以は、實に滿洲の死命を制する點にある。鎗の對外關係にある。それをこの鎗の上だけを見て、その立法司法行政などを論じても何にもならぬのである。然るに左様な枝葉末端に憂き身をやつしたのが、遺憾ながら日本植民政策學界の主流であつた。

そこで私は、滿洲支配性を目的とせる既得權に就いて、説明を試みるのが順序であると思ふ。既得權とは讀んで字の如く、日支條約上に於て日本が獲得したる權利であるが、此の權利は、その研究目的に従つて、各方面から諸種に分類し得る。例へば、

- (1) 實行せられつつある既得權と然らざる既得權
- (2) ロシアより繼承したる既得權と然らざる既得權
- (3) 既得權の内容をなせる利益の性質による諸種の既得權

以上の外、考慮をめぐらせば、種々雑多に分類し得ると思ふが、滿洲事變當時、日本の論客はその議論の如何に關せず、不思議に實行せられつつある既得權と然らざる既得權と云ふ分類のみに、頑迷に依つて居た。併し此の分類に依つては既得權の政治的經濟的價值判斷は出來ない。熟し思ふに日本は「滿洲に於ける相當廣汎なる地域に於て、支那又は第三國に對して特定の行爲に對する禁止權を有し、禁止の解除に對しては、日本の許可を必要とするのみか、其の禁止權の政治的及經濟的價值が相當大なるが如き既得權」を數種有して居た。而して此の數種の既得權が中心となり、背景となつて、其の他の既得權を統率するの性質を持つて居たのである。そこで私は、かくの如き既得權を「滿洲支配性と云ふ利益を目的とする既得權」と云つてよいと思ふが、此の既得權と然らざる既得權とに分類して考慮するにより、初めて當時日本の滿洲に對する政治力及經濟力がわかると信ずる。果して然らばこれを具體的に、滿洲支配性を目的とする既得權とは何ぞやと云へば、私は左記四種を指示し得るのである。

- (1) 關東州租借權
 - (2) 關東州以北の中立地帯に關する權利
 - (3) 滿鐵附屬地行政權
 - (4) 滿鐵並行線敷設禁止權
- 以上のうち、(1)關東州租借權は、日本の統治權が租借地に行はるべき權利であるから、滿

洲支配性を目的とする權利の一種であることは固よりである。

(2) 一九〇五年十二月滿洲に關する條約及附屬協定第一條に、「清國政府は露國が日露媾和條約第五條及第六條により、日本國に對して爲したる一切の讓渡を承諾す」とあるにより、關東州の北方境界の北方に於て、東西約三十五里、南北約二十五里、面積約八百五十方里即ち關東州の約四倍、日清戰役直後三國干涉により、日本が支那に還附したる遼東半島よりも稍小なる地域は中立地帯となつて居た。此の中立地帯に於て、(1)行政權は原則として支那に屬したが、それは二大制限が加へられて居た。即ち(2)軍事的制限としては、(イ)支那の陸軍は日本官憲の同意を得るに非ざれば、中立地帯内に入るを得ざること、(ロ)日本の同意を得るに非ざれば、中立地帯の土地を、一切外國人に租借讓渡せざること、また(3)經濟的制限としては、(イ)中立地帯の東部及西海岸の海港を、外國通商の爲に開かざること、以上の諸制限は立派に實行せられて居た。即ち私の云ふ滿洲支配性を目的とする權利の一種となつて實動して居た。然るに尙ほ(ロ)日本の同意あるに非ざれば「中立地帯の全地域に於て鐵道の敷設、鑛山の採掘及一切の産業及商業上の企業に對する如何なる特許をも許與せざること」と云ふ最も重要な制限は、條約文には存在して居つたが、日本外務省の誤譯と怠慢とに起因して、全然遺忘せ

られて居た。這般の消息を、私は昭和六年九月末滿洲事變直後滿洲旅行中起草、十二月二十日以降五回に涉つて、時事新報に詳説して置いた。日本の既得權、特に滿洲支配性を目的とする既得權は、滿洲國の性質決定に重大關係があるのに、今日迄中立地帯に關する權利は殆ど論ずるものがないから、茲に「註」として掲載して、参考に供することと思ふ(註1)。

私の云ふ滿洲支配性を目的とする權利のうち、(3)滿鐵附屬地行政權と、(4)滿鐵並行線敷設禁止權とに就いては、既に説明した。そこで滿洲支配性を目的とする四種の權利を比較すると、權利そのものの強さに於ては、統治權の行使を内容として居るから、關東州租借權が固より第一位に居り、他は特徴を異にするから、比較は困難である。併し權利に伴ふ利益に着目する時は、少くも南滿洲全部の支配を目的とするが故に、滿鐵附屬地行政權及滿鐵並行線敷設禁止權が、第一位であると云つてよからう。關東州租借權及中立地帯に關する權利は、重要には相違ない。あつたが好みにきまつて居るが、これなくとも滿鐵に伴ふ上記の權利さへ存在し、かつ實行せらるれば、滿洲の實權は日本に歸した筈であつた。

(註1) 昭和六年十月二十日以降「時事新報」所載

滿洲中立地帯に關する重大權益の遺忘

經濟學博士 永雄 策郎

最初に斷つて置きたいことは、筆者には全然露語は讀めない。それに現に滿鮮視察旅行中、偶今回の重大事件に遭遇したので、早忙を極めてゐる。此の論文起草にあたり、最重要の材料として取扱つたのは、昭和四年一月滿鐵調査課露西亞系主任宮崎正義編「滿洲の中立地帯に關する條約に就て」と云ふ小冊子である。此の小冊子は當時何故にや「極秘」に附せられて居り、一般配布を禁止せられてゐたのであるが、此の頃では世間に出て居る。筆者は諸方にてこれを見つけたのみが、別に「極秘」に附すべき理由もない。否、今日速かに一般に公表するのが、急務であると信ぜられる。編者宮崎君が露語の權威であることは、其の道の人々には、疾くに知悉せられて居ると共に、此の小冊子は從來巷間に行使せられたる諸翻譯を比較研究し、其の誤譯を指摘して、其の上でこれが正譯であると宮崎譯を提示したのであるから、筆者は此の小冊子の所説に、絶對的信用を置いてよいと思つてゐる。

兎に角日露戰爭の結果として、日本が獲得すべき滿洲に於ける重大なる權益が、其の權益に基礎たるべき條約、即ち一八九八年五月「遼東半島租借地及中立地帯等に關する追加協定」には末條に第六條、右諸條項を協定し、兩國全權委員は露語及支那語の本條約二通を作成し、之に署名調印せり。二通の原文中解釋の爲には露西亞語の原文を以て正文とす。

とあり、此の點は露支兩文とも全然一致せるに關せず、露支兩文何れもの誤譯に起因すると思はれる理由により、今日迄全然遺忘せられて居り、國民の何人も殆ど無關心で居たと云ふのは、眞に喫驚に値することである。併し筆者は誤譯其もの、誤譯の所以等よりも、先づ中立地帯の位置、其の意義及び其の重要性等に關する筆者の見解を、問題を生ずる追加協定に關する限り、宮崎譯を基礎として端的に説述したいと思ふ。

一九〇五年十二月「滿洲に關する條約及附屬協定」第一條に「清國政府は露國が日露協和條約第五條及第六條により、

六 大東亞戰爭以前に於ける日本の植民的發展特に滿洲國の意義

一四三

日本國に對して爲したる一切の讓渡を承諾す」とあるにより、一八九八年三月露支間に締結せられたる「遼東半島租借に關する條約」及同年五月「遼東半島租借地及中立地帯等に關する追加協定」に於て露國が有したる一切の權利は、其の儘日本に讓渡せられたことになつて居るが、租借條約には唯左記一箇條だけ、中立地帯に關して規定して居る。

第六條、前記租借地域境界の北方に中立地帯を設置すべし。右中立地帯の境界は許關下及露西亞國外務省露都に於て之を決定す。右中立地帯内に於ては行政は支那國官憲之を專管すべし。支那國陸軍は露西亞國官憲の同意を経て右地帯内に入ることを得。

以上に依れば、此の第六條により中立地帯の意義は決定せられて居り、許關下と露西亞國外務省とは、露都に於て其の境界を協定するのみと云ふやうにとれるが、實際はさうでなく、追加協定第二條に於て境界を決定し、第五條に於て更に中立地帯の意義を擴張して居る。先づ第二條を掲げると

第二條 第一條所定の露國の租借地域の北方境界の北方に於て一八九八年三月締結北京條約第五條に従ひ、中立地帯を設定し右地帯の北方境界は蓋州河口より岫巖城の北方を通過して大洋河に至り、該河の左岸に沿ひて其の河口に至るものとす。該河口も亦、中立地帯に含まるゝものとす。

以上に依る中立地帯は、東西約三十五里、南北約二十五里、面積約八百五十方里であるから、關東州の約四倍弱にあつて居る。尙ほ特記すべきは、日清戰役直後三國干渉により、日本が支那に返還した遼東半島の北方境界は、鴨綠江口より安平河口に至り、鳳凰城海城を経て營口に至る線であるから、此の中立地帯と關東州とを合せたるものよりも、稍大きい。然れば此の中立地帯の意義次第では、日本は遼東半島を、殆ど奪還したことに當つて居る。

二

既記租借條約第六條には、右中立地帯内に於ては、「行政は支那國官憲之を專管すべし。支那國陸軍は露西亞國官憲の同

意を経て、右地帯内に入ることを得」とあるが、更に追加協定第五條は、以下の如くに中立地帯の意義を擴張して居る。

第五條 清國政府は右の事項を約諾す。

- 一、露國の同意を得るに非ざれば中立地帯の土地を一切外國人に租借讓渡せざること。
- 二、中立地帯の東部及西部海岸にある海港は、之を外國通商の爲に開かざること。
- 三、露國官憲の同意を得るに非ざれば、中立地帯の全地域に於て鐵道の敷設、鐵山の探掘及一切の産業及商業上の企業に對する如何なる特許をも許可せざること。

中立地帯の意義を決定すべき法源は、上記租借條約第六條及追加協定第五條の外にないのである。此の範圍に於て決定せられねばならぬのである。又これ等の兩條約が、露國に對して有效なる以上、當然に日本に對しても有效でなければならぬのであるが、從來(一)中立地帯内の行政權は、支那に屬して居ると云ふ原則と、此の原則に對する(二)軍事的制限とも云ふべき、(イ)支那の陸軍は日本官憲の同意を得るにあらざれば、中立地帯内に入るを得ざること、(ロ)日本の同意を得るにあらざれば、中立地帯の土地を、一切外國人に租借讓渡せざること、(三)經濟的制限とも云ふべき制限のうち、(イ)中立地帯の東部及西海岸にある海港を、外國通商の爲に開かざることとは、實行せられて來て居ると認めてもよいのであるが、(ロ)最重要なる經濟的制限と云ふべき追加協定第五條第三項は、決して實行せられてゐない。本項に於て「露國官憲の同意を得るにあらざれば中立地帯の全地域に於て鐵道の敷設、鐵山の探掘及一切の産業及商業上の企業に對する如何なる特許をも許與せざること」と云ふのは、同條第一項には、特に「外國人」に中立地帯の土地を租借讓渡せざることとを明白にしたると對比しても、何等國籍の制限を設けざるが故に、支那人たと外國人たとを問はず、日本官憲の同意を要することは、毫末だも疑問の餘地ないのであるのに、從來唯の一回だも、日本に依つて此の權利が主張せられざるが故に、固より實行せられず、又例へば七月二十二日以後時事新報に掲載せられたる信夫博士の論文「滿蒙問題の考察、

其の法律性と政治性」に於てすら、「條約上の權利に屬しそれが完全に若くは大體完全に行はれ、又は行はれつゝありと推定すべきもの」のうち(2)に、「關東州以北の中立地帯に關する規約」を列擧するの過誤に陥つて居られるのは、當初に於ける條約文の誤譯が先入主となりたる誤解に依るものと云つてよからう。

三

關東州は日本の租借地であるから日本の統治權が行はれて居る。滿鐵附屬地には日本の統治權は行はれて居ないが、絶對的且排他的の行政權が行はれて居り、治外法權の結果ではあるが、日本の司法權が行はれて居るから、略し日本の統治權と相如く權力が行はれて居る。中立地帯に於ては、日本が治外法權を有して居ることは固よりであるが、行政權は原則として支那に屬して居るから、日本の權力の行はれることは、滿鐵附屬地よりも弱い。併し支那の行政權には既記筆者の所謂軍事的及經濟的制限の拘束が存して居るから、支那の權力も亦、非常に弱い。殊に支那は「中立地帯の全地域に於て、鐵道の敷設、鑛山の採掘、及一切の産業及商業上の企業」をなさんと欲すれば、必ずや日本の同意を要するのであるから、此の同意なくしては、全然經濟的の行爲はなし得ない。斯くて日本は支那に對して、軍事的及經濟的の禁止權を持つのみであつて、積極的には何等の行動をもなし得ないのであるが、禁止權を規定した所に、重大なる意義が存して居る。これ一切の經濟的の行爲の許可に際して、正義の通念に違反せざる範圍に於て、當該行爲に参加を申込み、又は手数料を徴收し得るからである。

筆者は既に(1)滿洲中立地帯の意義乃至性質を論じた積りであるが(2)關東州(3)滿鐵附屬地に於ける日本の權力にも、觸れる所があつた。(4)滿鐵と云ふ鐵道も亦(イ)交通機關に隨伴する特殊性と(ロ)並行線禁止條約と(ハ)南滿洲の正中點を貫通せることと(ニ)朝鮮國境と並行して、南北に縱走せることにより、相當重大なる意義を以て、一定の地域を支配するの性質を持つて居る。此のことは筆者は、八月十五日乃至二十日の六回に亘り、時事新報に於て詳

論した。日本にして滿洲中立地帯、關東州、滿鐵附屬地、滿鐵と云ふ鐵道の地域支配性等を自覺し、其の利益の收穫に努めんとすには、日清戰役以後三國干渉により返還した遼東半島を奪還したよりも、遙に雄大なる權益を南滿洲の地に樹立し得たるものと云ひ得る。

中立地帯の一切の經濟行爲に對して、日本は禁止權を有するが故に、これが許可に際して、正義の通念に違反せざる範圍に於て、當該行爲に参加を申込み、又は手数料を徴收し得るのに、從來唯の一回だも、日本に依つて此の權利が主張せられざるが故に、實行もせられて居ないことは既述の如くであるが、然らば實際的に見て、中立地帯に於ける主要産業は如何なるものであるか。

鑛業に於ては、滿鐵本線普蘭店驛の西方約五十軒に於ける復州五湖嘴炭坑を以て、最も有望なるものとする。同炭坑は鑛區面積二一、九二九畝、埋藏炭量一三、八九九、〇〇〇噸と云はれ、資本金二百萬元を以て、東北鑛業公司の經營に屬して居るが、炭種は煉炭原料としては鴻基炭に劣らず、製鐵炭炭用配合炭として使用に適する無煙炭であり、海岸に接近せるが故に運搬至便である。現に日産五百乃至八百噸、年出炭廿萬噸であるが、施設宜しきを得んには、非常に有利である。此の他同炭坑に近接して存する耐火粘土は、復州鑛業株式會社の經營であつて、昭和五年年度産額五萬噸に及んで居り、轉山子の菱苦土、沙崗臺、靠山臺、破臺子、崔家屯の螢石、瓦房店附近の石灰等をも列擧し得る。

四

漁業に於ては、遼河々口より熊岳城に至る所謂熊岳城漁場が有名であり、五月乃至六月の頃グチ魚のみにて、産額三十萬圓に及ぶ。熊岳城漁場に關して、從來日支間に紛争のあることは、茲に詳説するを避ける。

製鹽業は營口より蓋平に至る所謂蓋鹽場に於て、副數一、〇七二、民國十六年度貯鹽高二〇二百萬斤、復縣鹽場に於て、副數九四二、同年度貯鹽高三三〇百萬斤、莊安鹽場に於て副數五一九、同年度貯鹽高五九百萬斤である。以上の外柞蠶業、

煉瓦工業、瓦房店を中心とする果樹栽培等も、相當盛大である。

以上は中立地帯に於ける主要産業の概観に過ぎぬのであるが、從來日本の熱望なりと雖、關東州境域子離以外を一步だも踏み出し得ざる金福鐵道の完成の如きも、假令日本が勝手に敷設し得ずとするも、所謂一切の經濟行爲に對する禁止權さへ活用すれば、既に容易に目的を達し得た筈であると思はれる。

益端は逆轉して、宮崎君に依り、一八九八年五月追加協定の誤譯に就いて一言したい。宮崎君が「滿洲中立地帯に關する條約に就て」を書いた昭和四年一月には

(1) 明治四十五年七月發行東亞同文會編纂「再增補東亞關係條約彙纂」

(2) 大正十一年五月發行東亞同文會編纂「增補支那關係條約彙纂」

(3) 大正十四年十一月發行滿鐵調查課編纂「南滿洲鐵道株式會社關係條約彙纂」

(4) 大正十三年三月發行外務省條約局編纂「英、米、佛、露の各國及支那國間の條約」

以上四種の書物に、別々の追加協定譯文が掲載せられて居たよしである。此のうち

(1) 「再增補東亞關係條約彙纂」に掲ぐるものは、單に外務省書類に據ると附記してあるが、何國語より翻譯したか不明であり、大體支那文に據りたるものと推定し得るも必ずしも然らざる所がある。

(2) 「增補支那關係條約彙纂」に掲ぐるものも亦、何國語より翻譯したか不明であるけれども、まづ支那文に依つたものと推定してよからう。

(3) 「南滿洲鐵道株式會社關係條約彙纂」に掲ぐるものには支那文が添附してあるから支那文によつたことは明白である。

(4) 最後に外務省條約局編纂なるが故に、日本外交の指針として最も注目すべき「英、米、佛、露の各國及支那國間の條約」に掲ぐるものは、驚くべし英語譯文よりの重譯であるが、以上四種類共に、原文と引合せて見て誤譯に充ちて居る。

問題を追加協定中、中立地帯に關する條文のみに限つて見るに、明治四十五年發行なるが故に最も古く、大正十一年「增補支那關係條約彙纂」の出版せられる迄世間に使用せられたる唯一の條約彙纂なる「再增補東亞關係條約彙纂」には、中立地帯の境界を決定したる第二條は兎も角とし、筆者の所謂支那の原則的行政權に、最も重大なる經濟的制限を加へたる第五條第三項は、途方もない誤譯をして居る、支那人にあらざる「外國人」が、中立地帯に於て經濟的行爲をなす場合にのみ、露國の同意を要するものとして居り、肝腎の支那人を除外して居る。既述の如く此の譯文には、外務省書類に據ることが附記してあるが、事實さうであつたかどうかは、證據のないことであるから、斷定するを得ない。大正十一年に發行せられた「增補支那關係條約彙纂」以後大正十四年滿鐵より發行せられたるもの、大正十三年外務省より發行せられたるものには、何れも此の「外國人」なる文字を加へざるが故に、支那人をも包含して居ること、否、主として支那人に對して居ることは明白であるが、永年遺忘せられたる權利であるから外務省も今更主張を躊躇し、學者も氣付かなかつたのであらう。

五

繰返すやうであるが、外務省が當初追加協定第五條第三項に、支那人にあらざる「外國人」なる制限を加へて誤譯して居つたか否かに就き、確適なる證據のなきことは既記の如くであるが、日露戰爭の結果として、日本が滿洲に於て獲得すべき權益に基本たるべき租借條約及追加協定には特に「解釋の爲には、露西亞語の原文を以て正文とす」とあるに關せず、今に外務省が全然第三國語なる英語譯文より重譯し、英語譯文の全體に充満せる誤謬を其の儘に繼承せるは、沒常識愚慢にして、底知れざる失態である。斯くの如き失態と、今日迄此の重要な權利が、全然主張せられざりし事を考慮する時は、或は同文會條約集に云ふやう、外務省は矢張り追加協定第五條第三項に支那人にあらざる「外國人」なる制限を加へて居つたのではなからうか。否斯くの如き制限を加へて居たと云はれても、辯解の辭ないであらう。爲念、追加協定第

二條及第五條だけに就き、露語直接の宮崎譯と英譯より重譯の外務省譯とを比較する時は、以下の如くである。特に傍點に注意を必要とす

宮崎氏の露原文直譯

第二條 第一條所定の露國の租借地域の北方に於て、一八九八年三月十五日締結北京條約第五條に従ひ中立地帯を設定し、右地帯の北方境界は遼東半島西海岸の蓋州河口より岫巖城の北方を通過して大洋河に至り、該河の左岸に沿ひて其の河口に至るものとす。該河口も亦中立地帯内に含まるるものとす

第五條 清國政府は左の事項を約諾す。

- 一、露國の同意を得るに非れば中立地帯の土地を一切外國人に租借讓渡せざること
- 二、中立地帯の東部及西部海岸にある海港は之を外國通商の爲に開かざること
- 三、露國官憲の同意を得るに非れば中立地帯の全地域に於て鐵道の敷設、鑛山の採掘及一切の産業及商業上の企業に對する如何なる特許をも許與せざること

外務省の英譯の重譯

第二條 第一條所定の境界の北方に、北京條約第五條に従ひ中立地域を設定し、右地域の北境は、遼東西海岸の蓋州河口より、岫巖城の北方を通過して大洋河に至り、該河の左岸に沿ひて河口に至るものとす。該河も亦中立地域内に含まるるものとす

第五條 支那國政府は左の事項を約諾す（即ち承認することを約諾す）

- 一、露西亞國の同意を得るに非ざれば他國民の使用の爲中立地域内に何等の「コンセンション」を設定せざること
- 二、中立地域東部及西部の海岸にある港は他國の通商に開かざること
- 三、露西亞國の同意を得るに非ざれば道路及鑛山利權、産業及商業特權は之を中立地域内に於て許與せざること

最後に中立地帯に關する日本の權利は、久しく遺忘せられて居たけれ共、決して消滅して居ない。今回の事變に際して日本の主張は、既得權擁護と、内政不干渉と、領土的野心の皆無とを中心として居る。誤譯は外務省の紀綱弛緩を表示して居ても、幣原外相の責任とも云へないから過去の辨明に浮身をやつす必要はない。幣原外相たるもの、何處迄も安心して、此の中立地帯に關する權利を、今茲に改めて、少々は面はゆくとも日本の爲であるから、支那に向つて主張せねばならない。

(3) 滿洲事變と滿洲國の性質

既述の如く、滿洲事變當時に於てすら、日本の論客はその議論の目的如何に關せず、不思議にも、實行せられつつある既得權と然らざる既得權と云ふ分類のみを頑迷に固守して居た。滿洲支配性を目的とせる既得權などと云ふ分類を考慮する者はなかつたが、それでも日露戰爭が終つた當時には、日本人は全部緊張してゐたから、長春以南の滿洲は、日本のものになつたも同然だと、直覺的に斷定して居たのである。然るに世が末になると、誰もが、滿洲に於ける既得權は滿鐵の運賃稼ぎなりとか、撫順の石炭掘りなりとかと云ふに至つたのである。

特に驚くべきは、民政黨内閣または軟弱外交の代表者とせられて居る幣原外相の時ではなくて、政友會内閣に於ける總理兼外務田中義一大將、滿鐵總裁山本条太郎の時に、滿洲に於ける

あらゆる併行線が、張作霖・張學良によつて着手せられ、かつ竣成したことである(註1)。歴史は湮滅すべからず、また湮滅し得ざるものである。滿鐵西方に於て並行線をなす打通線工事の最後の最長區間なる彰武通遼間八十六哩は、昭和二年初起工、十一月竣成した。また滿鐵東方にて並行線をなす瀋海・瀋陽驛と北寧・瀋陽驛との連絡は昭和三年十二月に、吉海線は昭和二年五月起工、昭和四年五月に開通した。かくて滿鐵の収益は非常なる減少を來たしたが、日本が滿洲に於て有する既得權の侵犯は、並行線敷設問題を中心として、全面的に行はれた。これは今も何人も知る所である。かくて問題は、滿鐵利益の減少に止らずして、結局日本は滿洲より撤退せねばならぬ。滿洲より撤退せねばならぬことは、また朝鮮よりも撤退せねばならぬことを意味し、日本は三等國に墜ちることになる。そこで國論は沸騰した。而して此の國論を代表せる軍部により、時の外務省を無視して、昭和六年九月十八日柳條溝鐵道爆破事件を契機として、終に滿洲事變が執行せられた。と云ふのが事の真相である。當時の外相こそ軟弱外交を以て鳴らした幣原喜重郎、滿鐵總裁は内田康哉であつた。

無論、滿洲事變は日本の既得權擁護のために起つたのであつて、決して、既得權を捨てるために起つたのではない。左様なことはあまりにも明瞭である。そこで滿洲國が成立し、日滿不可分關係即ち「日滿議定書」(註2)が締結せられた。而して此の不可分關係は益々濃厚緊密を加へ、「日滿經濟共同委員會設置に關する協定」(註3)となり、一徳一心の「回鑾訓民詔書」(註4)とまでに發展した。そこで最早所謂日本の既得權の多くは不要となつた。即ち滿鐵附屬地行政權の如き、滿鐵並行線敷設禁止權の如き滿洲國に移讓せられたのである。これ恰も接木をする時に棄ててくるが、木が接げてしまへばその棄は不要となり、棄ててもよい。否、棄てた方がよいから棄てるのと同じである。かくて滿洲國は、立派な獨立國には相違ないが、日本との不可分性は愈々濃厚となり、結局將來は、事實上に於て無國境的となり、日本と同一視し得るまでに至るであらう。

茲に特に云つて置きたい。日本の國體を論ずる場合には、天孫降臨の際の所謂天壤無窮の御神勅まで遡つて説明せねばならぬ。滿洲國の國體を論ずる場合には滿洲事變、日本の既得權の性質と、その侵犯、及その擁護まで遡らぬとわからぬのである。これが滿洲國の天孫降臨にあたるのである。即ち滿洲國の憲法も、法律も、滿洲事變と日本の既得權とを無視しては説明つかぬのである。と云つて初めて常識ある者に首肯出来ると思ふ。それを今更滿洲に於ける日本の既得權を論ずるなどは水臭い話だと云ふ如きは、歴史を湮滅せんとする胡麻化しの妄論であ

り、私のとらざる所である。

吳々も、斯くの如き次第であるから、滿洲國は日本の植民的保護地即ち保護國ではなく、立派な獨立國である。日本の植民地ではないが、その不可分の生命線である。日本の立場よりすれば、その植民的發展に於て論じてよいのである。これは私の獨斷ではない。拓務省から出て居る拓務要覽には、その昭和九年版まで關東州、滿鐵會社、及滿鐵附屬地が拓務省の管轄に屬した期間、「滿洲事情一般」に百頁餘も割いて居る。繰返すが、大東亞戰爭の占領地域のうちには、既に獨立を與へられたる諸地域がある。これ等諸地域も亦、日本の植民地ではないにきまつて居るが、それは滿洲國と同様の意味に於いて、日本から見ればその植民的發展に於て論じてよい。その然る所以と、これに關する東條首相の聲明とに就いては、依りて以て日本が、振古未曾有の植民帝國を造りつつある理由を説明する場合に、説明したいと思ふ。

(註1) 南滿洲鐵道に伴ふ既得權維護に保持發展とその蹂躪とに就いては、日本評論社發行「現代經濟學全集」第二十八卷世界恐慌中の小著「滿洲問題」に詳述してある。

(註2) 日滿議定書

日本國ハ滿洲國カ、其ノ住民ノ意思ニ基キテ、自由ニ成立シ、獨立ノ一國家ヲ成スニ至リタル事實ヲ、確認シタルニ因リ、

滿洲國ハ中華民國ノ有スル國際約定ハ、滿洲國ニ適用シ得ヘキ限リ、之ヲ尊重スヘキコトヲ、宣言セルニ因リ、日本國政府及滿洲國政府ハ日滿兩國間ノ善隣ノ關係ヲ、永遠ニ鞏固ニシ、互ニ其ノ領土權ヲ尊重シ、東洋ノ平和ヲ確保センカ爲、左ノ如ク協定セリ。

一、滿洲國ハ、將來日滿兩國間ニ、別段ノ約定ヲ締結セサル限リ、滿洲國領域内ニ於テ、日本國又ハ日本臣民カ、從來ノ日支間ノ條約、協定、其ノ他ノ取極及公私ノ契約ニ依リ有スル、一切ノ權利利益ヲ確認尊重スヘシ。

二、日本國及滿洲國ハ、締約國ノ一方ノ領土及治安ニ對スル一切ノ脅威ハ、同時ニ締約國ノ、他方ノ安寧及存立ニ對スル脅威タルノ事實ヲ確認シ、兩國共同シテ國家ノ防衛ニ當ルヘキコトヲ約ス。之カ爲所要ノ日本國軍ハ滿洲國內ニ駐屯スルモノトス。

本議定書ハ署名ノ日ヨリ效力ヲ生スヘシ。

本議定書ハ日本文及漢文ヲ以テ、各二通ヲ作成ス。漢文本文ト、日本文本文トノ間ニ解釋ヲ異ニスルトキハ、日本文本文ニ據ルモノトス。右證據トシテ、下名ハ各本國政府ヨリ、正當ノ委任ヲ受ケ、本議定書ニ署名調印セリ。

昭和七年九月十五日即チ大同元年九月十五日新京ニ於テ之ヲ作成ス

昭和七年九月十五日

日本帝國特命全權大使 武藤 信義
滿洲國國務總理 鄭 孝 胥

(註3) 日滿經濟共同委員會設置ニ關スル協定

日本國政府及滿洲國政府ハ、日本國及滿洲國ノ間ニ存スル日滿兩國ノ經濟上ノ依存關係ヲ永遠ニ鞏固ナラシムル爲、日滿兩國經濟ノ合理的融合ヲ實現セムコトヲ希望シタルニ因リ

六 大東亞戰爭以前に於ける日本の植民的發展特に滿洲國の意圖

兩國政府ハ昭和七年九月十五日、即チ大同元年九月十五日調印ノ日本國滿洲國間議定書ノ趣旨ニ據リ、日滿兩國相互ノ重要ナル經濟問題ニ關シテモ、日滿兩國ハ充分且緊密ニ共同ノ實ヲ舉タルノ必要ナルヲ認メタルニ因リ、兩國政府ハ日滿經濟共同委員會ヲ設置スルコトニ決シ、茲ニ左ノ如ク協定セリ。

第一條 滿洲國新京ニ日滿經濟共同委員會ヲ設置ス。

第二條 委員會ハ日滿兩國經濟ノ連繫ニ關スル重要事項、及日滿合辦特殊會社ノ業務ノ監督ニ關スル重要事項ニ付、日滿兩國政府ノ諮問ニ應ジ、其ノ意見ヲ兩國政府ニ具申スヘキモノトス。

第三條 日滿兩國政府ハ前條ノ事項ニ付テハ豫メ之ヲ委員會ニ諮問シ、其ノ意見ヲ俟テ之ヲ處理スヘキモノトス。

第四條 委員會ハ必要ニ應ジ日滿兩國經濟ノ合理的融合ニ關スル一切ノ事項ニ付、日滿兩國政府ニ建議スルコトヲ得。

第五條 委員會ノ組織及運用ニ付テハ、本協定附屬書ノ定ムル所ニ依ル。

第六條 本協定ハ署名ノ日ヨリ實施セラレハシ。

本協定ノ正文ハ日本文及漢文トシ、日本文本文ト漢文本文トノ間ニ解釋ヲ異ニスルトキハ、日本文本文ニ依リ之ヲ決ス。右證據トシテ下名ハ各本國政府ヨリ正當ノ委任ヲ受ケ本協定ニ署名調印セリ。
昭和十年七月十五日即チ康德二年七月十五日新京ニ於テ本書ニ通シ作成ス

日本帝國特命全權大使 南 次 郎
滿洲帝國外交部大臣 張 燕 卿

(註4) 回鑾訓民詔書

朕登極ヨリ以來、^{スレバ}ニ躬ラ日本皇室ヲ訪ヒ、修睦聯歡以テ積慕ヲ伸ヘンコトヲ思フ。今次東渡宿願克ク遂ク。日本皇室懇切相待チ、備サニ優隆ヲ極メ、其臣民熱誠迎送亦禮敬ヲ殫竭セサルナシ。衷懷銘刻殊ニ忘レル能ハス。深ク推フニ、

我國建立ヨリ以テ今茲ニ達フマテ、皆友邦ノ仗義盡力ニ頼リ以テ不基ヲ奠メタリ。茲ニ幸ニ親シク誠悃ヲ致シ、復々意ヲ加ヘテ觀察シ、其政本ノ立ツトコロ仁愛ニ在リ、教本ノ重ンスルトコロ忠孝ニ在リ、民心ノ君ヲ尊ヒ上ニ親ム天ノ如ク地ノ如ク、忠勇公ニ奉シ、誠意國ノ爲メニセサルハナシ。故ニ能ク内ヲ安ンシ外ヲ擴ヒ、信ヲ講シ鄰ヲ恤レミ、以テ萬世一系ノ皇統ヲ維持スルコトヲ知レリ。朕今躬カラ其上下ニ接シ、咸ナ至誠ヲ以テ相結ヒ、氣同シク道合シ、依頼愈ラス。朕 日本天皇陛下ト精神一體ノ如シ。爾衆庶等更ニ當ニ仰イテ此ノ意ヲ體シ、友邦ト一徳一心以テ兩國永久ノ基礎ヲ奠定シ、東方道徳ノ眞義ヲ發揚スヘシ。則チ大局ノ和平人類ノ福祉必ス致スヘキナリ。凡ソ我カ臣民務メテ朕カ旨ニ遵ヒ、以テ萬禩ニ垂レヨ。此ヲ欽メ。

御名 御璽

康德二年五月二日

七 植民と移民

(1) 植民と移民との形式的區別と矢内原前教授と山本博士の論争

幾度か繰返すが、植民地の觀念成立には、人が移住すると云ふことは、全然關係がない。植民地は唯一國の世界經濟的及世界政策的發展目的達成の爲の行政地域であれば、それで成立して居る。然らば此の植民地領有目的達成の爲に、植民地に本國人が移住する必要如何と云へば、それは大いにあるにきまつて居る。米大陸諸國は、今日では殆ど獨立して居るが、當初は

植民地として本國の移住民によつて建設せられて居る。東洋へは移住民を送出し得なかつたが、それが出来ればその植民地保持發展に好都合であつたに相違ない。本國の過剰人口のはげ口としても、植民地は適當である。詰り植民地に本國人が移住すると云ふことは、植民地成立には關係ないが、その利用には必要であると云ふ理窟である。然れば植民地に本國人の移住する政策は、植民政策の一部分であり、植民地移住政策と云ふを適當とするが、それは植民政策中に於て、重要な地位を占めるのである。

そこで通説によれば、植民とは本國人が永住の態勢を以て、その植民地に移住する者を云ひ、移住とは矢張り永住の態勢を以て、植民地以外に移住する者を云ふ。植民と移住とを以上の如くに區別するは、區別する人の自由とも云へようが、問題は此の形式的區別の包蔵する理由、即ち本質的差異にある。この點に關して、矢内原前教授と山本博士とは意見を異にして居り、矢内原前教授は以下の如く云つて居る。

「學者多くは植民と移民とを區別し、その標準として新發展地の本國に對する政治的從屬關係を高調す。既に擧げたるケプナー即ち然り。山本博士亦曰く、「移民とは自國の主權の行はれざる他國に移住するものを謂ふも、コロニーとは本來の國土以外に於いて自國の主權の行は

るる土地に發展する者を謂ふ」と。之れ殆ど學者の通説である。併し乍ら私は之に對して二つの疑問を持つ。之等の説明は「自國の主權」なるものを有せざるユダヤ人のパレスチナ移住の如きものを包容すること能はざることその一、又例へば我が國と政治的に從屬關係を有する朝鮮に於ける日本人の移住的活動と、朝鮮の接壤地域滿洲に於けるそれと、或は布哇に於けるそれ等との間に、何等社會的實質上の區別を認むるを得ざることその二。蓋し法律的國家的立場よりすれば、本國との統治的關係は重要な事項である。然るに植民なる社會現象それ自體に就いて、その社會的實質的意味を探らんが爲には、地域の政治的歸屬は之を缺くべからざる要素であるとするを得ない。故に私は所謂植民と移民との本質的區別を否定する。」(註1)

私が所有して居る矢内原前教授の「植民及植民政策」は、昭和四年一月訂補再版である。また山本博士の「植民政策研究」は、昭和十一年十二月再版である。然るに山本博士は、此の矢内原前教授の異議を解くに足る説明をせず、依然植民と移民との通説を掲ぐるのみで、それ以上一步も出て居ないのは如何したものであらう。茲に私は矢内原前教授の疑問とする所に明答を與へ、植民と移民との本質的區別を明白にせんと欲するのである。

(註1) 矢内原忠雄著「植民及植民政策」第八頁

(2) 植民は國家を運搬するが故に植民地を同化するも移民は然らず

矢内原前教授が第一疑問として居る所については、私は既に第二講に於て明答を與へて居るユダヤ人のパレスチナ移住や、無國家的の朝鮮人が滿洲の野をさまよふやうな行動と、國家の主權を脊負うて居る近世的植民運動とは、全然性質が違ふ。それを遮二無二同一範疇に入れ、植民政策に於て論じなければならぬとは、なさけなき次第である。次に第二疑問として居る「朝鮮に於ける日本人の移住的活動と、滿洲に於けるそれと、或は布哇に於けるそれ等との間に何等社會的實質上の區別を認めることを得ざること」は、それは矢内原前教授の推理力不足の問題である。推理能力にあれば、實質上の區別は出来る筈である。現にスィーレーのエキスパンション・オブ・イングランドは、これに明答を與へて居る。即ちその第一部第三章「英帝國」に於て、

「若し國家は民族なりとせば——國土ではなくて民族なることに注意せよ——近世的國家が一般にその移住者を、國家の外に出て行くものとは考へないで、移住者と共に國家を運搬するものと考へる (to regard their emigrants not as going out of the State but as carrying

the State with them.) に至つたことには、立派な根據を認め得る。即ちイギリス人の住むところにイギリスがある。フランス人の住むところにフランスがあると云ふわけで、北米に於ける佛領は、「ニュー・フランス」と呼ばれて居り、また英領のうち少くも一團體は、「ニュー・イングランド」と呼ばれて居る」

と云ひ、更に

「現今獨逸人は不斷の流れをなしてアメリカに移住するけれ共、膨脹ドイツ (Greater Germany) は出現しない。その故はこれ等の移住民はその國語とその思想とを携へて行き、また恐らくはこれを全然失ふが如きことはなからうけれ共、彼等と共に國家を運搬しないからである。ドイツがかくあるは、偶々その移住運動が遅すぎたので、新世界は既に諸國に分屬して居た爲に、移住者は無理にその中へ入り込まねばならなかつたのである。」「然るに大英帝國はイギリス國家の實質的膨脹であり、イギリス民族のみならず、イギリス政權を海を越えて運搬して居る。(But Greater Britain is a real enlargement of the English State, it carries across the seas not merely the English race, but the authority of the English Government)」と云つて居る。即ちスィーレーはニュー・イングランドに移住するイギリス人も、ニュー・フラ

ンスに移住するフランス人も、乃至米大陸に移住するドイツ人も、何れも同様に移住者 (Immigrant) と云つて居るけれども、これを植民政策的普通語に云ひかへれば、自國の植民地に移住する者、即ち植民は國家を運搬する。併しながら他國に移住する者、即ち移民は國家を運搬しないと云ふことになる。

私は今更移民が國家を運搬しないことにつき、感慨無量なるものがある。一體日本民族ほど特異性を有するものは世界にない。衣食住が全然異つて居る。凡そ衣食住の様式は原始時代に於て、真先に思考することであるが、その思考の仕方が、根本的と云つてよいほど、外國とは違ふ。此のものの考へ方が根本的と云つてよいほど違ふことは、同時に根強く違ふことを意味して居る。而してかく原始時代より、根本的にして根強く外國とは違ふ國民性が發展して、今日の日本と云ふ特殊の國體が出来て居る。申すも長ききはみながら、萬世一系の皇室をいたたく事になつて居ると思ふ。それ故に南北アメリカに行つて居る日本の移民は、彼の地に於て容易に同化しない。同化せぬにきまつてゐる。容易に同化するやうなものは、眞の日本人ではないのである。

兎に角、近時日本には、盛に人口が増殖した。年々百萬人宛増殖すると云はれた。各家庭で

は、出産があると昔からの慣例により、赤飯を炊いて祝つたが、日本の政府は泣きの涙であつて、只管に日本の人口が増殖することを恐れた。只今口をぬぐつて知らぬ顔をして居る學者政治家で、日本の人口増殖悲觀論者なりし人は、その邊に澤山ある。そこで南北アメリカに行くことを盛に奨励したのであるが、南北アメリカに行つた日本人は容易に同化しない。同化せぬから彼の地で問題を生ずる。この點に就き、特に外務省は頭痛鉢巻であつた。併し容易に同化しないと云つても、固より程度問題で、二世三世となると矢張り日本人的特質を失ふ。例へば、一兩年以前南米ペルーから歸つて來た小學校長の話によると、ペルー政府は日本人教育の制限令を發布し、十人教師が居るとその八人までペルー人でなければならぬ。日本人は二名に限定せられた。又語學時間十時間とすれば、その八時間までペルー語を學ばねばならぬ。日本語は二時間しか教授出来ない。と云ふことで私は實に情なく感じた(註1)。二世三世は、日本人教師に接しない。日本語を學ばない。日本の國風がわからぬ。日本の文書が讀めない。即ち二世三世となると段々日本人でなくなる。それでは南米人になりきるかと云ふと、顔色が違ひ髪の色が違ふ。南米人にもなりきらぬ。一種のインターナショナル的な人間になるのが多い。要之、南北アメリカに於ける移民は、移民の代表的なものであつて、國家を運搬しない。氣の毒なが

ら棄民であつたのである。

然るに私が最近まで滿洲移住協會常務理事として、火の如くなつて送つて居た滿洲開拓民と滿蒙開拓青少年義勇軍とは、標本的の植民である。滿洲國は日本の植民的發展である。滿洲國に對する移住者は永久に日本語を話す。日本の軍人となる。無論日本の農村を滿洲に運搬しつゝある。併し、日本の農村を滿洲に運搬する以上は、立派に理想的に運搬せねばならぬに相違ない。立派に理想的に日本農村を運搬する者は、教育によつてのみ打出し得るのであるから、茲に特に滿蒙開拓青少年義勇軍と云ふ制度が設けられたのである。説明が前後するが、滿洲農業移民乃至滿蒙開拓青少年義勇軍が滿洲に於ける日本人、日本植民の中核をなすものであることは、固よりである。

日本農村を中心として、日本そのものを滿洲に運搬すると云ふと、滿洲國の五族協和との關係が問題となるかも知れないが、私どもは日本を運搬すると云ふことが五族協和の核心をなすと考へて居る。何となれば日本人は五族の中で、最も優秀なる民族である。この優れたる日本人が、その資格を下げると云ふ法はないので、他の四族を日本人まで引上げねばならぬのである。これが五族協和の中心觀念である。そこで私はスィーレーに依つて、植民は國家を運搬する

が、移民は國家を運搬しないと云つたのであるが、更に附け加へて云ひたい。

「植民は國家を運搬するが故に植民地を同化する。併しながら移民は然らず」と。

植民と移民とは、大體以上の如き區別があるけれども、國家運搬及移住地同化の程度厚薄は、移住地の差異と、移住民の職業の差異とに依つて、必ずしも同一ではない。例へば、布哇に於ては、四十二萬人の人口中、その半数以上は日本人である。米國の好きな民族自決の主張から云つても、布哇は日本の領土とならねばならぬと思ふが、地理から云つても小笠原島のさきにある。大東亞戰爭によつて、當然に日本が占領する筈であるから、布哇の日本の移民は植民となる前提である。南北米移民とは性質が違ふ。此の論法を以てすれば、オランダは蘭領印度を當然に喪失する筈であつたから、同地のオランダ人は植民であつても移民になりかはる前提であつたとも云ひ得る。

また同じく植民と云つても、農民は土地を耕耘する。耕耘する土地には汗がにじみ、血がにじむ。そこで農業移民は土に根を下ろし、定着力が強力である。殊に日本に於て、純乎たる日本の姿を持つものは日本農村であるから、純日本の姿を、移住地に根強く移すのが農業植民である。然るに商工植民は利益を追求し、移動性が多い。それ故に商工民は、假令植民地に移住

しても、移民的の植民であると云はねばなるまい。

私は以上に於て植民と移民との本質的區別を、スィレーによつて明白にしたのであるが、スィレーを俟たずとも、植民地の定義にして私どもの主張する如く、「一國がその世界經濟的及世界政策的の爲の行政地域である」以上、その植民地に移住する本國人の使命は、少くもその本國の世界經濟的及世界政策的の爲の達成の爲であることだけは明白である。それ故に私はスィレーを解釋して簡單に「植民は國家を運搬するけれども移民は然らず」と要約し、またそれ故に「植民は移住地を同化するも移民は然らず」と云ひ得たのであつて、茲でも私の植民地の定義の妥當なることが實證せられて居る。

(註1) 昭和十五年二月三日・讀賣新聞

(3) 矢内原前教授の所謂實質的研究批判

植民と移民との本質的區別を茲まで進めると、矢内原前教授の疑問は氷解したと思ふ。朝鮮、滿洲、布哇等に於ける日本の移民は、その移住地の地域的特質に従ひ、その職業によつて日本國の發展に於ける別方面を擔任して居る。即ちこれ等の移民に、社會的實質的區別を認め得

ないと云ふことはあり得ないのである。

一體矢内原前教授は、その「植民及植民政策」の序文に、「本書が類書に伍して一の地位を與へ得らるべしとせば、それは植民及植民政策の實質的研究、少くもそれへの努力の點に於てでありたいと願ふ」と云ひ、「植民の行はるる地が植民地であり、植民に關する政策が植民政策である」と主張するのであるから、植民の研究さへすれば、結局植民政策にも論及せざるを得ざる譯であり、その實質的研究と云ふは、植民に關する研究である。併しこれでは前教授は、植民政策と植民地に對する本國人の移住政策とを混同して居る。植民政策は植民地に對する一國の世界經濟的及世界政策的の爲の綜合政策である。植民地に對する本國人の移住政策は、植民政策の一部に過ぎない。自然植民政策の實質的研究と云へば、植民地に對する一國の世界經濟的及世界政策的の爲の綜合政策そのものに關する研究であらねばならぬのである。前教授の所謂實質的研究と云ふは、實質的研究ではなくて、見當違ひである。況してやシベリアの荒野にさまよへる朝鮮人、シオン運動のユダヤ人と、近世的植民運動とを同一視するのみか、移民も植民も實質的に於て何等異なる所なしとするにより、前教授の實質的研究とは「國家的及國民的の制約より解放すること

を意味する」所謂社會群の研究であると云ふことになり、見當違ひより、見當違ひへと發展して居る。

第五講 植民的發展の原則と外交の原則

一 外交の原則と民族・人種・國民

所謂外交とは國家相互間の紛争解決のための談判である。國家相互間の紛争は、必ずやその當事國の一方又は双方が、發展せんとする場合に起る。然るに今日に於ては無主の地域はないから、一國の植民的發展は併合、割讓、買入、交換等による外ないが、その手段は結局外交である。それ故に外交規律の原則は、植民的發展の原則を包藏する筈であり、少くともこれと矛盾するを許されぬのである。

即ち私は思ふ。近世的國家に於ける外交規律の原則も亦、その當事國の世界經濟的及世界政策的發展目的のみ、即ち當事國の世界を對象とする經濟的及國防的利益、即ち獨立自存と云ふ單獨利益追及のみを中心として回轉して居る。それ以外の何ものも關係がない。これが當然である。當然であるが故に同時に正義人道になつて居る。他國の爲にいらざるおせつかいなど

それこそ宋讓の仁である。無用である。正義人道は左様な安價なものでは絶對にないのである。そこで此の第五講に於ては外交の原則の方面より、植民地及植民政策の中心觀念なる世界經濟的及世界政策的目的達成の爲と云ふ觀念が、正義人道に適應して居ることを説かんと欲するのである。

尤も以上に云ふ外交の原則は民族的團結を中心として成立せる近世的強國、例へば日本とか、イギリスとか、ドイツとか近世的強國について云ひ得ることであるが、民族、人種、國民の觀念は、往々にして誤用混用せられやすい。それ故に此の際、これ等の觀念について、少しく解説を試みる必要がある。

思ふに民族とは、東郷實博士がその「植民政策と民族心理」(註1)に云ふやう、歴史的に又文化的に、同一の精神的存在なることを相互に意識せる人々の總體であると云つてよからう。それ故に民族の觀念は、體格の解剖的諸特徴とも關係なく、またそれが同一國家に屬してゐるか否かも問題でないが、必ずや歴史的に又文化的に同一の精神的存在なることを相互に意識せる人々であらねばならぬ。即ち同一國家を創造せんとする熱望を必要とするのである。然れば今日の所謂強國が、民族國家であることは勿論である。かく考へると、往々にして聞く歐洲民

族とか、東洋民族などと云ふものはあつたことがない。また英領印度の如きも、言語の系統さへ異なる諸地方の集合であつて、現在なほ一民族を結成して居るとは云ひ得ないであらう。支那も亦然り。今日の支那は單なる社會であるか、民族的結成であるか頗る疑問である。尤も民族と云ふ觀念は崩壊することがある。例へばアングロ・サクソンは一國として團結せざるべからずと云ふのは、英本國人の主張であるが、米國は既に本國と戰つて、而して獨立して居る。否、その自治植民地の殆ど全部は、後述するが如くに、結局將來米國の例に倣ふ運命にあると思ふ。なる程米國は只今英國と共に、日本その他樞軸側と大戰爭をして居るが、そは米國が英國と同一民族であると云ふ信念から起つてゐるのではない。偶々英國と利害を共同にして居ると云ふ觀念から起つて居る。その理由は後述するが、米國の獨立は、一民族が崩壊して、別に新民族を創設する例であるが、朝鮮の如くに發展的に解消して他民族に入る場合もあり得る。朝鮮は當然に日本と一民族を結成すべき運命にあつたのである。かく云へば大東亞共榮圈内の諸民族は運命共同體であるから、假令獨立的形態を有するものでも、日本を核心とする同一存在體の一局部的信念を持つべき筈であると思はれる。兎に角、此の民族の觀念は、或は崩壊し又は新に創造せられるが、人種國民の觀念と對照するによつて、益々明白となる。

人種とは身體的解剖的諸特徴を、遺傳的に具有する人々の總體である。歴史的文化的に同一の精神的存在たるの自覺を必要としない。民族には精神が通つて居るが、人種には精神が通つて居ない。また必ずしも同一國家に屬する必要はない。それ故に人種と云ふ觀念は、觀點の異なるに従つて頗る曖昧となる。東洋人種などと云ふ者はある筈はないが、有色人と云つても非常に範圍が廣くなる。グラスのやうな無色透明人種はないから、見方によつて、人は皆有色であるが、白人に對する意味から黒人も、印度人も、黄色人も、黄色人に屬して居るにより日本人までも一緒に入れても、何の爲に有色人種と云ふのか、分らぬことになる。例へば印度人は背が高く、骨柄も西洋人とよく似てゐる。西洋人に墨汁をかけた様な者が印度人である。日本人とは餘程違ふ。印度人は所謂アリアン人種である。寧ろ白人の部に屬する。但し佛教東漸により、印度以東には、思想の共通點は餘程ある。何れにしても人種と云ふ觀念は、身體的解剖的共通を全體的に綜合的に見なければ無意味となるが、かく身體的解剖的共通を全體的に綜合的に見て、人種を同じくする者は、その發生原因を共通にするにより、地域を共通にし言語を共通にし、利害を共通にし、結局歴史を共通にすることが多いから、一民族をなすことが普通である。然るに既述スイレーは、コロニアル・エクスパンションは人種と、宗教と、利害關係

とを共通にするから、永久に結合すべきであると云つて居るが、地域の共通を無視してゐる。地域の共通は、少くも人種と、言語と、利害關係との共通を創造する基本であり、地域を共通にせざる時は、その他の共通を喪失するに至る。所謂コロニアル・エクスパンションの最大缺陷は茲にある。尙ほ地域の共通が、人種と言語と利害關係との共通を創造する基本なりとせば、印度の諸地方は、言語を共通にせずと雖、機會だに到來せば、一民族を組織するに至る筈であり、今日此の機會は到來して居るのみか、英國と云ふ共同の外敵に對するにより、人種さへも共通にせざる日本を核心とする大東亞共榮圏の一環ともなり得る。言語と人種との差異を超えて、一民族を組織し得る好例を造るであらう。民族と人種との説明が一應終つたから、特に注意して置くが、往々にして聞く、歐羅巴民族などはあつたことがなく、それは歐羅巴人種の誤りである。

國民と云ふ觀念は、單に同一國家に屬せる人々の總體を意味する。それ故に民族とも人種とも異なる觀念であり、如何に異民族異人種であつても、同一國家に屬すればそれでよい。

以上の如くに民族、人種、國民の區別をする時は、如何なる時代に於ても、鞏固なる民族的團結をなせる國家にあらざれば、強國はあり得ない。然れば現代的意義に於ける強國即ち大國